

# 諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務

## 成果報告書



平成 31 年 3 月

PwC コンサルティング合同会社

本報告書は、文部科学省による委託業務として、PwC コンサルティング合同会社が実施した「諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務」の成果を取りまとめたものです。

## ◇◇ 目次 ◇◇

序章 現代世界における研究公正の動向 .....	1
第1章 本調査の背景・目的 .....	3
第2章 本調査の実施体制および実施プロセス .....	8
第3章 カントリーレポート .....	12
アメリカの研究公正システム .....	13
イギリスの研究公正システム .....	29
フランスの研究公正システム .....	45
ドイツの研究公正システム .....	54
コラム：EUによる研究公正推進の取組 .....	62
オーストラリアの研究公正システム .....	65
韓国の研究公正システム .....	74
中国の研究公正システム .....	80
第4章 研究費の返還に関する諸外国の状況 .....	91
第5章 我が国の研究公正/不正対応の質向上に向けた議論 .....	95
謝辞 .....	100
調査実施体制(敬称略) .....	101
調査実施・報告書の作成 .....	101

## 序章 現代世界における研究公正の動向

研究不正への対応の強化は、現在、研究者コミュニティにとっても、研究活動を推進する行政機関にとっても喫緊の課題となっている。近年、我が国でも、理化学研究所を舞台とした STAP 細胞問題や、ノバルティスファーマ社の降圧剤をめぐるデータねつ造問題が大きな関心を集めたことは記憶に新しい。東京大学分子細胞生物学研究所(当時)では、2014 年に 33 報の論文で研究不正が認定され、再発防止策が実施されるなか、その 3 年後には新たに別の研究室から発表された 5 報の論文について研究不正が認定される事態となった。昨年には我が国の再生医療研究の拠点である京都大学の iPS 細胞研究所でもねつ造・改ざんが発覚したほか、つい最近も大阪大学の研究者による地震学研究における研究不正行為が明らかになったところである。

我が国を代表する研究機関で相次ぐ研究不正問題は、科学研究の発展を妨げるだけでなく、科学研究に対する社会からの信頼を揺るがすものでもある。研究不正の防止に向けて、これまでの取組を不断に見直ししながら、より実効性を高めていくことが重要である。

### (1) 研究不正問題に関する政策動向：「研究公正システム」

研究不正は、この間、我が国のみならず、国際的に問題になってきた。研究不正を未然に防ぎ、公正な研究活動を促進するためには、我が国と同様に研究不正問題に取り組んできた諸外国の取組など、研究不正問題をめぐる国際的な動向を踏まえることが欠かせない。

研究不正問題への対応は、従来、研究者コミュニティに全面的に委ねられてきた。しかし、世間の耳目を集める深刻な研究不正事案の発生を契機として、アメリカでは 1980 年代、欧州では 1990 年代、そして日本を含むアジア諸国では 2000 年代以降、研究不正問題は重要な社会的課題となった。そして、行政組織や資金配分機関の関与のもと、各国で研究不正に対する組織的な対応が強化されてきた。

その特徴は、研究不正に関する規則・規程やガイドラインなど明確なルール策定、研究不正の告発に対する調査体制の整備、研究機関の責任の明確化、研究不正問題に関与する行政組織や第三者機関の設置など、研究不正問題に対応するシステムの構築である。ただし、その制度化のあり方は、研究不正調査を複数の機関が分担する分散的なシステムを取っている国もあれば、公的研究公正組織が調査に関与する集権的なシステムを採用している国もあり、国によって大きく異なっている。松澤(2014<sup>1</sup>)は、「研究活動における公正さを確保し研究不正の低減を図るための国全体のシステム」に着目し、「研究公正システム」と名付けた。本調査は、各国の研究公正システムの実態を把握し、そこから我が国にとって有用な知見を得ることを目的とする。

研究公正システムは、その国の科学技術政策の歴史や研究支援体制、研究者コミュニティのあり方など、各種の要因に規定されている。従って、他国のすぐれた制度を部分的に切り取って導入すればうまくいくというものではない。研究公正を促進する制度の妥当性は、それぞれの国に固有の文脈との整合性・適合性に依存するのであり、研究公正システムという観点から検討する必要がある。

### (2) 国境を越えた動き：研究不正対応から研究公正促進へ

研究活動は国境を越えて展開されるものである。また、近年では国際共著論文の増加など、国境を越えた研究活動がますます活発になっている。

そのような中、研究不正問題をめぐるそれぞれの知見を共有し、また、研究不正への対応で協調を図るべく、

<sup>1</sup> 松澤孝明「諸外国における国家研究公正システム(2)：特徴的な国家研究公正システムモデルの比較分析」、『情報管理』、56(11)、2014 年

各国で研究不正問題への制度化がある程度進展した 2006 年頃より、国際的な議論が活発化してきた。

2007 年に開催された OECD グローバルサイエンスフォーラムの議題は、研究不正への対応であり、各国における研究不正行為の定義や、不正調査の実施方法などについて議論が交わされた。さらに、同年秋には世界中の研究公正関係者が集まり、リスボンで第 1 回研究公正国際会議が開催された。同会議はその後、シンガポール(2010 年)、モントリオール(2013 年)、リオデジャネイロ(2015 年)、アムステルダム(2017 年)で開催されており、本年 6 月には香港での開催が予定されている。

研究公正国際会議ではこれまで、シンガポール宣言(研究公正の基盤となる原則と職業的責任について)、モントリオール宣言(共同研究における責任について)、アムステルダム・アジェンダ(研究公正に関する研究の推進について)が採択されている。また、グローバルリサーチカウンシルは 2012 年に「研究公正の原則に関する宣言」を発表し、インターアカデミーカウンシルとインターアカデミーパネル(現インターアカデミーパートナーシップ)も同年、共同で「グローバルな研究事業における責任ある行為」を発表するなど、研究公正をめぐる国境を越えた共通理念が形成されつつある。また、欧州地域でも、2011 年には全欧アカデミー連盟と欧州科学財団により「研究公正のための欧州行動規範」が策定され(全欧アカデミー連盟によって 2017 年に改訂)、アジア環太平洋地域でも、2016 年以降、アジア環太平洋研究公正ネットワーク会議が開催されるなど、地域に拠点を置いた活動も活発化している。

これらの動きに共通しているのは、研究不正問題への対応を出発点としながらも、狭義の不正行為への対応に終始するのではなく、研究成果の信頼性を損なうような研究行為(「好ましくない研究行為」)を幅広く射程に入れ、取組を展開しようとしていることである。例えばシンガポール宣言では、研究公正の基盤として研究者の職業的責任を 14 項目に整理しているが、そのうち研究不正に直接関わる項目は 2 つのみである。他は、オーサーシップや適切な研究方法、研究の記録、研究結果・データの共有、社会への影響の考慮など、研究不正と関係性はあるものの、より幅広い研究行為を対象としている。また、再現性問題は、研究不正行為には該当しないものの、研究成果の科学的信頼性という観点で喫緊の課題である。近年、研究公正への取組では、「研究不正」よりも「研究公正」や「責任ある研究」、「適正な研究行為(Good research practices)」という用語が広く使われている。それは、研究成果の科学的信頼性を担保し、科学研究の質を向上していくためには、研究不正に焦点をあてた規制のアプローチには限界があり、より積極的な取組が重要だからである。この間、研究公正をめぐる取組において、研究倫理教育や研究公正を促進する研究環境の整備・改善が重視されてきた。それは、狭義の研究不正行為に限定されない、より幅広い問題に取り組んでいくことが必要だという共通認識の広がりによって支えられている。研究公正をめぐる国際的潮流は、研究不正への対応から、研究公正の促進へと重点を移してきたのである。

その際、発生した研究不正行為への対応に向けては行政組織や資金配分機関による規制が一定の役割を担うのに対して、研究公正促進への取組においては、規制によらず、研究者コミュニティ自身が中心的な役割を担う。研究不正の防止と研究公正の促進にはどのような組織がいかなる形で関与することが効果的なのかという観点から検討することが重要である。

本調査では、研究公正をめぐる国際的な動向を踏まえ、我が国における既存の制度の実効性向上、制度の改革への示唆を得るため、「国レベルの研究公正の取組」の国際比較を実施する。

# 第 1 章 本調査の背景・目的

## 1-1. 先行研究の到達点と課題

各国の研究公正システムの特徴と比較については、これまでいくつかの調査が国内外で実施されている<sup>2</sup>。それらの先行研究から得られている知見について、ここでは研究公正システムという観点から整理する。

### 1-1-1. 研究公正システムの機能

松澤の 2014 年の論文によれば、研究公正システムの機能は、(1)公正な研究活動の普及・促進を目的とする研究公正促進機能と、(2)研究不正の告発に対する手順を定め、適切な調査を実施する研究不正調査機能に分けられる<sup>3</sup>。これらの機能をどのような組織・セクターがどのように担うかが、研究公正システムの特徴を規定することになる。

### 1-1-2. 研究公正システムの主要な構成要素

欧州研究財団 (European Science Foundation、以下 ESF) が 2008 年に公表した報告書では、研究公正に関わるヨーロッパ諸国の制度やメカニズムについて、(a)研究公正に関わる行動規範・ガイドライン(「鍵となる文書」)、(b)鍵となる組織、(c)研究不正の告発に対する手順の 3 点に注目して調査を行っている<sup>4</sup>。これらは研究公正システムの主要な構成要素とみなすことができる。

同報告書によれば、

(a)行動規範・ガイドラインには、①研究者としての理想的な研究行為のあり方を提示するもの、②適正な研究行為について理解を深めることを目的とするもの、③研究不正の調査の手順や罰則などを定める規則を定めるものがある。①、②が研究公正促進機能、③が研究不正調査機能に該当する。

(b)鍵となる組織には、4 タイプの組織がある。それは、①学協会、②研究機関、③資金配分機関、④研究不正調査権限をもつ国レベルの研究公正組織である。ただし④は一部の国に限定される。

(c)研究不正の告発に対する手順については、調査の実施された 2007 年時点では、ヨーロッパでは明確なメカニズムを持っている国が一部にとどまることが記されている。本報告書でも述べるように、このような状況はその後の約 10 年間で変わりつつある。

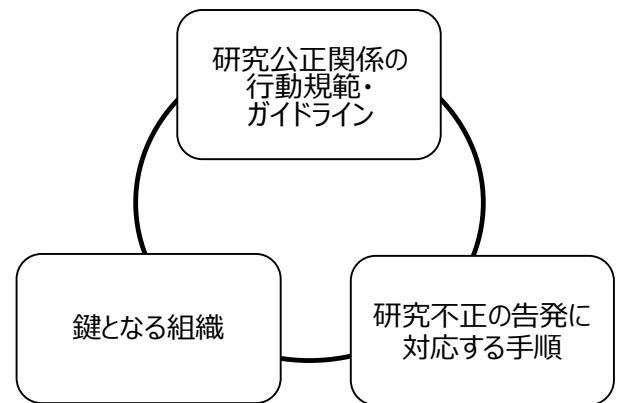


図 1-1 研究公正システムの主要な構成要素 (ESF (2008) 7 ページ Figure 1 をもとに作成)

<sup>2</sup> それらの調査報告の概要については未来工学研究所の以下の報告書におおむねまとめられている。

未来工学研究所「研究不正に対応する諸外国の体制等に関する調査研究 報告書」、2014 年

<sup>3</sup> 松澤孝明「諸外国における国家研究公正システム(1)：基本構造モデルと類型化の考え方」、『情報管理』、56(10)、2014 年

<sup>4</sup> European Science Foundation “Stewards of Integrity. Institutional Approaches to Promote and Safeguard Good Research Practice in Europe.”, 2008

1-1-3. 研究公正システムのガバナンス・モデル

2010 年に ESF が公表した報告書では、当時のヨーロッパ諸国の研究公正システムがどのようなガバナンス・モデルに基づいているかが分類・整理されている<sup>5</sup>。それを整理し、鍵となる組織を追加したのが下図である。

研究公正ガバナンスへのアプローチ	自己規制/ピア・レビューによるガバナンス	研究機関によるガバナンス (上位機関による監査なし)	資金配分機関/アカデミー、 学協会によるガバナンス	研究機関と上位機関 (国レベルの監査など)による ガバナンス	国によるガバナンス
ガイドライン・ポリシーの種類 研究不正への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究不正の告発に対するガイドラインは存在しない。一般的な(研究)倫理が強調される</li> <li>同僚による評価・プレッシャーに依拠する。また、研究グループや個人の研究倫理に依拠する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な研究行為や研究不正告発に対処するためのガイドラインが、機関レベルで存在している</li> <li>機関内につくられた委員会が研究不正調査等を実施する(問題発生時に一時的につくられる場合も常設の場合もある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金配分機関やアカデミー、学協会によって、適正な研究行為および研究不正告発に対処するためのガイドラインが、研究機関や研究者個人に対して提案される、議論の場を提供される、ないし強制される</li> <li>資金配分機関や学協会等が、資金配分規則や学協会の会員規則等による権限にもとづき研究不正に対応する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究不正の告発に対処するためのポリシー・ガイドラインが国レベルで存在する。通常、その実施は機関が担う</li> <li>適正な研究行為に関するガイドラインはおもに機関レベルで策定・実施される。国レベルの組織が監督を行うが、不正調査自体は研究機関が実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な研究行為や研究不正の告発の対処について、国の法律や憲章がある</li> <li>研究公正に関する国の組織や常設委員会が研究不正に対応する</li> </ul>
鍵となる組織	なし(科学コミュニティ全般)	②研究機関	③資金配分機関 ①学協会	②研究機関 ④国レベルの研究公正組織	④国レベルの研究公正組織

表 1-1. ヨーロッパ諸国における研究公正システムのガバナンス・モデル  
(ESF (2010) 25 ページ Table 1 を大幅に改変し作成)

ESF(2010)も認めるように、この表は研究公正システムのガバナンス・モデルを類型化したものであり、実際には複数のアプローチが混在している。

ただし、いずれかのモデルやアプローチが優れているということを示すものではない。重要なのは、研究公正のガバナンスにおいていかなる組織が鍵となる役割を担っているのか、そこではいかなるアプローチが採用されているのかについて、ガバナンス・モデルという観点から検討する必要があるということである。その際、鍵となる組織、ガイドライン・ポリシー、研究不正調査の実施・関与組織、そして研究公正システムの機能(研究公正促進機能/研究不正調査機能)が密接に結びついているのであり、それらの関連に注目することが必要である。

<sup>5</sup> European Science Foundation, "Fostering Research Integrity in Europe. A Report by the ESF Member Organizations Forum on Research Integrity.", 2010 年

#### 1-1-4. 研究公正システムの類型化

各国の研究公正システムについて、①法律により、国レベルのシステムが制度化されているか否か、②資金配分機関や研究機関の配分関係から独立した国レベルの研究公正組織があるか否かに注目して分類を行ったのが、Hickling Arthurs Low 社による調査報告書（通称 HAL レポート）である。調査の対象となった 9 ヶ国の研究公正システムは、以下の 3 つのタイプに分類された。

研究公正システムの類型	特徴
タイプ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律により、国レベルのシステムが制度化されている</li> <li>・ 不正調査を実施する権限をもつ研究公正組織が設置されている</li> <li>・ 研究不正行為がねつ造・改ざん・盗用に限定されている</li> <li>・ 研究機関が基本的に不正調査を実施するが、国レベルの研究公正組織も不正調査を実施することができる</li> </ul>
タイプ 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律によらない国レベルのシステムが整備されている</li> <li>・ 資金配分機関が研究不正調査の監督や研究公正ポリシーの策定において中心的役割を担う</li> <li>・ 資金配分機関が研究公正に関するポリシーや手順を作成し、研究機関は資金配分の条件としてそれに準ずるポリシーを作成する。資金配分機関の作成したポリシーが準国家的基準となる</li> <li>・ 資金配分機関と研究機関の資金配分関係から距離を置いた、国レベルの研究公正組織が存在することがある。その権能や独立の度合いは組織によって異なり、研究不正調査を行う権限を持つこともあれば、諮問機関にとどまる場合もある</li> <li>・ 鍵となる行動規範やポリシーでは、研究不正よりも研究公正が強調される</li> </ul>
タイプ 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国レベルの研究公正システムが整備されていない</li> <li>・ 独立した国レベルの研究公正組織もコンプライアンス・メカニズムも存在しない</li> </ul>

表 1-2. 研究公正システムの 3 類型  
(HAL(2009)を基に、筆者が表を作成)

ただし HAL レポートにおいても、いずれのシステムにも欠点があること、またその欠点は長所と本質的に結びついていることに注意が促されている<sup>6</sup>。

同様に、2010 年にカナダ学術評議会(Council of Canadian Academies)が公表した報告書においても、上記の 3 類型を採用して調査対象の 26 か国を分類しているが<sup>7</sup>、その際に当該分類では過度の一般化により各国の研究公正システムの相違が不明確になること、また、法制化を絶対視しすぎていることに注意を促している。前述の松澤の論文においても、HAL レポートで提示された 3 類型を採用して 55 か国・地域について分類を行っているが、その際に当該分類では、タイプ 3 に研究公正システムの発展段階が大きく異なる国が含まれてしまうこと、タイプ 2 やタイプ 3 に含まれる各国のシステムの多様性を反映できないことを指摘している。松澤はこの論文で、研究公正システムの類型と研究開発の強度の関係、および同類型と研究不正の発生率についても分析を行ったうえで、研究公正システムの類型化はタイプ 1 を頂点とするものではなく、「各国の研究不正の特徴や国情を踏まえ、さまざまな特徴のあるシステムを検討していくことの重要性」を指摘している。また、松澤は 2014 年に発表した別の論文において、研究公正システムのそれぞれのタイプについて、その特徴を詳細に分析している<sup>8</sup>。

重要なのは、類型化それ自体ではなく、研究公正システムの特質を的確に把握することである。HAL レポートにおける研究公正システムの類型化は、研究公正のルールがどのような特質をもつものであるか、また、国レベルの研究公正組織の有無とその機能に注目することの有効性を示すものとして受け止めることが望ましい。

<sup>6</sup> Hickling Arthurs Low (HAL), "The State of Research Integrity and Misconduct Policies in Canada", 2009 年

<sup>7</sup> Council of Canadian Academies, "Honesty, Accountability and Trust: Fostering Research Integrity in Canada. The Expert Panel on Research Integrity", 2010 年

<sup>8</sup> 松澤孝明「諸外国における国家研究公正システム(2)：特徴的な国家研究公正システムモデルの比較分析」、『情報管理』、56(11)、2014 年



1-1-5. 研究公正システムの分析の観点

以上の先行研究の検討を踏まえ、また、デンマーク政府が 2013 年に公表した調査レポートに松澤の論文から得られた情報を追加して、研究公正システムの分析の観点をまとめたのが図 1-2 である<sup>9</sup>。研究公正システムの主要な構成要素については図 1-1 にわずかな修正を加え、(a)研究公正関係のルール・指針・行動規範・ガイドライン、(b)研究不正に対処する手順、(c)鍵となる組織としたうえで、それぞれの構成要素について、注目すべき点、留意点等を盛り込んだ。

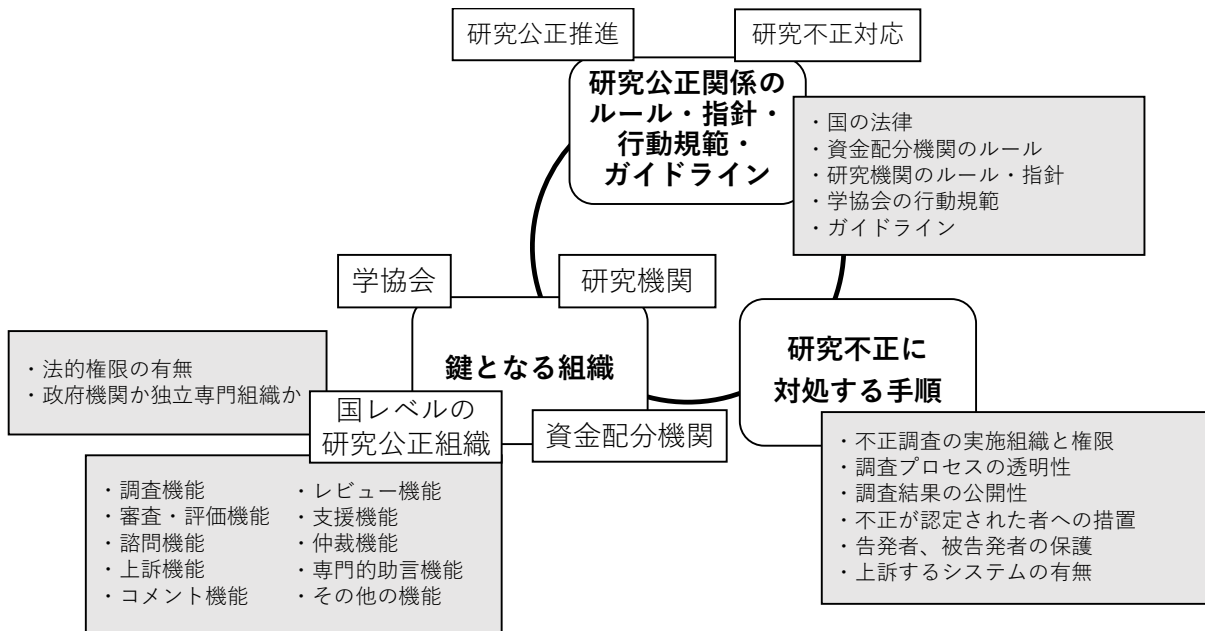


図 1-2. 研究公正システムの分析の観点  
(図 1-1 を基に作成)

1-1-6. 残された課題

先行研究では、各国の研究公正システムを理解するための枠組みや、注目すべき観点について多くの知見が導き出されており、研究公正システムの国際比較についても一定の知見が得られている。しかし、多くの課題が残っていることも事実である。

第一に、我が国の制度の充実に向けた具体的な示唆を得るという観点からすれば、各国の研究公正システムの詳細については引き続き調査を行う余地があると考えられる。これまでに紹介した多くの先行研究は、調査実施主体の文脈で必要な示唆を得ることを目的に実施されたものであり、我が国の研究公正システムの改革において重要となる観点を念頭において調査を設計・実施することが必要である。

その点では、文部科学省の委託で未来工学研究所によって実施された「研究不正に対応する諸外国の体制等に関する調査研究」は参考とすべき先行研究である<sup>10</sup>。ただし、同調査は新ガイドライン「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が決定された 2014 年の時点で、「研究不正に対応する制度や組織・システムとその機能に関する基礎的調査」として実施されたものであり、新ガイドライン体制の開始から 4

<sup>9</sup> Danish Agency for Science, Technology and Innovation, “National System for Handling Cases of Research Misconduct”, 2013 年、前注の松澤による論文の表 1 及び表 3 を参照して作成した。

<sup>10</sup> 未来工学研究所「研究不正に対応する諸外国の体制等に関する調査研究 報告書」、2014 年

年が経過した現時点において有益で具体的な知見を得るためには、さらに具体的な詳細についてより踏み込んだ調査を行う必要がある。

第二に、各国の研究公正システムを理解するためには、研究公正システムを構成する個々の要素・観点について情報を得るだけでなく、その国の研究公正システムの背後にある高等教育・研究システムのあり方や、研究公正への取組における考え方を把握する必要がある。その際、各国の研究公正をめぐる具体的な動向について調査を行った東北大学高度教養教育・学生支援機構による論集<sup>11</sup>、先にも紹介した未来工学研究所による報告書は重要な先行研究となる。それらの先行研究も踏まえながらも、必要であれば鍵となる組織に詳細なインタビュー等を実施する必要がある。

第三に、研究公正をめぐる各国の取組は、我が国が 2014 年にガイドラインの見直しを行ったように、近年大きく変化している国も多く、最新の知見を得ることが必要である。

本調査では、以上の課題を念頭におきながら、各国の研究公正システムについて有益な知見を得るべく、調査を実施する。

---

<sup>11</sup> 東北大学高度教養教育・学生支援機構編『研究倫理の確立を目指して－国際動向と日本の課題』、2015 年

## 第 2 章 本調査の実施体制および実施プロセス

### 2-1. 本調査の実施体制

本調査は文部科学省より委託を受け、PwC コンサルティング合同会社が平成 30 年 5 月から平成 31 年 3 月にかけて実施した。

#### 諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務 事業委員会

調査実施にあたっては、国内外の研究公正推進の取組について知見を持つ有識者から成る「諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務 事業委員会」を組成し、調査の設計・実施・分析・取りまとめそれぞれの段階において助言を得ながら調査を実施した。委員会は調査期間中、計 5 回実施した。

本事業委員会には、以下の 6 名の有識者にご参画いただいた。

氏名(敬称略)	所属・役職
羽田 貴史	広島大学・東北大学名誉教授
中村 征樹	大阪大学 全学教育推進機構 准教授
野内 玲	一般財団法人 公正研究推進協会 主任研究員
東島 仁	山口大学 国際総合科学部 講師
藤井 基貴	静岡大学 教育学部 准教授
依田 達郎	公益財団法人 未来工学研究所 政策調査分析センター 主任研究員

表 2-1. 事業委員会参画メンバー

羽田貴史氏には、委員長として各委員会全体の進行を担っていただいた他、会議内外においても適宜助言をいただいた。本報告書についても全体監修をいただいた。

#### 有識者による調査・取りまとめ

本調査では、一部の情報収集・取りまとめにおいて、有識者によるご協力をいただいた。

一般財団法人 公正研究推進協会 主任研究員 野内 玲氏には、韓国の現地往訪によるインタビュー調査および韓国のレポート取りまとめを、杭州師範大学副教授 叶林氏には、中国の文献調査および取りまとめのご協力をいただいた。

また、本成果報告書の作成にあたっては、大阪大学 全学教育推進機構 准教授 中村 征樹氏に「序章：現代世界における研究公正の動向」の執筆にご協力をいただいた。

#### 研究公正システムの専門家による指導・助言

調査全般においては、研究公正システムの成り立ちや諸外国の体制等について、これまで多くの調査・分析経験があり、専門的な知見を有する 文部科学省 研究開発局 開発企画課 研究開発分析官 松澤 孝明氏より、調査方針の検討、実施に向けた進め方、取りまとめ方法の随所にわたり、指導・助言をいただいた。

## 2-2. 本調査の実施プロセス

第 1 章で示したように、「国レベルの研究公正の取組」の国際比較を行い、研究公正をめぐる国際的な動向を踏まえ、我が国における既存の制度の実効性向上、制度の改善改革への示唆を得る上では

- ・ 我が国の研究公正システムにとって、重要となる観点を念頭においた調査の設計と実施
- ・ 研究公正システムが形成された背後にある高等教育・研究システムのあり方や、研究公正への取組における考え方の把握
- ・ 研究公正システムの見直し/改革等の動きと、その背景となっている最新の知見や考え方の把握

を通じて、国際比較対象として有益な研究公正システムが採られている国を選定して調査を実施する必要がある。

本調査では大きく、予備調査を通じて諸外国の研究公正システムの概況を把握した上で、①諸外国の研究公正システムに関する調査、②研究費の返還措置に関する調査を行った。

### 2-2-1. 予備調査

国際比較対象とする国を選定する上で、「国レベルの研究公正システム」の概要把握を目的として、調査票形式による予備調査を実施した。

予備調査の対象国は、各国の研究公正システムについての国際比較を行った既存文献や事業委員会等での助言を踏まえて、選定した。

各調査対象国における調査対象機関は、先行研究ならびに公開文献調査から把握された各国の主要な研究公正機関、資金配分機関(FA)等とした。なお、政府機関だけでなく、学協会および関連団体、また、非営利組織といった公益性の高い全国レベルの組織など、多元的な機関を考慮した。

加えて、調査票の対象とした機関に対しては、調査にご協力いただくとともに、その他研究公正に関連する機関について尋ね、得られた回答を基に、追加で対象とすべき機関についても発出した。

最終的に、19 カ国 41 機関に対して調査票を発出し、17 カ国 27 機関から回答を得た。

### 2-2-2. 詳細調査

#### ①諸外国の研究公正システムに関する調査

##### <調査対象国>

予備調査の結果を踏まえた事業委員会における協議の上、詳細調査の対象国をアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、中国の 7 カ国に選定した。

選定にあたっては、世界各国の中から、北米、欧州、アジア太平洋地域と異なる地域に属する国を選定するよう留意した。具体的には、我が国の科学技術白書や科学技術関連の調査<sup>12</sup>において、我が国と頻繁に比較対象に挙げられている国から、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、中国を選定した。特に韓国および中国に関しては、これまでの類似文献で取り上げられることも少なく、今後我が国が研究者の行き来を通じて東アジアの国々と連携を図っていく上で、その動向を把握することは重要であると考えた。さらに、上記以外でアジア太平洋地域に属する国として、オーストラリアを選定した。

<sup>12</sup> 文部科学省「平成 30 年度版科学技術白書」(2018 年)、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2018」(2018 年)、科学技術振興機構 研究開発戦略センター「主要国の研究開発戦略」(2017 年)などを参考とした。

**<調査手段>**

上述したアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、中国の7か国に対して、予備調査に対する回答の有無や、得られた回答内容も踏まえながら、文献調査、インタビュー調査(現地往訪によるものや、メールでのやりとりも含む)を行った。

現地往訪によるインタビュー調査は、文部科学省および事業委員会との協議の上、アメリカ、欧州からイギリスおよびフランス、アジア地域から韓国に対して実施した。

調査対象国	調査手段
アメリカ	調査票調査や文献調査に加え、現地往訪によるインタビュー調査を行った。 当該国については、既存の類似調査・文献等でも主たる調査対象としてこれまで取り上げられてきたが、国レベルにおける体制が整備され、その取組の歴史も長いことから、取組の背景にある考え方等をインタビューで把握した。
イギリス	調査票調査や文献調査に加え、現地往訪によるインタビュー調査を行った。 予備調査から、現在研究公正システムの改革に向けた議論が行われている状況が把握されたため、その議論の動向についてインタビュー調査で把握した。
フランス	調査票調査や文献調査に加え、現地往訪によるインタビュー調査を行った。 予備調査から、近年研究公正システムの改革・体制整備(研究公正に係る知見・ノウハウを蓄積する知識プラットフォームの設立)が進められている状況が把握されたため、その体制整備の背景等についてインタビュー調査で把握した。
ドイツ	予備調査において調査票の発出対象としたが、先方都合により調査票調査へのご協力を得ることができなかった。そのため文献調査に加え、メールでのインタビュー、また、ドイツの研究公正関連機関の日本支部に対するインタビューを行うことで、情報を収集した。
オーストラリア	調査票調査や文献調査により動向を把握した。
韓国	予備調査における調査票の対象としたが、先方都合により調査票調査へのご協力を得ることができなかった。一方で、インタビューに応じていただけたため、国の機関および大学等に対して現地往訪による情報収集を行った。
中国	予備調査では、国の研究公正関連組織に対しては調査票の協力を得ることができなかった。そのため、中国における研究公正の有識者として、以前に関連文献にて中国における研究公正の状況を執筆されたご経験のある、叶林氏(杭州師範大副教授)に中国語原語での文献調査をいただき、情報を収集した。

表 2-2. 調査対象国と各国の調査手段

## ②研究費の返還措置に関する調査

本調査においては、研究不正事案に対する措置の一つとして、配分された研究資金の返還を研究機関あるいは不正行為をした研究者に対して求める措置(研究費の返還措置)に着目し、諸外国においてどの程度研究費の返還が措置として設けられているのか、運用実態の把握を目的とした調査を行った。

調査にあたっては、予備調査における調査票調査において「不正事案に対する措置として研究費の返還措置を科している」との回答が得られた機関に対して、その具体的な取組内容を紙面で質問した。加えて、①諸外国の研究公正システムに関する調査で実施した一部インタビュー調査においても、研究費の返還に関する取組や考え方を把握した。

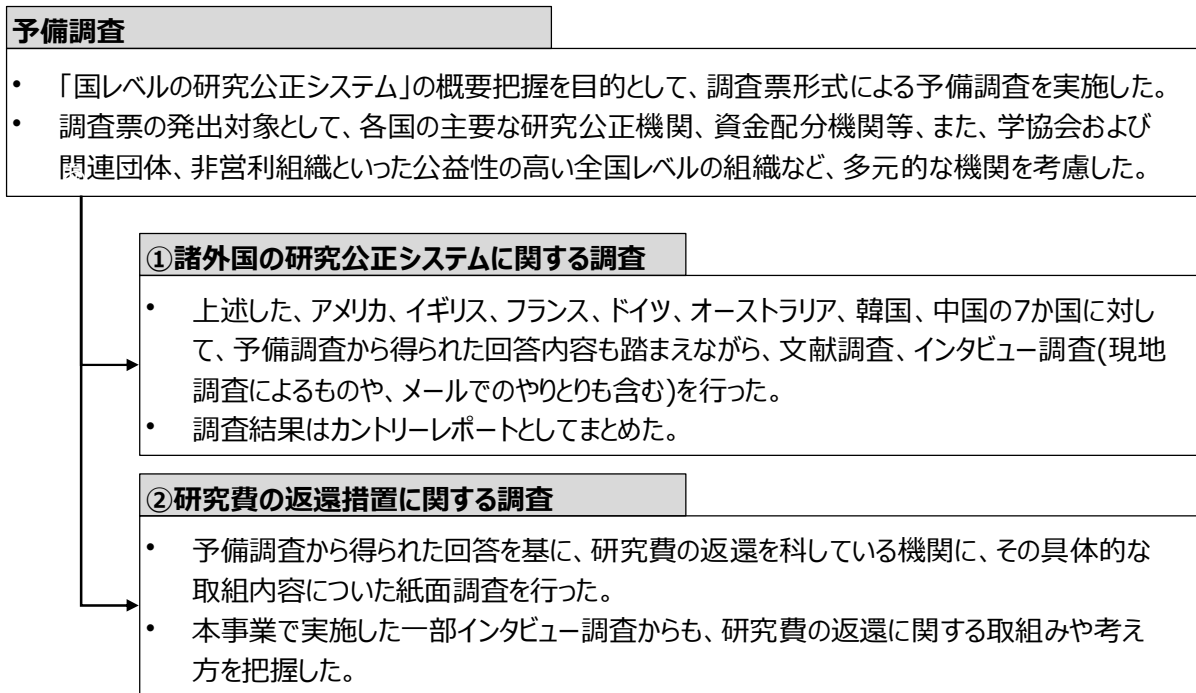


図 2-1. 調査の全体像

## 第3章 カントリーレポート

本章では、今回調査対象としたアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、中国について、国の研究公正システムを調査した結果を取りまとめた。

アメリカ、イギリス、フランスについては、文献調査、調査票調査に加え、現地往訪によるインタビュー調査で得られた情報を基に記載した。ただし、アメリカについては、一部インタビュー候補としていた現地機関の一時的な閉鎖等の影響を受け、当初想定よりもインタビュー先機関が限られた。

ドイツについては、文献調査に加え、ドイツの研究公正関連機関に対するメールインタビューで得られた情報や、日本国内に存在するドイツ機関の日本法人に対するインタビューで得られた情報を基に記載した。

オーストラリアについては、文献および調査票調査で得られた情報を基に記載した。

韓国については、文献で得られる情報に限りがあったため、現地往訪によるインタビュー調査で得られた情報を基に記載した。当該レポートに関しては、事業委員会委員である、野内 玲氏(一般財団法人 公正研究推進協会 主任研究員)に執筆のご尽力をいただいた。

中国については、文献で得られる情報に限りがあり、また、国の研究公正関連組織に対する調査票およびインタビュー調査に対する協力を得ることができなかった。そこで中国の記事については、本事業の事業委員会委員長である羽田 貴史氏(広島大学・東北大学 名誉教授)の監修のもと、研究公正状況に関する有識者であり、以前に関連文献<sup>13</sup>にて中国における研究公正の状況を執筆されたご経験のある、叶林氏(杭州師範大 副教授)に中国語原語での文献等を踏まえ調査・執筆いただき、寄稿いただいた。ただし、情報に限りがあったことから、その他国の記事とは記載の粒度が異なる点にはご留意いただきたい。

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	中国
文献調査	○	○	○	○	○	○	○ ※中国語原語での調査が中心
調査票調査	○	○	○		○		
インタビュー (現地往訪調査)	○	○	○			○	
インタビュー (国内関連組織へ往訪)				○			
メールインタビュー				○			
レポート執筆者	PwC コンサルティング合同会社					野内 玲氏	叶林氏 羽田貴史氏

表 3-1. 各国でレポート執筆にあたり参照した情報源

<sup>13</sup> 東北大学高度教養教育・学生支援機構, 『研究倫理の確立を目指して—国際動向と日本の課題—』, 2015年

## アメリカの研究公正システム

### 【研究公正システムの体制概要】

- ◇ 連邦政府から配分される研究資金で発生した研究不正対応については、政府による明確な法律が存在する。連邦政府資金による全研究活動を対象とした「研究不正の連邦規則(Federal Research Misconduct Policy)」を最上位の規則とし、政府資金の配分に関する各連邦機関から、それぞれの連邦規則集(Code of Federal Regulations)の中で、研究不正に対する対応措置の方針が示されている。
- ◇ 連邦規則で定める不正行為(ねつ造・盗用・改ざん)については、不正調査の実施主体は一義的には大学等研究機関であるが、連邦機関の管理・監督のもとで行われ、調査にあたり大学の収集する情報の適切さを細かく審査する。
- ◇ 調査に基づく認定、および措置は大学等研究機関によるものと、連邦機関によるものが存在する。連邦機関による認定の結果として、行政措置が科される。また、連邦規則で定められない不正行為(オーサーシップの問題など)や、民間財団など連邦政府からの公的資金によらない研究活動については、大学等研究機関の独自の裁量で不正調査・認定や措置が行われる。
- ◇ 連邦機関の認定内容および行政措置に対して不服がある場合、不正の疑いがある研究者(被告発者)は不服申立て(行政不服審査)を行うことができ、連邦機関との間で係争関係として扱われる。

### 【研究公正システムのポイント】

- ◇ 全ての分野を対象として、研究不正を包括的に扱う法律が存在し、不正の定義や研究不正を取り扱う組織、手続きが定められている。
- ◇ 連邦機関の法的権限を伴う監督のもとに、不正調査は一義的には研究機関で行われる。連邦機関による認定の結果として、行政措置が科される。

### 基本的な高等教育・研究システムの概要

アメリカは科学技術超大国であり、世界を牽引している。大学で生み出される研究成果も世界最高レベルであり、イギリス QS 社の世界大学ランキング(2015年)では、1位のMIT、2位のハーバード大学をはじめ、スタンフォード大学、カリフォルニア工科大学、シカゴ大学がトップ10に入っており、全体でも上位100校のうち30大学をアメリカが占める<sup>14</sup>。

このような科学技術の高いパフォーマンスは政府と民間による巨額の研究開発投資に支えられており、アメリカの総研究開発費は、世界1位の約4570億ドル(2013年)で、全世界の研究開発費の約3分の1を占める<sup>15</sup>。研究開発資金の主な資金源は、民間企業(約61%)と連邦政府(約28%)であり、研究開発の実施主体は、民間企業における研究開発活動が約71%、大学での研究開発が約14%である<sup>16</sup>。

大学等研究機関における科学研究においては、その研究資金の大多数は連邦政府による公的資金であり、多数の省庁や傘下の配分機関から目的に応じて多様な研究資金が併存する。このうち主なものは、1.保健福祉省(Department of Health and Human Services, 以下 HHS)および傘下の国立衛生研究所(National Institute of Health, 以下 NIH<sup>17</sup>)、2.国立科学財団(National Science Foundation, 以下 NSF)、3.エネルギー省(Department of Energy, 以下 DOE)、4.航空宇宙局(National

<sup>14</sup>“QS World University Rankings® 2015-2016.” *QS Top Universities*, 2015

<sup>15</sup> 科学技術振興機構「米国の科学技術情勢」, 2014年

<sup>16</sup> 同上

<sup>17</sup> National Institute of Health, HHSの公衆衛生部門(Public Health Service: PHS)を財源とし、PHS資金の中でも大部分の資金配分を担う。



Aeronautics and Space Administration, 以下 NASA)、5.農務省(US Department of Agriculture, 以下 USDA)、6.国防総省(Department of Defense, 以下 DOD)であり、これらの6機関により、連邦政府による基礎研究支出の97%を占めている<sup>18</sup>。

また、民間財団による資金助成にはビル&メリンダ・ゲイツ財団やロバート・ウッド・ジョンソン財団といった非営利組織/慈善基金団体が存在し、連邦政府資金と比較すると少額ではあるが、大学等における科学研究に対しても助成を行っている<sup>19</sup>。

なお、連邦政府予算を用いた研究開発は、各省庁の組織内部(傘下の研究機関など)が実施する研究開発と、大学等外部の研究機関へ資金配分して行うものが存在する。例えば、国立衛生研究所(NIH)では、大学等に資金配分を行う傍ら、自機関においても連邦政府資金のもとで研究開発を行っている。

---

<sup>18</sup> 文部科学省「参考資料3\_諸外国における研究助成体制について」, 2010年,  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/siryo/attach/1300032.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/siryo/attach/1300032.htm)

<sup>19</sup> Harvard Medical School に対するインタビューによれば、同大学が助成を受ける連邦政府資金と民間財団資金の比率は7:3程度であるという。

### 研究公正システムの成り立ちと重要な役割を担う機関

連邦政府から配分される研究資金で発生した研究不正対応については、政府による明確な規律が存在し、規律の下で連邦機関および大学等研究機関が対応にあたる<sup>20</sup>。連邦政府資金による全研究活動を対象とした「研究不正の連邦規則(Federal Research Misconduct Policy)」を最上位の規則とし、連邦政府資金の配分に関与する各連邦機関から、それぞれの連邦規則集の中で、研究不正に対する対応措置の方針を示した文書を提示している。

「研究不正の連邦規則」で定める不正行為(ねつ造・盗用・改ざん)については、不正調査の実施主体は一義的には大学等研究機関であるが、連邦機関の強い管理・監督のもとで行われ、調査にあたり大学の収集する情報の適切さなどを細かく審査する<sup>21</sup>。連邦政府資金を提供する各省庁では、内部に研究公正・不正対応の担当組織(あるいは担当官)を置き、対応にあっている。ただし、その中でも、特に研究公正・不正対応の対応経験に長けているのは、保健福祉省(HHS)に設置された下部組織、研究公正局(Office of Research Integrity, 以下 ORI)および、国立科学財団(NSF)の研究公正部門である監察総監部(Office of Inspector General, 以下 OIG)であり、両者はアメリカの研究公正・研究不正対応を代表する機関として、これまでの関連文献等では度々取り上げられてきた<sup>22</sup>。

連邦機関の監督のもと、不正認定は大学等研究機関、および連邦機関それぞれでなされ、それぞれが認定結果に基づき措置を行う。すなわち、連邦機関による認定の結果として、行政措置が科される<sup>23</sup>。

この際、連邦機関の認定内容および行政措置に対して不服がある場合、不正の疑いがある研究者(被告発者)は不服申立て(行政不服審査)を行うことができ、連邦機関との間で係争関係として扱われる。

なお、連邦機関の監督下で行われる不正対応の対象となるのは、「研究不正の連邦規則」で定められた「ねつ造・盗用・改ざん」行為に限定されているが、これはアメリカでは「ねつ造・盗用・改ざん」以外は不正と扱われないということではなく、連邦規則で定められない不正行為(オーサーシップの問題など)については、大学等研究機関の独自の裁量で調査・認定および措置が行われる。また、民間財団など連邦政府からの公的資金に依らない研究活動においても、大学等研究機関独自の裁量で不正が定義され、調査・認定および措置が行われる<sup>24</sup>。

以下、本稿では連邦規則で定められたアメリカの研究不正対応の枠組みを記載する。なお、連邦規則に基づき、連邦機関や大学等研究機関の担う権能・役割の骨格は各連邦機関で共通しているが、その具体的な運用方法(調査の進め方など)は連邦機関ごとに異なり、各連邦機関が定める規則に従って実施している。

<sup>20</sup> 逆に、民間財団等、連邦資金によらない研究に関しては、連邦規則は適用されない。

<sup>21</sup> 連邦規則より

<sup>22</sup> Council of Science Editors (CSE), "CSE's White Paper on Promoting Integrity in Scientific Journal Publication", 2012.

<sup>23</sup> 連邦規則より

<sup>24</sup> Council of Science Editors (CSE), "CSE's White Paper on Promoting Integrity in Scientific Journal Publication", 2012.

### <アメリカの研究公正システム構築の経緯>

アメリカでは、戦後の科学技術政策の中で、連邦政府は大学の基礎研究に対する資金投入を積極的に進め、「バイ・ドール法」のような産学連携施策を推進するなど、大学の研究成果に対して大きな期待がされていた。

一方で、1970年代後半から科学者の不正行為が相次いで報道され、1981年には当時上院議員であったアル・ゴア氏を中心とした公聴会で研究不正問題が取り上げられるなど、公正な研究活動に対する関心が高まっていった<sup>25</sup>。

国レベルの機関に動きが見られたのは、主に1980年代前半からである。1982年には大学協会であるアメリカ総合大学協会(Association of American Universities)およびアメリカ医科大学協会(Association of American Medical Colleges)によりそれぞれガイドラインが示され、研究不正防止に向けて、各大学が積極的に対応を行うべきであるとの見解が示された<sup>26</sup>。

一方で法律による規制では、1985年に議会において「健康研究推進法(Health Research Extension Act)」が成立し、保健福祉省(HHS)に対して、大学に不正事案への対応を求める規則を作ることや、配分機関であるNIHに対して、研究機関からの不正事案の報告を受付、対応を行うプロセスを設けることを求めた<sup>27</sup>。これを踏まえて、1986年には国立衛生研究所(NIH)により研究不正に対する対応指針がガイドライン<sup>28</sup>として示され、後に保健福祉省(HHS)、公衆衛生局(PHS)の規則として位置付けられたなお、当規則(42 CFR Part 50, Subpart A)はその後改訂が加えられ、現在保健福祉省で用いられている研究不正規則(42CFR93)となっている。

また、PHSでは下部組織である資金配分機関NIHのもとに、1986年には研究不正に対応する担当官が設けられて資金配分機関としての対応が始まり、1989年にはNIH下部部局として、正式にthe Office of Scientific Integrity(OSI)が設置された<sup>29</sup>。併せて、保健福祉省の衛生担当次官補(Office of the Assistant Secretary for Health)のもとにOffice of Scientific Integrity Review(OSIR)が組織され、OSIの監督及び不正行為防止の啓発を担った。1992年にはOSIおよびOSIRの組織統合により、保健福祉省(HHS)の下に、資金配分機関(NIH)から独立した位置付けとして研究公正局(ORI)が組織された。

1989年には国立科学財団(NSF)においてもHHSの動きに追従する形で、Office of Inspector General(OIG)が組織された<sup>30</sup>。

以降、保健福祉省(HHS)の研究公正局(ORI)、および国立科学財団(NSF)を中心に、それぞれが所管する研究開発資金による研究活動を対象に、規則やガイドラインを定め、対応にあたっている。その過程では、HHS-ORIとNSFといった連邦機関ごとに異なる不正行為の定義がなされるなど、連邦機関によって対応に多様性がみられたが、科学コミュニティ等により連邦政府で単一の定義を持つことに対する要請があったことも踏まえ、2000年には大統領府科学技術政策局(OSTP)より「連邦政府規則」が示され、全連邦機関が当該規則で示されている研究不正の定義を踏襲することとなった<sup>31</sup>。今日では「連邦政府規則」を連邦政府の研究不正対応の原則としたうえで、連邦資金を所管する連邦機関ごとに、規則を設ける体制となっている<sup>32</sup>。

<sup>25</sup> 東北大学高度教養教育・学生支援機構、『研究倫理の確立を目指して—国際動向と日本の課題—』, 2015年

<sup>26</sup> 同上

<sup>27</sup> ORI, Historical Background, <https://ori.hhs.gov/historical-background>

<sup>28</sup> NIH, Guide for Grants and Contracts, July, 1986

<sup>29</sup> 同上

<sup>30</sup> Hickling Arthurs Low (HAL), "The State of Research Integrity and Misconduct Policies in Canada", 2009年

<sup>31</sup> Council of Science Editors, "CSE's White Paper on Promoting Integrity in Scientific Journal Publication", 2012.

<sup>32</sup> Hickling Arthurs Low (HAL), "The State of Research Integrity and Misconduct Policies in Canada", 2009年

### **米国研究公正局 Office of Research Integrity, HHS (ORI)**

ORIは、保健福祉省(HHS)内部に組織され、当省の公衆衛生局(Public Health Service, 以下PHS)を財源とした研究、すなわち、医療・健康分野の研究に関わる研究公正の促進、不正の対応にあたっている。

HHSでは、例えば国立衛生研究所(NIH)のように、大学等外部に対して連邦政府資金を配分する一方で、傘下の研究機関として連邦政府資金を用いて自ら研究活動を行う機関も存在する。そのためORIでは、配分先の大学における不正事案とともに、こうした行政傘下の研究機関における不正事案も扱う。

ORIは全体を統括するOffice of the Directorのもと、不正事案を取り扱う調査・監督課(Division of Investigate Oversight)および研究不正の防止や研究公正の推進に向けた教育を担う教育・公正課(Division of Education & Integrity)の2つの部門から構成されている<sup>33</sup>。

調査・監督課では、後述するように、不正事案について、大学から報告された不正調査結果をレビューし、不正の認定を行っている。その際には大学等から提供された不正の証拠となる研究記録等を見ながら判断する必要があるため、当該部門のスタッフは科学的なバックグラウンドを有し、研究経験がある者を中心に構成されている<sup>34</sup>。

また、教育・公正課では、公正な研究活動の推進に向けて、大学における研究倫理教育の推進や、大学の研究公正担当者における適切な研究不正対応方法の指導を行っている<sup>35</sup>。

### **監察総監部 NSF- Office of Inspector General(OIG)**

国立科学財団(NSF)が配分する政府研究開発資金を使った研究における不正行為について、NSFの部署である監察総監部(OIG)が担当する。

NSFは全ての科学・工学分野(社会科学も含む)の基礎的研究に対して資金配分を行っている。なお、NIHとは異なり傘下には研究所は持っていないため、主に配分先の大学における不正事案を扱う。

NSFの助成した資金によって発生した不正事案に対して、HHS-ORIと同様に、一義的には大学等研究機関が調査を行い、その結果をNSF-OIGに報告する。OIGでは大学における調査結果を審査(Assess)し、不正の認定を行っている。ただし、NSFはHHS-ORIとは異なり、大学等研究機関を介さずNSF独自で不正調査を行うことがある。なお、このような独自調査を行うのは、研究機関において調査が適正になされていないと判断した場合や研究機関に重大な利益相反がある場合であり、極めて稀である<sup>36</sup>。

<sup>33</sup> ORI, ORI Staff, <https://ori.hhs.gov/ori-staff>

<sup>34</sup> 同上

<sup>35</sup> ORI, Division of Education and Integrity, <https://ori.hhs.gov/division-education-and-integrity>

<sup>36</sup> National Science Foundation • Office of Inspector General, "Allegations Reported to OIG" [https://www.nsf.gov/oig/\\_pdf/dearcolleague.pdf](https://www.nsf.gov/oig/_pdf/dearcolleague.pdf)

**<コラム：連邦政府による規制に対する考え方>**

アメリカでは、不正調査・認定、および認定結果に基づく制裁措置の付与において、行政機関が積極的に関与するシステムをとっている。一方で、欧州では、大学や研究機関における「学問・研究の自治」を担保するためには研究活動に対して外部(すなわち政府機関等)の規制は最低限にとどめられるべきであり、研究不正の対応においても、いわゆる「科学者コミュニティ」の中で完結させるべき、との考え方も存在する<sup>37</sup>。

本調査では、こうした考え方に対して「何故学問の自治に任せることなく、行政機関として強く関与しているのか」を当事者である ORI や大学に対してインタビューを行った。その結果として、以下の意見が示された。

**Office of Research Integrity (ORI):**

- アメリカでは研究資金の多くは政府資金によって賄われている。その資金が国民の税金で賄われている以上、行政機関が公的資金の利用状況を監督(Oversight)し、説明する責任を有する。そのため、研究不正など、政府資金が正しく使われない事態への対処も行政機関が主導して行うべきである。
- 国内の不正対応の質を担保するためには、すべての研究機関で共通するスタンダードがあるべきである。そのスタンダードを示すのは、個々の大学ではなく、第三者的に行政機関が行うべきである。
- 不正対応を大学自身が行うことは、利益相反になりかねない。大学は助成資金を適切に運用する義務を負う一方で、自機関の評価も確保しなければならないからである。そのため、大学は必ずしも不正調査を積極的に行わず、事案を秘匿隠蔽する恐れもある。そこで外部機関たる政府が介入し、監督を行うことで適切な不正事案対応を担保している。

(ORI へのインタビューに基づき、筆者が再構成)

**George Washington University:**

- 「学問の自治を担保するために、欧州諸国のように大学が全面的な不正調査を行うべき」という見方は国内にも一定程度存在し、理解できる。一方で、その学問を実施する研究機関/研究者は、研究成果を出し続けることを求められる立場の中、適切に不正に対応できるのかは疑問だ。それよりも政府等が定めた規則に従い、一定の監督のもとで緊張感をもった研究活動が行われるべきである。

(George Washington University, Research Integrity  
へのインタビューに基づき、筆者が再構成)

**Harvard Medical School:**

- 現在のORI, NSF-OIGを中心とした研究不正対応の規制には違和感はない。大学は連邦政府の資金を利用しており、国民の税金だ。資金の運用においては、運用者たる研究者/研究機関に緊張感が必要であり、ある程度の外部からの規制は必要ではないか。

(Harvard Medical School, Academic and Research Integrity  
へのインタビューに基づき、筆者が再構成)

<sup>37</sup> イギリスにおけるインタビュー調査では、特にこの点が強調して示された。

**研究公正の機能ごとの取組内容**

研究公正の国レベルでの機能ごとに、機能を担う機関およびその取組内容について記載する。

各省庁・連邦機関ごとの運用の違いの詳述は割愛するが、連邦規則で定められた原則とともに、その運用の例として一部保健福祉省(HHS)の取組を示す。

**視点 1 研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドライン**

連邦政府から配分される研究資金で発生した研究不正対応については、政府による明確な規律が存在する。規律は、連邦政府資金による全研究活動を対象とした「研究不正の連邦規則(Federal Research Misconduct Policy)」を最上位の規則とし、当該規則を踏襲する形で、公的研究開発資金の配分に関する連邦機関ごとに、縦割りの形で研究不正対応の方針を示した規則が提示されている。連邦資金を受けて研究開発を行う大学等研究機関は、資金提供元の連邦機関の規則に従う。例えば、国立衛生研究所(NIH)から資金提供を受ける大学は、NIHを所掌する保健福祉省(HHS)が定めた連邦規則集(42 CFR Part 93)に従わなければならない。)

大統領府 科学技術政策局 Federal Research Misconduct Policy						
保健福祉省 (HHS)	国立科学財団 (NSF)	エネルギー省 (DoE)	航空宇宙局 (NASA)	労働省 (DoL)	退役軍人省 (DoVA)	...
Public Health Services Policies on Research Misconduct (42 CFR Part 93)	Research Misconduct Regulation (45 CFR 689)	Allegations of Research Misconduct (10 CFR Part 733)	Research Misconduct (14 CFR Part 1275)	Research Misconduct; Statement of Policy; Technical Correction (69 FR 75217)	Research Misconduct (VHA Handbook 1058.02)	

図 3-1. 公的研究開発資金を提供する主要連邦機関と、それぞれの研究不正規則  
(文献調査に基づき、筆者作成)

以下では、「研究不正の連邦規則」の概要を示すとともに、政府機関によって定められた規則の例として、保健福祉省(HHS)から出されている連邦規則集(42 CFR Part 93)について概説する。

**研究不正の連邦規則 (Federal Research Misconduct Policy)**

(機関)

大統領府 科学技術政策局 (Office of Science and Technology Policy)

(位置付け)

アメリカ政府が提示する、研究不正に対する基本規則となっており、2000年12月に制定された<sup>38</sup>。

当該文書は、連邦政府による資金を利用した研究活動、また、当該資金の申請行為に対して適用される規則であり、政府機関の傘下で実施される研究活動から、大学・企業等外部機関に対して資金提供を受けて実施する研究活動までを適用対象とする。

規則中では、不正行為の定義をはじめ、資金提供に関係する連邦機関・研究機関に対して、不正対応上の基本的なガイドラインを提示している。連邦政府機関と研究機関は、研究行為を遂行する上でパートナーとして位置付けられ、連邦政府機関は、連邦政府資金によって実施された研究活動に対する監督 (Oversight) 権限を有し、研究機関は、研究不正の防止や不正行為の発見(すなわち予備調査や本調査を通じた不正行為の裁定行為)の一義的な責任を有することを規定している。

**公衆衛生局研究不正規則(42 CFR Part 93)<sup>39</sup>**

(機関)

米国保健福祉省(Health and Human Services, HHS)

(位置付け)

米国保健福祉省(HHS)の公衆衛生局(PHS)を財源とした研究開発全て<sup>40</sup>に対して適用される。研究機関は資金を受領するにあたり当該規制に従わなければならない。

また、当該規則では、公衆衛生局(PHS)資金を基に実施された研究活動に対する研究不正の対応を行う HHS の組織として、研究公正局(ORI)がその責任を有するとしている。

(概要)

当規則では、PHS 資金を受け取る研究機関の責任として、研究機関における研究不正対応方針やその手続きを記した文書 (assurance) を ORI に提示すると共に、その対処方針の履行状況を示した年次レポートの提出を求めている。

**【研究不正の定義】**

連邦規則では、研究不正行為を「研究計画を作成する際(Proposing)、研究を実行する際(performing)、研究を審査する際 (reviewing)、あるいは研究結果を報告する際 (reporting) における、ねつ造 ( fabrication )、改ざん ( falsification )、盗用 ( plagiarism ) 」と定義している。すなわち、研究の実行段階だけでなく、助成申請時の不正、論文審査時でのミスコンダクトも含めることを示している。

また、誠実に研究活動を実施した結果として発生した誤り(honest error)や意見の相違は、研究不正にあたりないとしている。

<sup>38</sup> ORI, "Federal Research Misconduct Policy", <https://ori.hhs.gov/federal-research-misconduct-policy>

<sup>39</sup> 原文は"Public Health Service Policies on Research Misconduct" なお、42 CFR Part 93 は、連邦規則集 42 巻 93 条を指す。

<sup>40</sup> 例えば NIH や FDA など、HHS 傘下の資金配分機関から提供された資金である

## 視点2 不正調査・認定の実施

連邦規則により、連邦資金による研究に不正とみられる事案があった場合、連邦機関の強い監督のもと大学等研究機関が不正調査にあたる。

また、不正の認定は連邦機関および大学等研究機関の双方によってなされる。連邦機関は大学の調査結果に基づき連邦機関としての認定を行い、行政措置を科す。大学等研究機関においても、(連邦機関の認定とは別に)認定を行い、行為者に対して措置を科す。

「研究不正の連邦規則」においては、連邦機関の定義する不正に限られることなく、大学等の研究機関が自身の研究公正方針を策定し、その範囲で独自に不正行為を認定、行為者に対して措置を講ずることが可能であることが明記されている。それは大学が不正の定義を連邦規則で定めるねつ造・盗用・改ざんの他にも定め、その行為に対して不正認定を行うことができることを意味する<sup>41</sup>。

そのため、連邦機関の認定と大学等研究機関の認定は必ずしも一致しない。連邦機関は、研究機関の認定内容やその結果としての措置については、干渉することはない<sup>42</sup>。

助成資金の予算元となる連邦機関によって、具体的な運用方法(調査の進め方など)は異なるものの、連邦機関や大学等研究機関の担う権能・役割の骨格は各連邦機関で共通している。以下にその概要を示す。

なお、保健福祉省(HHS)傘下の研究公正局(ORI)や、国立科学財団(NSF)における不正対応の具体的な進め方については、国内では未来工学研究所が平成29年に実施した調査レポートに詳しい<sup>43</sup>。

### ● 不正調査のプロセス

不正と疑わしい事案が発生すると、その初期対応は研究機関である大学に委ねられ、不正認定の判断を行うために資する情報を収集し、検証する。

先述したように「連邦規則」によって、研究機関が一義的な不正調査・認定の実施責任を有すること定められており、そのプロセスとして、大学が以下の調査を行うことを求めている<sup>44</sup>。

予備調査(inquiry) : 告発のあった疑わしい事案が、調査に値するものかを見極めるための初期評価  
 本調査(investigation) : 予備調査で調査を要すると評価されたものについて、正式に不正が実施された事実やその根拠を検証し、正式な調査記録を作成

ただし、連邦規則によると、「予備調査」や「本調査」に対しても、所管する連邦機関が必要性を判断した場合には、いかなる場合でも連邦機関自身が不正調査の実施を行う権限を有している。例えば、研究機関が適切に事案に対処する準備が整っていないと判断した場合や、公衆衛生や安全性の観点から国民の関心が大きい場合などである<sup>45</sup>。

連邦規則では、「予備調査」や「本調査」の具体的な進め方(不正の証拠となる情報の収集の仕方や、その分析の仕方など)について大学・研究機関の裁量にある程度任せており、細部にわたって連邦機関から指示を

<sup>41</sup> 連邦規則及び Council of Science Editors (CSE), "CSE's White Paper on Promoting Integrity in Scientific Journal Publication", 2012.

<sup>42</sup> ORI へのインタビューに基づき記載

<sup>43</sup> 未来工学研究所「研究活動における不正行為に対する調査方法に関する調査報告書(日本医療研究開発機構委託調査)」, 2017年

<sup>44</sup> 連邦規則より

<sup>45</sup> 同上



与えられるわけではない<sup>46</sup>。大学・研究機関から求められた場合には、連邦機関がその方法論を助言することもある。

連邦規則では、「本調査」を実施した事案については、連邦機関に対して不正調査報告書を提出することを求めている。不正調査報告書に基づき、連邦機関では、大学が実施した調査内容を細かく審査する。審査の際は、事案ごとに研究バックグラウンドおよび法的な専門性を持つ分析官が割り当てられ、大学から報告を受けた不正調査報告書を中心に、研究記録、被告発者へのインタビュー記録、疑いのある論文などに直接目を通すなかで「責任所在はどこにあるのか」「不正行為を裏付ける証拠として適切か」等を判断する。この際、大学がとった調査の方法論が適切でなかったり、十分な情報が吟味されていないと判断した場合には、ORI は大学に対して情報の再収集や再検証を要求する<sup>47</sup>。

### ● 不正認定および事案の結審のプロセス

所管する連邦機関では、大学の実施した調査結果に基づき、その調査内容の適切さを評価したのちに認定を行い、行政措置を検討する。連邦機関による認定の仕方は連邦機関ごとに異なるが、ここではその例として、ORI の認定について取り上げる。

ORI では、不正行為が行われたと判断した際に、被告発者との係争関係を結審する手段として以下の2つの方法をとる。

#### ① 自発的合意書(Voluntary Agreement, VA)の締結

ORI による認定の内容および措置の内容について、保健福祉省(HHS)と被告発者の間で合意を締結する。その合意に向けては、ORI による不正認定結果および、HHS から科される行政的措置の内容が被告発者に対して提示され、被告発者は当該内容に対して、以降の異議を申し立てない旨を合意する<sup>48</sup>。

VA で提示される行政的措置の内容については、被告発者に対して一方的に提示されるのではなく、合意に向けては被告発者との間で措置内容について交渉がなされる<sup>49</sup>。

ORI へのインタビューによれば、合意の締結は、被告発者にとって必ずしも不正を犯した事を認めることを意味するものではない。それでもVAを締結する意義は、自発的な合意によって一般的に長期化し、非常にコストのかかることの多い法廷での係争関係を避けたいといった、双方(被告発者および連邦政府)の利害を調整する意味合いも含まれる。

#### ② 認定通知(Charge Letter)による認定

被告発者がVAに合意しない場合、HHS から被告発者に対して、Charge Letter と呼ばれる認定通知書が示され、認定内容および行政措置の内容が提示される。当該文書はORI が弁護士と協議しながら作成する<sup>50</sup>。Charge Letter に対し、被告発者が30日以内に上訴しない場合は、記載された研究不正の認定内容および行政措置が確定する。研究者は受領したCharge Letter に不服がある場合には上訴し、法廷において不正の有無を争うことができる。

<sup>46</sup> Harvard Medical School へのインタビューに基づき記載

<sup>47</sup> ORI からの調査票回答及び 未来工学研究所、「研究活動における不正行為に対する調査方法に関する調査報告書(日本医療研究開発機構委託調査)」, 2017年に基づき記載

<sup>48</sup> ORI, Frequently Asked Questions, <https://ori.hhs.gov/frequently-asked-questions>

<sup>49</sup> ORI へのインタビューに基づき記載

<sup>50</sup> ORI, Frequently Asked Questions, <https://ori.hhs.gov/frequently-asked-questions>

● **不正調査・認定の対象となる行為**

一般的に研究不正と言われる行為には、我が国で特定不正行為と呼ばれる「ねつ造・盗用・改ざん(以下 FFP)」の他にも、オーサーシップを始めとする疑わしき研究行為(Questionable Research Practice,以下 QRP)などその概念は多岐にわたる。

アメリカでは、連邦規則において、研究不正の定義を、FFP に限定している。そのため、連邦政府資金によって実施された研究活動において、連邦機関が認定し措置を科す対象となるのは FFP に限定される。

例えば、研究記録の不適切な管理や論文の著者の記載における問題行為(いわゆるオーサーシップの問題)といった疑わしき研究行為(QRP)について ORI や NSF-OIG を始めとした政府機関が不正認定・措置の対象とすることはない。その理由としては、FFP は全ての研究分野に不正行為として該当する一方で、QRP はアカデミック領域の慣行に依るところが大きく、一律に不正とみなすことが難しいからである<sup>51</sup>。

ただし、それはアメリカ内で FFP 以外の行為が不正として扱われず、認定・措置の対象にはならないということではない。連邦機関は、大学等研究機関に対して FFP に加えて独自に不正定義を行うことを推奨しており、大学等研究機関が QRP を認定・措置の対象として設定し、行為者に対して処分を行うことは可能である<sup>52</sup>。こうした大学・研究機関の独自の認定・措置に関しては、政府機関は干渉することはない。

ORI に対するインタビュー調査によれば、近年はアメリカの大学では QRP 行為に対する高い注目がうかがえ、例えば、自機関の研究公正指針の中でデータ保存の方法などに対して厳格化し、不適切な管理を行った者に対して不正として措置を科す大学もあるとのことである<sup>53</sup>。

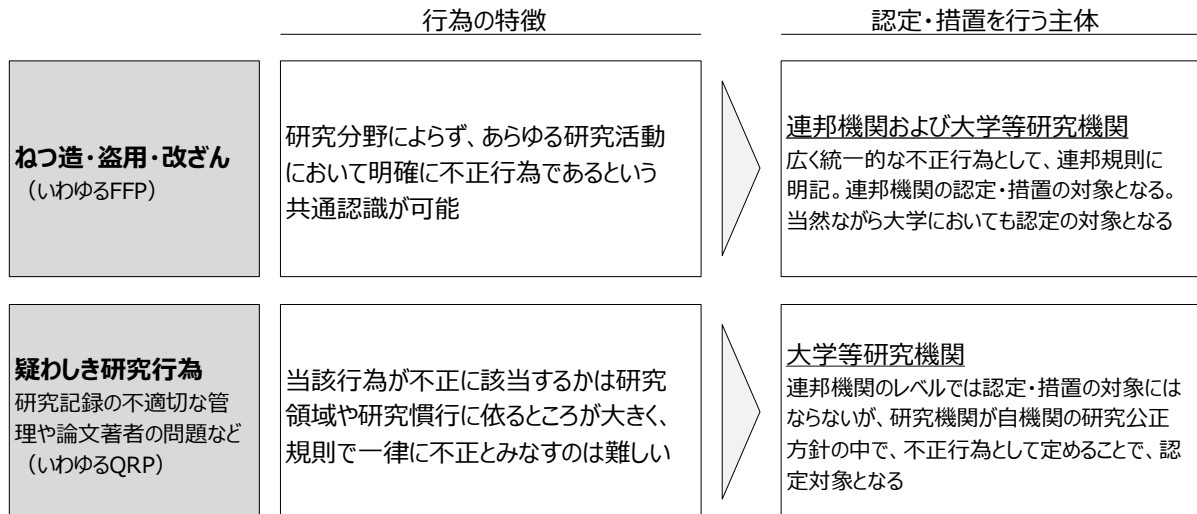


図 3-2. アメリカにおける不正行為の認定主体  
(ORI へのインタビューを踏まえ、筆者作成)

<sup>51</sup> ORI へのインタビューに基づき記載

<sup>52</sup> Council of Science Editors (CSE), "CSE's White Paper on Promoting Integrity in Scientific Journal Publication", 2012.

<sup>53</sup> ORI へのインタビューに基づき記載

## ● 不正認定の考え方

ある疑わしい事案を不正行為に該当するかどうかを判断するための原則として、アメリカでは以下の点が連邦規則で定められており、大学等研究機関において不正を判断する際にも広く浸透された原則となっている<sup>54</sup>。

- ① 関連する研究コミュニティにおいて受け入れられた行為(適正な研究慣行)から、著しく逸脱する行為かどうか
- ② 「意図的な行為(Intentionally)」「不正と知りながら行う行為(Knowingly)」「明確に研究不正を意図していなくともずさんな研究行為(Recklessly)」かどうか
- ③ 証拠の優越が認められるか(Preponderance of Evidence)<sup>55</sup>

② について ORI やアメリカの大学を対象にしたインタビューでは、「Recklessly」の事案は、行為者が研究不正を行うことを意図した「Intentionally」や「Knowingly」のケースと比較し、判断が難しいとの意見が示された。「Recklessly」、すなわちずさんな研究活動というのは、国内でも具体的な定義や統一した判断基準が存在しておらず、大学だけでなく ORI でも、どの範囲の行為が該当するのか解釈に課題を抱えているという。

そのため、これまで ORI では、「Recklessly」の原則に基づく認定にはきわめて慎重な姿勢を見せてきていたが、2018年7月には初めて Christian Kreipke 氏に対して認定を行った<sup>56</sup>。

### 【「Recklessly」の原則が適用された Christian Kreipke 氏のケース】

ORI は 2018 年 7 月 13 日、ミシガン州ウェイン州立大学 (Wayne State University) に所属する、当時准教授であった Christian Kreipke 氏の 2 報の論文、2 件のポスター発表、3 件の研究費申請書で研究データのねつ造・改ざんがあったと公表し、5 年間の連邦政府補助金への申請資格の停止とする処分を下した。

当該事案は、被告発者である Kreipke 氏は ORI が発出した Charge Letter を不服として、裁判による係争関係にまで発展したことから、2011 年に最初の告発がなされてから最終的な裁定・公表にいたるまで 7 年もの歳月を要した。本稿ではその係争過程の詳述は割愛する。

Kreipke 氏の主な主張は、研究データのねつ造・改ざん自体は同氏自身が行ったものではなく、所属する大学の RIO に告発・不正調査が開始することを告げられるまではそのようなデータがあることに気づきもなかった、自身が主宰する研究室の他のメンバーが行った可能性があるということであった。

一方で、裁定の判断は、同氏が展開していた研究室の研究環境において、研究室で得られた研究データ(他者が得た研究データを含む)に対して、同氏がデータのねつ造・盗用・改ざんなどからの正当性を適切に確認していなかったことが問題であり、不正行為とみなされた。すなわち、同氏自身がねつ造・改ざん行為を実施したかどうかではなく、研究室を主宰し、他研究者をリードする立場の研究者として、「研究活動で扱うマテリアルに対して、適切な配慮や注意を払わず、マテリアルがねつ造・盗用・改ざんされているリスクに対して無関心であること」が問題視されたのである。

<sup>54</sup> ORI および HMS, GW へのインタビューに基づき記載

<sup>55</sup> アメリカの民事訴訟の原則としても用いられている当該概念は、“more-likely-than-not”原則、或いは 50%超原則ともよばれ、「ある事実が“ないというよりはる”と言えるかどうか」で判断する。不正行為に該当するかどうかを判断するためには、立証する側が、研究不正を信じるに足る、明白で説得力のある証拠をもって証明しなければならない。

<sup>56</sup> Case Summary: Kreipke, Christian. *The Office of research Integrity*, 2018, <https://ori.hhs.gov/content/case-summary-kreipke-christian-w>

**視点3 不服申立て**

連邦規則では行為者(被告発者)に対して、連邦機関による不正認定および行政的措置に不服がある際に、上訴することを認めている。上訴の行われ方については、各連邦機関の所定する手続きに委ねており、本稿では代表的なケースとして、保健福祉省(HHS)における不服申立てを記述する。

HHS では、ORI による認定結果や、その結果に基づく行政措置の内容に対して不服がある場合、公式な認定が出されてから 30 日以内に行為者(被告発者)は HHS 組織内にある行政不服審査を担う委員会 (Departmental Appeals Board, DAB) に対して上訴を申請し、HHS および行為者との間の係争となる<sup>57</sup>。

DAB 委員会では、行政法審査官(Administrative Law Judge)を任命し、審査官が行為者からの聞き取りに応じる。審査官は研究に関連した知識を持つ有識者の力を借りながら、HHS が判断した不正認定や、行政措置の内容の適正性を検討する。その後、不正認定や措置内容の確定・棄却・修正など、最終的な裁定に向けた提言を行い、HHS の医療担当次官補(Assistant Secretary for Health)による提言のレビューを受けた後、HHS において研究者の資格停止等について判断を行う担当官(HHS Suspension and Debarment Official)より最終的な承認を受け、裁定が確定する<sup>58</sup>。その際、ORI は、当事者である研究機関の協力を得ながら、当該研究者が行った不正行為を裏付ける根拠と共に、立証を行わなければならない。

<sup>57</sup> ORI, Frequently Asked Questions, <https://ori.hhs.gov/frequently-asked-questions>

<sup>58</sup> "ORI Subpart E—Opportunity To Contest ORI Findings of Research Misconduct and HHS Administrative Actions.", *The Office of Research Integrity*

#### 視点4 権利制限などのペナルティを含む措置

先述したように、大学等研究機関で実施した不正調査を踏まえ、連邦機関および大学等研究機関双方から認定がなされる。そのため、発生した研究不正事案に対する措置は主に、①研究機関から個人に対する措置、②連邦機関からの研究者個人に対する行政的措置、③資金配分機関から研究者個人に対する措置、また、④司法判断による民事・行政・刑事処分が存在する。

##### ①研究機関から個人に対する措置

大学は独自の基準で不正認定を行い、認定結果に基づいて措置を行う。例えば、行為者である研究者に公正な研究活動に関する教育履行義務の付与や、不正論文の取り下げを要求する。また、重大な不正行為の場合には解雇を含む人事的措置が取られる。当該措置は大学と研究者個人との雇用契約上の措置であることから、ORI をはじめ行政機関が措置に介入することはない<sup>59</sup>。

##### ②連邦機関からの研究者個人に対する行政措置

連邦規則では、不正認定に基づいて、連邦機関による行政措置が取られることが明記されている。その措置内容は、行為者に対して、以下の措置を例としながらも、これらに限られず、各連邦機関で検討が行われるとしている。

- ・ 研究経歴(学位等)の撤回や修正要求
- ・ 戒告通知
- ・ 一定の監督・指導下での研究活動の実施(Supervision)
- ・ 所属する研究機関による保証  
(行為者が規則にのっとり適切に研究活動を行っていることを研究機関が保証する文書の要求など)
- ・ 連邦助成申請資格の一定期間の停止あるいは永久停止<sup>60</sup>
- ・ 連邦機関の活動に対し、助言を提供する有識者として参加することを一定期間禁止 など<sup>61</sup>

連邦機関が、不正行為の重篤度合い、それは不正が意図的に行われたのかどうか、習慣的に行われたのか(それとも当該事案が特別なものだったのか)、当該研究領域や他の研究者・研究機関や社会に対して与えた影響の大きさなどが考慮される<sup>62</sup>。例えば、保健福祉省(HHS)からのこうした行政措置の場合には、ORI がその措置内容を検討・決定する。

##### ③資金配分機関からの研究者個人に対する行政措置

ORI 等連邦機関とは別に、資金配分機関から研究者個人に対して、研究資金の返還措置が科される可能性がある。研究資金の返還措置に関しては、ORI のような研究公正局ではなく、研究公正局の認定を踏まえ、資金配分機関(例えば HHS 傘下の NIH など)が、資金返還措置を科すかどうか検討しており、その措置の運用に関しては連邦規則ではなく、資金配分機関の定める運用方針に準拠することとなる<sup>63</sup>。

<sup>59</sup> ORI および George Washington University へのインタビューより

<sup>60</sup> ORI へのインタビューによれば、連邦機関の申請資格の停止は、通常の 3-5 年が多く、悪質な場合は 10 年になる可能性もある。過去に数名、永久停止となった事例が存在する。

<sup>61</sup> "Frequently Asked Questions." *The Office of Research Integrity*, <https://ori.hhs.gov/frequently-asked-questions#14>

<sup>62</sup> 同上

<sup>63</sup> ORI へのインタビューより。ただし NIH が実態としてどのように資金返還措置を科しているかについては、本調査事業では把握できなかった。

#### ④司法判断による民事・行政・刑事処分

ORI に対するインタビューによれば、国家からの研究不正に対する処分として、上述した行政機関からの行政処分の他に、司法の判断による処分が存在する。それは、アメリカに古くから存在する法律「虚偽請求取締法(False Claims Act)」を根拠としたものであり、当該法律を研究不正に対して適用している<sup>64</sup>。その判断はアメリカ合衆国司法省(Department of Justice)が管轄し、法廷における係争に基づき、司法により判断される。ORI など連邦機関の研究公正当局は関与しない。

虚偽請求取締法(False Claims Act) は別名「リンカーン法」とも呼ばれ、その歴史は南北戦争の時代以来まで遡り、研究公正に限った概念ではない。虚偽請求取締法は、虚偽請求等により不正に連邦政府からの資金提供を受けた個人あるいは組織を罰する法律であり、当該行為を行った個人あるいは組織は、金銭的な民事罰や、政府助成資金への応募停止等の行政措置等が科される<sup>65</sup>。なお、虚偽請求取締法違反に対する訴訟提起は連邦政府によってなされる他、不正を知った私人が原告となり、連邦政府の代わりに訴訟提起することも可能である。

虚偽請求取締法の違反とみなされる行為についてはその歴史の中で様々な解釈がなされてきている<sup>66</sup>、Harvard Medical School へのインタビューによれば、近年特に、虚偽の研究データをもとに連邦政府資金を搾取する行為に対して、虚偽請求取締法の適用が見られるようになってきており、研究助成申請の際に連邦政府に対して提出する研究計画に含まれる情報（例えば計画時に記載する preliminary data など）についても、虚偽がないかが注目されているという。

また、重大な虚偽請求取締法の違反に対しては、刑事訴追がなされ、収監などの刑事罰が適用されることがある<sup>67</sup>。過去には研究不正で刑事罰を科された事例も存在し、当時バーモント大学に在籍していた生物学者エリック・ポールマン氏は、資金助成申請に用いる研究データを偽ったとして、ポールマン氏に対して、行政処分として政府助成資金への永久申請停止や、民事罰として 18 万ドルの支払い<sup>68</sup>、さらには刑事罰として 366 日間の収監が裁定された<sup>69</sup>。

なお、過去には虚偽請求取締法の訴訟提起が研究機関に対してなされ、研究機関に対して制裁金が課された事例も存在する<sup>70</sup>。しかし、どのような場合に研究機関に対して訴訟提起がなされ、どのような場合に研究者個人になされるかは、本調査では明らかにすることはできなかった。

<sup>64</sup> ORI へのインタビューより

<sup>65</sup> Department of Justice, "The False Claims Act: A Primer,"

[https://www.justice.gov/sites/default/files/civil/legacy/2011/04/22/C-FRAUDS\\_FCA\\_Primer.pdf](https://www.justice.gov/sites/default/files/civil/legacy/2011/04/22/C-FRAUDS_FCA_Primer.pdf)

<sup>66</sup> David E. Wright, Ph.D, The False Claims Act and Research Misconduct: Issues for Research Institutions,

<http://research.osu.edu/files/False-Claims-Act-and-Research-Misconduct.pdf>

<sup>67</sup> BARRET & SINGAL, The False Claims Act AN OVERVIEW: FALSE CLAIMS ACT ENFORCEMENT AND PENALTIES,

<https://barrettsingal.com/services/the-false-claims-act>

<sup>68</sup> 虚偽請求取締法の規定(<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/31/3729>)によれば、制裁金に加え、連邦政府が被った損害の 3 倍の金額を連邦政府に支払う義務を負わされる。ポールマンが支払った 18 万ドルにはこれらが含まれると考えられる。

<sup>69</sup> ORI, Press Release - Dr. Eric T. Poehlman, <https://ori.hhs.gov/press-release-poehlman>

Arthur L. Caplan et al, "Research Misconduct and Fraud", The Penn Center Guide to Bioethics, 2009, pp.213-222

<sup>70</sup> ハーバード大学医学部の事例(<https://www.fiercehealthcare.com/healthcare/departments-justice-announces-settlements-two-major-healthcare-suits>)や、デューク大学の事例(<https://www.npr.org/2019/03/25/706604033/duke-whistleblower-gets-more-than-33-million-in-research-fraud-settlement>)

**視点5 研究公正に関する助言等**

アメリカでは、連邦機関と大学・研究機関が連携する中で、連邦機関から大学・研究機関で不正調査に従事する研究公正担当者(Research Integrity Officer, 以下 RIO)に対し、調査の進め方、方法論等の助言が行われている。

未来工学研究所が過去に ORI に対して実施したインタビュー調査によれば、各大学・研究機関で従事する RIO の中には、研究不正への対応経験が十分になく、適切な対応に苦勞する者も少なくない。研究不正事案が起きた時には何をしていたのか全く分からないという者もあり、その場合に助言を求められれば手続きを初めから説明することもあるという<sup>71</sup>。

また、各大学・研究機関の RIO から構成される全国的な専門家団体、Association of Research Integrity Officers (以下 ARIO)が存在しており、RIO がノウハウや経験をシェアする場となっている。ARIO は 2012 年に設立されて以降、年に一度の会合を開催しており、RIO 同士がお互いに自身の経験や実務上の問題意識を共有している。会合は複数日(2~3 日程度)開催され、そこでは複数のテーマのもとに RIO 同士が議論しあうセッションが開催される<sup>72</sup>。一部のセッションには、政府機関(ORI、NSF、など)も招き、連邦機関の不正対応に係る方針の変更点等があれば、こうした場で説明や質疑応答を実施している<sup>73</sup>。

なお、ARIO において議論されるのは、研究不正の対応方法に留まらず、責任ある研究活動の推進に向けた、学内での教育活動(研究倫理教育)の行い方なども含まれる。責任ある研究活動の推進の観点からの ARIO における活動については、EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社による調査報告書に詳しい<sup>74</sup>。

<sup>71</sup> 未来工学研究所「研究活動における不正行為に対する調査方法に関する調査 報告書」,2017 年

<sup>72</sup> Association of Research Integrity Officers, <https://www.ariohq.org/>

<sup>73</sup> 同上

<sup>74</sup> EY アドバイザリー・アンド・コンサルティング 「諸外国の研究倫理教育の実施状況に関する調査報告書- Responsible Conduct of Research の推進に向けて -(日本医療研究開発機構委託調査)」, 2017 年

## イギリスの研究公正システム

### 【研究公正システムの体制概要】

- ◇ 研究不正調査・認定は大学等研究機関の責任において実施され、研究機関の他に調査・認定、研究機関の実施する調査の監督、また、不服申立ての受付を担うような機関は存在しない。
- ◇ 研究機関や個人(研究者、一般人)からの相談に応じる、研究公正の専門家機関である英国研究公正室(UK Research Integrity Office, 以下 UKRIO)が存在し、研究機関に対する研究公正や適切な不正対応に向けた助言や不正対応方法のガイドラインの提供を行っている。ただし、UKRIO は非営利機関であり、その助言には拘束力はない。
- ◇ 研究公正の基本理念となる国家協約である文書「Concordat to Support Research Integrity(以下 Concordat)」が存在し、資金配分機関、大学、研究者に対して公正な研究活動に関する期待を示している。当文書は英国大学協会(Universities UK)が取りまとめたものであり、拘束力はないものの、研究機関では公的資金配分を受ける際に、資金配分機関との契約条件として遵守することが求められている。
- ◇ 2019年3月現在、研究機関において不正調査プロセスが適切に進められているかを監督する国レベルの機関「監督委員会(Oversight Committee)」の設立が議論されている。(現状の議論動向を踏まえると、)監督委員会は、政府・公的資金配分機関や研究機関から距離を置いた独立機関として組織され、監督した結果を踏まえて、法的権限のない独立的な助言機能を有する見込みである。また、監督委員会は、研究機関の調査実施プロセスの外形的監督は行うものの、研究機関の判断の正当性の監督にまでは立ち入らない見込みである。

### 【研究公正システムのポイント】

- ◇ 不正対応・防止に向けて、科学コミュニティの自主規制に重点が置かれている。
- ◇ その結果、大学の集合体である英国大学協会から示された Concordat が研究公正の基本文書となっている。Concordat とは、公正な研究活動を進めるための研究者や研究機関が果たすべき責務・理念を示したものである。
- ◇ 非営利の研究公正の専門家機関である UKRIO が英国大学協会により設置され、研究公正の推進/不正対応に係る知見・ノウハウを提供しつつ、研究公正を主導している。
- ◇ 近年の議論として、研究公正の適正性を審査する独立機関の設立について審議が行われている。

### 基本的な高等教育・研究システムの概要

イギリスでは、大学や公的研究機関を中心として、これまで強い科学技術力を維持してきた<sup>75</sup>。その中で主たる研究活動を行う組織は大学であり、政府出資による公的研究機関は存在するものの、その多くは大学との密接な研究協力の下で活動を行っている。

イギリスの研究開発資金には、公的資金によるものと民間慈善団体(Charity Body)による資金が存在し、多角的なファンディングシステムをとっている。

公的資金には大きく、年間を通じて大学等の研究機関に対して配分される基盤的運営資金(Block-Grant)と、特定の研究プロジェクトに対して割り振られる競争的資金配分(Competitive Research Funding)の2種類が存在する。前者は、これまでイングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイルランドといったイギリスを構成する国ごとに、各高等教育財政カウンスル<sup>76</sup>が資金配分を提供してきた。後者である競争的資

<sup>75</sup> (海外調査報告書)JST 科学技術・イノベーション動向報告～英国編～(2014年度版)によれば、イギリスは2010年に世界で発表された科学論文の6.4%、世界で引用される論文の10.9%、さらに、世界の論文の最も引用率が高い論文トップ1%のうち13.8%(アメリカに次いで世界で第2位)のシェアを占めるなど、世界でも科学技術の存在感を示してきた。

<sup>76</sup> 高等教育財政カウンスルには、Higher Education Funding Council for England (HEFCE)、Scottish Funding Council(SFC)、Higher Education Funding Council for Wales、DELNI - Department for Employment and Learning, Northern Irelandがある。



金配分については、学術的研究については7つの Research Council<sup>77</sup>と呼ばれる学術分野ごとの資金配分団体が中心となり、また、ビジネス分野(企業)に対する資金配分についてはイノベート UK(以下、Innovate UK)が中心となって資金配分を担ってきた。2018年4月には組織改組が行われ、新たに設置された英国リサーチイノベーション(UK Research and Innovation, 以下 UKRI)の傘下に、基盤的運営資金のうちイングランドを対象としたものと、7つの Research Council, Innovate UK が組み込まれることとなった<sup>78</sup>。

また、民間慈善団体(Charity Body)による研究開発出資には、特に代表的なものとして、生物医学分野で先端的・実用的な研究を行うウェルカム・トラスト(Wellcome Trust)や英国がん研究(Cancer Research UK)が挙げられる。Wellcome Trust は、創設者であるヘンリー・ウェルカム卿の遺した財産を基に設立された財団であり、年間6億ポンド程の予算を生物医学分野の研究開発助成や、財団傘下の研究所における研究活動に充てている。Cancer Research UK は、企業や一般市民からの寄附金を資金源とし、年間3億ポンド程度をがん研究に特化した研究を推進するための活動に充てている<sup>79</sup>。

上述のように、イギリスでは大学を中心とした研究活動を行い、研究活動にあたっては公的・民間資金を受けているものの、伝統的に大学や学問に対する大幅な自治に対する考え方、すなわち、大学は知的集団であり、政府・行政部門の介入は最小限に留めるべきであるという考え方が根付いている<sup>80</sup>。

<sup>77</sup> リサーチカウンシルはイギリスの基礎・応用研究に関する公的助成機関である。ビジネス・技能・イノベーション省(Department for Business, Innovation and Skills, BIS)の傘下にある政府外公共機関(Executive Non-Departmental Public Body)である。

<sup>78</sup> すなわち、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドといった国では各高等教育財政カウンシルが基盤的運営資金の配分を担っている。

<sup>79</sup> 科学技術振興機構 [(海外調査報告書) 科学技術・イノベーション動向報告～英国編～(2014年度版), 2014年]

<sup>80</sup> 秦 由美子「英国大学自治と高等教育政策」,1999年

### 研究公正システムの成り立ちと重要な役割を担う機関

研究不正調査・認定は大学等研究機関の責任において実施され、研究機関の他に調査・認定、研究機関の実施する調査の監督や不服申立ての受付を担うような機関は存在しない。

また、学問に対する自治の考え方から、研究公正における議論においても、研究不正の防止を担うのは外部からの規制(external regulation)ではなく、大学や研究機関を中心とした科学コミュニティの自主規制(self-regulation)であり、「ピア・レビュー(peer review)」に重点が置かれるべきである、との見方がなされている<sup>81</sup>。

一方で、研究機関や個人(研究者、一般人)からの相談に応じる、研究公正の専門家機関である英国研究公正室(UKRIO)が存在し、その助言の中で、研究機関に対して適切な不正対応の対処方法などの助言や、研究公正や適切な不正対応に向けたガイドラインの提供を行っている。ただし、UKRIO は非営利機関であり、その助言には拘束力はない。

また、研究公正の基本理念となる国家協約である文書「Concordat to Support Research Integrity」が存在する。英国大学協会(Universities UK)が 2012 年に取りまとめたものであり、拘束力はない。本文書は資金配分機関、大学、研究者に対して研究公正に関する期待をまとめている。策定に参画した資金配分機関等 8 機関が署名しており、UKRI や Wellcome Trust を始めとする資金配分を受ける研究機関では、配分条件として当文書への準拠が求められるなど、現在イギリスにおける事実上の研究公正に関する基本文書として位置付けられている。(Concordat に関しては、①研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドラインで詳述する。)

### 英国研究公正室 UK Research Integrity Office (UKRIO)

UKRIO はいわば研究公正・不正対応に係る専門家機関であり、国内のあらゆる機関・個人からの相談に対応する。例えば、研究公正・不正対応にあたる研究機関の研究公正担当者に対して、適切な調査実施にむけた指導や、不正の疑わしい事案を眼前にして告発を検討している個人に対して適切な対処の仕方、そもそも当該事案が不正事案とみなされるかといった判断の助言を行うなど、その助言・指導の幅は多岐にわたる。

UKRIO は、もともとイギリスの大学が加入する英国大学協会(Universities UK)が実施したパイロット事業が出発点となっている。2006 年に Universities UK は、Wellcome Trust や Research Council といった資金配分機関からの資金提供のもとで医療・生命科学分野に対する研究公正助言事業を試み、その助言機能の在り方を検証した<sup>82</sup>。2010 年にパイロット事業が終了して以降、UKRIO は Universities UK からは独立して継続され、活動の幅を広げながら今日に至った。現在は、主に UKRIO の活動に対する賛助会員(subscribers)となっている大学等からの資金提供のもとに運営している<sup>83</sup>。

UKRIO は、その活動内容に強制力はともなわない。すなわち、米国 Office of Research Integrity といった組織とは名称は類似するものの、本質的にはその権能は異なり、国の中核的規制当局としての意味合いは一切なく、あくまでも研究機関・研究者等を外からサポートする位置付けであることに留意する必要がある。

<sup>81</sup> 英国科学技術委員会 (Science and Technology Committee, House of Commons) Martin Smith 氏へのインタビューに基づき記載

<sup>82</sup> House of Commons Science and Technology Committee, "Peer review in scientific publications Eighth Report of Session 2010-12", 2011

<sup>83</sup> "Consensus statement on research integrity released.", The World University Rankings, 2012, <https://www.timeshighereducation.com/news/consensus-statement-on-research-integrity-released/419055.article#survey-answer>

UKRIO には常勤職員が現在 3 人おり、助言提供を担っている他、UKRIO Advisers と呼ばれる、ボランティアで UKRIO の活動に助言者として参加する者が複数存在する。(UKRIO の実施する助言機能の詳細については、⑤研究公正に関する助言にて詳述する。)

### **<イギリスの研究公正システムの改革に向けた議論(現在進行中)>**

2018 年 6 月にイギリス議会下院(House of Commons)における科学技術委員会(Science and Technology Committee)から、政府(Minister of State for Universities, Science, Research and Innovation)に対して研究公正の促進に係る提言<sup>84</sup>が出された。提言では、イギリスの現在の研究公正の状況や問題点をまとめるとともに、主に以下の点から見直しが必要であるとしている。

#### **1. Concordat の改訂・機能強化**

現在、現行の Concordat を作成した Universities UK が中心となり、その改訂案が検討されており、2019 年 3 月をめどに改訂案が取りまとめられる予定である<sup>85</sup>。①研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドラインの項目で現行の Concordat と併せて改訂・機能強化の背景を記載する。

#### **2. 不正調査プロセスの監督委員会(Oversight Committee)の設置**

上記のように、研究機関が主導して研究不正対応を行っている一方で、2019 年 3 月現在、研究機関において不正調査プロセスが適切に進められているかを監督する国レベルの機関として「監督委員会(Oversight Committee)」の設立が議論されている。現在資金配分機関である UKRI を中心に具体的な検討が進められており、2019 年中をめどに、設立の可否や設立された際の具体的な権能も含め、UKRI から示される予定である。

(現状の議論動向を踏まえると)、監督委員会は、政府・公的資金配分機関や研究機関から距離を置いた独立機関として組織され、監督した結果を踏まえて、法的権限(強制力)のない、独立的な助言機能を有する見込みである。また、監督委員会は、研究機関の調査実施プロセスの外形的監督は行うものの、研究機関の判断の正当性の監督にまでは立ち入らない見込みである<sup>86</sup>。その点では、研究不正調査・認定の実施責任は引き続き研究機関にあるとみられる。

「視点 2: 不正調査・認定の実施」の項目で設立の議論動向・経緯を記載する。

### **<イギリスの研究公正システムに係る議論の経緯>**

監督委員会の設立も含め、イギリスの研究公正システムの議論はこれまでもイギリス国内で行われていた。以下では、英国議会下院科学技術委員会に対するインタビューに基づき、その経緯を概述する。

2011 年、英国議会下院科学技術委員会(Science and Technology Committee)では、研究公正に関する最初の提言<sup>87</sup>を行った。当提言の背景にある問題意識として、当時大学等研究機関や資金配分機

<sup>84</sup>House of Common Science and Technology Committee, "Research integrity Sixth Report of Session 2017-19.", 2018

<sup>85</sup> Universities UK へのインタビューに基づき記載

<sup>86</sup> 英国科学技術委員会、UKRIO へのインタビューに基づき記載

<sup>87</sup> House of Commons Science and Technology Committee, "Peer review in scientific publications Eighth Report of Session 2010-12", 2011

関が研究公正について共通化された理解を十分に持っておらず、機関ごとに対応内容に差があることであった。このときの提言では、アメリカなどのように、外部規制機関(external regulator)の設立が内容に盛り込まれたが、当時、科学コミュニティからの反発を受けることとなった。その際の議論では、科学の政府・行政からの自立を重んじるイギリスの研究文化を踏まえ、研究不正の防止を担うのは外部からの規制ではなく、科学コミュニティの自主規制(self-regulation)であり、「ピア・レビュー(peer review)」に重点が置かれるべきである、という結論に至った。

代わりに、自主規制を担保するための対策として2012年にConcordatが作成された。Concordat作成以降、科学技術委員会では引き続き国内の研究公正の状況を観察していた中で、研究機関におけるConcordatの遵守状況について疑問が出てきた。例えば、Concordatでは「各研究機関が研究公正への取組や不正対応の件数などをまとめた年次レポートを公開すること」を求めていたにもかかわらず、実際にはそうしたレポートを発行していない研究機関が多く見られた。また、研究機関の中には、機関内で発生した不正事案を公にしないようなケースも確認された。

そこで、研究機関における自主規制に任せるだけでは限界があり、研究機関に対して、研究公正を遵守させるために外部から何らかの刺激が必要ではないか、という見方がなされ、更なる改革案として、2018年6月に提言が再び出された。ただし、監督委員会設立の構想においては、上述した2011年提言の議論で、規制機関の設立が政府や科学コミュニティに受け入れられなかったことを踏まえ、目的は科学者コミュニティの自治を維持するためであり、監督委員会が規制機関とみなされないような設計となるように留意しなければならないとしている。

今後、当該監督委員会が正式に発足することになれば、イギリスの研究公正システムにおける重要な位置付けになると考えられ、議論の動向は引き続き注目を要する。

## 研究公正の機能ごとの取組内容

以下、研究公正の国レベルでの機能ごとに、機能を担う機関およびその取組内容について記載する。

### 視点1 研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドライン

アメリカのような包括的に研究不正を規制する法律は存在せず、研究における動物の取り扱いなど、異なる研究分野における適切な行為を目指す各法律の中で、個別に研究不正が規定されている<sup>88</sup>。

一方、英国大学協会(Universities UK)主導で取りまとめられた文書「Concordat to Support Research Integrity(Concordat)」は、国の研究公正に対する基本理念として国内の各研究機関や資金配分機関の間で共有され、事実上の基準文書となっている。その下に具体的に遵守すべきガイドラインなどが存在する。

各資金配分機関や研究機関は、Concordat の理念を踏襲し、各機関の研究公正に係る指針・方針を提示している。公的研究資金を配分する UKRI や民間財団である Wellcome Trust などでは、資金配分の条件として当該文書の遵守を大学等研究機関に対して求めている。

また、研究公正の専門家機関である UKRIO より、各研究機関・大学の研究公正担当者に対して、研究不正対応の適切な対処プロセスを示したガイドラインが提供され、参考とできるようにしている。ただし強制力はない。

以下では、資金配分機関から示された研究公正指針文書として、公的資金の配分機関である UKRI から示された文書を、UKRIO が提供するガイドラインについて代表的なものを2つ記載した。

#### ◆ Concordat to Support Research Integrity (Concordat)

(機関) 英国大学協会 (Universities UK)

(文書の位置付け)

2012年にUniversities UKが中心になり策定された。本文書は研究機関、研究者、これらを支援する資金配分機関に対して、公正な研究活動および適切な不正対応に関する期待をまとめたものである。策定に参画した資金配分機関等8機関が署名している。UKRIやWellcome Trustなどの資金配分機関では、それぞれの研究公正指針において、資金を受ける研究機関に対してConcordatの尊重を求めるなど、現在イギリスにおける事実上の研究公正に関する基本文書として位置付けられる。

英国議会科学技術委員会に対するインタビューに寄れば、Concordat策定の趣旨は、研究不正の防止および公正な研究活動の推進に向け、科学コミュニティの自主規制を支援する目的があった。科学の政府・行政からの自立を重んじるイギリスの研究文化を踏まえ、アメリカの連邦規則のような外部からの規制文書としての位置付けではなく、科学コミュニティの自主規制、すなわち、「ピア・レビュー(peer review)」に重点が置かれ、そうした自主規制を担保するための位置付けとして策定されている。

<sup>88</sup> 松澤 孝明, 研究倫理教育の類型学, 情報管理 2017.10. vol. 60 no. 7

## (概要)

Concordat では、「高水準の研究公正の維持」「研究公正文化の醸成」「研究不正の告発への対応」「研究公正強化へのコミットメント」の観点から、研究者や研究者の雇用者たる研究機関、研究機関に対して研究資金を提供する資金配分機関それぞれに対して期待される取組が記載される。

なお、Concordat が掲げる研究不正に該当する行為として、文書中には様々な形があり、限定はしていないながらも、特に以下の点を明示している。

- ・ ねつ造・盗用・改ざん
- ・ 倫理的・法的な違反行為やプロフェッショナルとして求められる行動義務違反(例えば利益相反の宣言をしていない、オーサーシップに関する詐称、インフォームドコンセントの欠如、個人データの不適切な利用、など)
- ・ 不正事案の告発に対する不適切な対応(例えば不正事案の隠蔽や、告発者に対する報復行為など)

◆ RCUK Policy and Guidelines on Governance of Good Research Conduct<sup>89</sup>

## (機関)

英国リサーチイノベーション (UK Research and Innovation, UKRI)

## (文書の位置付け)

公的資金の配分を行う UKRI から提示されている研究公正指針である。

公的資金を用いた研究活動について示した「高等教育研究法 2017(Higher Education and Research Act 2017)」では、公的資金を用いた研究活動において、資金配分を行う UKRI が配分先に対して資金配分の規約・条件(Terms and Conditions)を独自の権限で定め、その条件の範囲で配分を行うことを明記している。当該法に基づき UKRI では当該配分研究公正指針を定め、資金提供を受ける研究機関に対しておよび Concordat の遵守を要求している<sup>90</sup>。

なお、当該指針は組織改編前に Research Councils UK(以下 RCUK)が提示していた文書を、UKRI が踏襲してそのまま用いているものであり、2013 年の初版が提示されて以降、2 年に一度改訂がなされている。

## (概要)

不正とされる行為の例を示している。その行為の内容は、基本的に Concordat を踏襲して記載されている一方で、Concordat よりも多くの例を挙げながら詳細な説明を行っている。

また、不正と疑われる事案が発生した際の、研究機関がとるべき対応の責務を示しており、その中では例えば、発生した事案を UKRI に対するタイムリーな報告を求めている。また、研究機関がとるべき不正調査・認定のプロセスの大枠を提示するとともに、プロセスを実行する上で参考となるガイドラインとして、UKRIO が発行している不正調査ガイドライン「UKRIO: Procedure for The Investigation of Misconduct in Research」を推奨している。

<sup>89</sup> “RCUK Policy and Guidelines on Governance of Good Research Conduct.”, *UK Research and Innovation*, 2013, <https://www.ukri.org/files/legacy/reviews/grc/rcuk-grp-policy-and-guidelines-updated-apr-17-2-pdf/>

<sup>90</sup> *UK Research and Innovation* “Terms and conditions of training grants” (revised in 2018)???

### ◆ その他、重要な位置付けである研究公正ガイドライン

その他、研究公正の専門家機関である UKRIO より、研究者や大学等研究機関の研究公正担当者に対して複数のガイドライン文書が提示されている。これらの文書は対象となる研究者や機関に対して遵守義務を課すものではないが、上述した UKRI の研究公正指針で言及されるなど、国内でも一定の影響のあるものといえる。以下ではその代表的な文書を2つ示す。

#### Code of Practice for Research: Promoting good practice and preventing misconduct

公正な研究活動を推進するための行動規範である。当該文書は Universities UK により Concordat が作成された 2012 年より以前の、2009 年に作成されている。

#### Procedure for the Investigation of Misconduct in Research

2008 年に作成された、大学等研究機関が行う不正調査の実践に向けて推奨される方法論を記載したガイドラインである。ただし大学等研究機関にその遵守義務はない。

RCUK Policy では、UKRI が配分する資金によって発生した不正事案の適切な対処方法として、大学・研究機関が参考にしうる文書として言及されている。ただし、当該文書で記載された方法論すべてを実施することを研究機関に対して要求しているわけではない。

#### <Concordat の改訂・機能強化にむけた議論>

Concordat は現在、英国下院科学技術委員会提言を踏まえて、具体的な見直しを University UK を中心に進めている。英国科学技術委員会に対するインタビューによれば、その見直しの背景には、英国下院科学技術委員会の調査から、各研究機関における Concordat の遵守状況が実態を伴っているのか、疑問が生じたことが挙げられる<sup>91</sup>。

具体的には、例えば Concordat では研究機関に対して、研究公正への取組や不正対応の状況を年次レポートとして取りまとめることを求めている。一方で、科学技術委員会の調査を通じて、多くの研究機関から年次レポートが発行されていないなど、Concordat における要求事項から乖離のある状況が明らかになった。

科学技術委員会が研究機関等と対話する中で、背景に Concordat の記載方法(言い回し)に問題があるのではないかと結論に至った。特に、「各大学は研究公正に関する年次レポートを出し、不正対応の状況や研究公正促進に向けた取組をまとめることを推奨する」という記載ぶりである。すなわち、「推奨(Recommendation)」であり「要請(Requirement)」ではなかった。そのため、仮に研究機関が実行に移さなくても違反にはならず、形式上は Concordat に遵守していることになってしまう。

そこで今後の方針として、Concordat の中身自体は大きく変えずに、その記載の言い回しを「あなたの機関ではこれをしなければならぬ(“You MUST do that”)」という義務付けるものに変えるとともに、もし具体的に実行していない場合には資金配分機関から資金提供が受けられないような仕組みも検討しているとのことである。

<sup>91</sup> 英国下院科学技術委員会へのインタビューに基づき記載

## 視点2 不正調査・認定の実施

研究機関における研究不正に係る調査・認定は一義的に不正が疑われる研究者が所属する研究機関が実施する。

資金配分機関である UKRI の研究公正指針においては、UKRI の資金を用いて実施された研究活動において不正事案が発生した場合には、大学が正式な調査を開始した段階で、UKRI においても独自に調査委員会を立ち上げ、独自の調査を行うとしている。また、UKRI が極めて重要であると判断した事案には、研究機関の調査体制に、UKRI がオブザーバーとして参加することを求めるとしている。ただし、UKRI へのインタビューに基づくと、UKRI は研究機関との配分関係上、これらの権限は保持している一方で、実態としては一義的に研究機関が不正調査を実施し、UKRI は調査結果に対する報告を受けるにとどめているようである<sup>92</sup>。

研究機関は、資金配分機関から資金提供を受ける条件として、先述の Concordat や、資金配分機関が作成した研究公正指針を遵守することが求められている。研究公正指針の中で、資金配分を受けている研究において不正事案が発生した場合は、直ちに配分機関に通達し、その審議の状況を報告することを求めている。報告を基に、配分機関は、配分機関としての措置を決定することとなる<sup>93</sup>。

研究機関における不正調査の実施方法は研究機関によって異なるが、研究機関の研究公正担当者は、先述のように助言機関である UKRIO の発行しているガイドラインを参考とし、また、UKRIO に対して進め方を相談することができるようになっている。

### <監督委員会(Oversight Committee)の新設に向けた議論>

先述したように、現在イギリスでは、研究機関が実施した不正調査プロセスの適正性を審査するための監督委員会(Oversight Committee)の設立に向けた議論が行われている。2018年6月にイギリス議会下院(House of Commons)の科学技術委員会(Science and Technology Committee)<sup>94</sup>から示された研究公正に係る提言の中で監督委員会の設立が言及された<sup>95</sup>。

提言を踏まえ、現在 UKRI の主導により設立が検討されているが、組織形態としては独自の事務局を置き、資金配分機関や政府機関・議会および研究機関から独立した委員会となるとみられる<sup>96</sup>。

提言内容や本調査で実施したインタビュー調査によれば、監督委員会は以下の機能を有することが想定される<sup>97</sup>。

- 研究機関が研究不正調査を適切なプロセス・進め方で実施していたかどうかを審査する  
ただし、研究機関で判断された検証内容の再検証(例えば監査委員会自身が不正行為を裏付けるための研究データの検証を行うなど)は行わない
- 審査の結果、研究機関が適切な研究不正対応を行っていなかった場合には、その研究機関に配分を

<sup>92</sup> UKRI へのインタビューに基づき記載。ただし未来工学研究所(2017年)によれば、イギリスの資金配分機関 Research Councils(当時。現在は UKRI に改組)の傘下に設置されている研究所で発生した不正事案については、直接不正調査を行うとのことである。

<sup>93</sup> UK Research and Innovation “RCUK Policy and Guidelines on Governance of Good Research Conduct.”, 2013,

<sup>94</sup> イギリス議会では傘下に各政策分野に関する常設委員会を有し、「Evidenced Based Policymaking」に資する分析・提言を行っている。提言は、政府に対して強制力があるものではなく、政府が難色を示すような場合には、少しずつすり合わせを行っている。科学技術委員会の中では、研究公正についても注目領域の一つに位置付けており、(常態化されてはいないものの、)国内の動向収集・分析等を行っている。

<sup>95</sup> House of Commons Science and Technology Committee “Peer review in scientific publications Eighth Report of Session 2010–12.”

<sup>96</sup> UKRIO, 科学技術委員会、Wellcome Trust, UKRI へのインタビューに基づき記載

<sup>97</sup> UKRIO, 科学技術委員会、Wellcome Trust, UKRI へのインタビューに基づき記載



行う資金配分機関に対し、当該研究機関に対する資金助成の制限を推奨する

- 審査の結果に基づいて、必要であると判断した場合には研究機関に対して再調査を助言する

上記は認定内容の正当性を審査するのではなく、認定に至った調査プロセスの適正性を確認することとどまるのではないかとの見方がされている<sup>98</sup>。英国議会科学技術委員会に対するインタビューによれば、それは外部機関により認定内容の科学的再検証を行うことは、研究機関の行う不正調査・認定に立ち入ることとみなされるからであり、イギリスにおいて原則とみなされている科学コミュニティの自主規制(self-regulation)の考え方を脅かす可能性があり望ましくない。

---

<sup>98</sup> House of Common Science and Technology Committee, "Research integrity Sixth Report of Session 2017-19.", 2018

### 視点3 不服申立て

研究機関の行った認定結果に対して、研究機関外で第三者的に不服申立てを受け付ける機関は存在しない。また、研究機関で、認定結果の不服申立てを受理するか否かは研究機関に任せられている<sup>99</sup>。

不正認定結果に基づいて、研究機関から研究者に対して雇用関係における制裁措置(停職・解雇等)が科されるが、措置を受けた研究者が措置に対して不服がある場合、不服申立ては法廷に対して行われ、研究機関とその措置の正当性を争うことになる<sup>100</sup>。インタビュー調査からは、こうした雇用関係上の措置に関しては外部機関が関与することは難しく、今後も制裁措置に対する不服申立てを取り扱う機関は存在しないとの見方が示された<sup>101</sup>。

#### <設立が議論されている監督委員会の不服申立てへの対応の可能性>

監査委員会が研究機関の不正対応の適正性を確認する役割を担うことを踏まえれば、研究機関の不正認定の適正性に不服のある人物や機関からの申立てを受けて、その適正性を審査するようなことも考える。本調査で実施したインタビュー調査からは、監査委員会がこうした不服申立てを受け付ける役割を果たしうることについて、以下のような考え方が得られた<sup>102</sup>。

- 「監督委員会」が告発者あるいは被告発者等からの不服申立てに対応することができたとしても、その対応は研究機関における不正調査の外形的なプロセスチェックに留まるのではないか。例えば、不正認定に係る判断の正当性を確認するために、事案が不正か否かの科学的(再)検証を外部機関として行うことは難しいだろう。なぜなら、イギリスで重要視されている「科学者コミュニティの自主規制」の原則に反するからだ。
- 研究機関から研究者に科される制裁措置の適正性については法廷で争われるべきであり、当該「監督委員会」を含め第三者機関が不服申立てを受理して審議することは不可能ではないか。なぜなら、研究機関から研究者への措置は雇用法の範疇で科されるものであるため、その適正性の判断は法廷で審議されるべきであるからだ。

<sup>99</sup> UKRI に対する調査票へのインタビューに基づき記載。ただし、イギリスの大規模な研究志向型大学である University College London (UCL)へのインタビューによると、UCL では認定結果に対する不服申立ては受け付けていない。

<sup>100</sup> UKRIO, 英国科学技術委員会へのインタビューに基づき記載

<sup>101</sup> 英国科学技術委員会へのインタビューに基づき記載

<sup>102</sup> 英国科学技術委員会、UKRIO へのインタビューに基づき記載

#### 視点4 権利制限などのペナルティを含む措置

不正認定結果に基づき、①研究機関から研究者個人に対する措置、②資金配分機関から研究機関に対する措置、③資金配分機関から研究者個人に対する措置が科される可能性がある<sup>103</sup>。

##### <①研究機関から研究者個人に対する措置>

UKRI ではその研究公正指針において、研究機関ごとに、科しうる制裁措置に関する方針・考え方を明記することを求めている。そのため研究機関ごとに、自機関の考え方にしたがって不正の行為者たる研究者に対して措置を科す。こうした措置は通常、雇用上の措置であり、雇用研究機関における活動の制限・停止、降格・減給処分などが含まれる。措置の内容は、不正行為の重大性を踏まえ、研究機関が定めた懲戒規程と照らし合わせながら決定する<sup>104</sup>。

##### <②資金配分機関から研究機関に対する措置>

資金配分機関ごとに措置の内容を検討する。以下では、UKRI および Wellcome Trust における、研究機関に対する措置の内容を記載する。

#### UKRI

UKRI から資金配分を受けた研究において発生した不正行為に対しては、研究機関に対して「不正に関わる助成資金の返還」「資金助成の停止」等を措置として科す可能性がある<sup>105</sup>。

一方で、UKRI へのインタビューによればこうした措置の実態として、以下の見解を得た。

- ・ これまで実際にこれらの措置が科された実績はなく、運用にあたって、例えば、応募資格を停止する期間や返還させる資金の内容や金額などは明確な基準として定められていない。
- ・ こうした措置を検討する際に考慮する要素となるのが、「発生した不正事案に対して、研究機関が適切に対処したか」である。適切に対処していないのであれば(例えば意図的に機関で発生した不正事案を隠蔽しようとするなどした場合)研究機関に対して措置を科す。一方で、仮に研究不正が発生した場合でも、研究機関が適切に対応しているのであれば、措置を科すことはほとんどない。

<sup>103</sup> ただし、今回実施したインタビュー調査によれば、研究者個人に対する措置は、雇用者である研究機関が措置を決定するものであり、配分機関を含む外部機関が関与するものではないとの見方が示された。また、UKRI から得た調査票からも「配分機関では研究者個人に対する措置を扱っていない」との回答が得られている。一方で、UKRI や Wellcome Trust といった配分機関の出す研究公正方針を踏まえると配分機関から研究者個人に対する措置であると解釈可能な記載が見られたため、それらを以下「③配分機関から研究者個人に対する措置」に記載した。

<sup>104</sup> University College London, “Levels of Disciplinary Action”, 2016, <https://www.ucl.ac.uk/human-resources/sites/human-resources/files/disciplinary-appendix-e-levels-of-disciplinary-action.pdf>

<sup>105</sup> UK Research and Innovation, RCUK Policy and Guidelines on Governance of Good Research Conduct., 2013

## Wellcome Trust

Wellcome Trust では研究者に不正行為が発覚すると、研究機関に対し資金停止処分を科すことがある<sup>106</sup>。

一方で、Wellcome Trust に対して実施したインタビューによれば、当該資金停止処分に対して、以下の見解を得た。

- ・ 通常、助成資金の停止を行う前に、他に当該研究資金を引き継げる人物(プロジェクト全体を管理できるシニアスタッフなど)を研究機関の中で検討させる。適任者がいる場合には、当該人物を中心としたプロジェクトとして再スタートし、助成プロジェクトの名前を変え、継続して資金提供を行うようにしている。その理由は、一つには資金を提供しているのは研究者個人に対してではなく研究機関に対してであることから、特定の個人に問題が生じても、助成事業を継続することが制度上可能であるからである。一つには、不正を犯して罰せられるべき研究者の他に、当該資金から雇われている不正に関与していない若手研究者やテクニシャンを始めとした残されたスタッフの存在に留意しており、彼らが次の雇用先等を確保するまでのつなぎとして資金を活用できないかを検討している。
- ・ Wellcome Trust では研究費の停止は行うことはあるが、不正が発覚する以前に我々が支給した資金に対しては、返還を求めることはない。既に利用した研究費の返還は、研究不正に対する抑止力としては機能するかもしれないが、実際の運用を考えるとその回収は極めて難しく、すでに研究者への給与等で利用されてしまい、実質回収不可能だからである。

### <③資金配分機関から個人に対する措置>

資金配分機関ごとに、機関内で措置の内容を検討している。

UKRI や Wellcome Trust では、それぞれの研究公正指針<sup>107</sup>において、不正と認定された行為者に対して、「当該研究者が関与している研究資金の停止」や、「以降の自機関に対する資金の応募資格の停止」等を措置として科す可能性を明記している<sup>108</sup>。

Wellcome Trust によるインタビューにより、その運用実態について以下の見解を得た。

- ・ 資金応募資格の停止は不正行為の程度によって判断されるが、これまでの経験上概ね長くて5年程度である。
- ・ きわめて重大な不正行為(例えば、20もの論文においてデータ操作を行うなど)であるとみなされた場合には、長期の応募資格の停止(あるいは永久停止)を科すことがあり、Wellcome Trust では過去に2名だけ永久停止の処分を科した研究者がいる。一方で、こうした長期にわたる応募停止を行う場合にも、5年ごとに見直しをかけており、「依然として当該研究者に資格停止措置を科すべきか」という議論を行っている。
- ・ 応募資格停止処分は個人に対する措置であり所属する機関がどこであろうと関係なく、例えば行為者が他の研究機関に所属を移したとしても、応募できない仕組みになっている。

また、UKRI、Wellcome Trust 共に、必ずしも重大ではなく軽微な不正行為である場合

<sup>106</sup> t “Research misconduct.”, *Wellcome Trust*, <https://wellcome.ac.uk/funding/guidance/research-misconduct>

<sup>107</sup> UK Research and Innovation, “RCUK Policy and Guidelines on Governance of Good Research Conduct.”, 2013, <https://www.ukri.org/files/legacy/reviews/grc/rcuk-grp-policy-and-guidelines-updated-apr-17-2-pdf/>  
Wellcome Trust “Research misconduct.”, <https://wellcome.ac.uk/funding/guidance/research-misconduct>

には、研究者に対して懲罰処分ではなく、教育を履行するよう要請している<sup>109</sup>。それは例えば、研究者に悪意はなく、研究能力が未成熟であり、研究データの取り扱いや解釈の仕方などについて正しく理解していないために発生したと思われるものなどであり、Wellcome Trust では、研究者が教育を履行した証明として、次回の資金応募時に研究機関代表者名で「教育を履行した」ことを証明する公式文書を添付させることもある<sup>110</sup>。

---

<sup>109</sup>RCUK Policy and Guidelines on Governance of Good Research Conduct.", *UK Research and Innovation*, 2013, <https://www.ukri.org/files/legacy/reviews/grc/rcuk-grp-policy-and-guidelines-updated-apr-17-2-pdf/>

<sup>110</sup> Wellcome Trust へのインタビューに基づき記載

## 視点5 研究公正に関する助言等

英国研究公正室(UK Research Integrity Office, UKRIO)が研究公正の促進・不正対応に関する専門的知見を提供している。UKRIO の取組は大きく、以下の3つに分かれる。

### <UKRIO の取組>

#### 研究機関の公正担当者に対する知見の提供

研究公正・不正対応にあたる研究機関の研究公正担当者に対して、適切な調査の実施方法などについて助言を提供している。すなわち、研究機関によるセルフ・レギュレーション(自主規制)の実施を担保するために、助言によって支援を行っている。

UKRIO によるインタビューによれば、UKRIO の存在意義は、研究公正に関する疑問・懸念等があるあらゆる機関・人物が頼ることができる唯一の専門家機関として、研究機関やあらゆる個人をサポートするところにある。特に(各国をみても)政府機関や資金配分機関といった国の機関から研究機関に対して、研究公正の推進に向けた要求事項は示しながら、「具体的にどう対処するか」、「発生した問題へどう対処するか」についてまで示すことができていることが多い中、UKRIO がその「具体的にどう対処するか」といった部分を補完する役割を担っている<sup>111</sup>。

こうした助言は UKRIO の事務局<sup>112</sup>が独自に行うこともあれば、研究公正の専門性を有する専門家を派遣することもある<sup>113</sup>。

また、単なる助言を提供するだけでなく、研究機関から要求があれば、研究機関が不正対応を行う際に、研究不正調査委員会に外部有識者として参加できる専門家の派遣を行っている<sup>114</sup>。

#### 個人等からの研究公正/不正に関する相談受付(カウンセリング)

UKRIO では、研究機関における研究公正担当者に対してのみでなく、研究者等あらゆる個人からの研究公正/不正対応に関する相談に応じ、助言を提供するカウンセリング業務を行っている。例えば、不正の疑わしい事案を眼前に告発を検討している研究者に対して、適切な対処の仕方や、そもそも当該事案が不正事案とみなされるかといった専門的助言を行っている<sup>115</sup>。

#### 研究者や研究機関が参考にすることができる発行物の作成

「視点1 研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドライン」でも記載したように、UKRIO では研究機関が不正調査の実施にあたり推奨される方法論等をガイドラインとして提供している。各大学・研究機関はこれらガイドラインを参考にしながら独自の方針を検討することができる。

<sup>111</sup> UKRIO に対するインタビューに基づき記載

<sup>112</sup> James Parry 氏

<sup>113</sup> こうした専門家は、Registered Advisor と呼ばれ、研究公正分野に知見・経験を有する有識者がボランティアで専門家として UKRIO に登録し、UKRIO からの要請に応じて派遣される仕組みをとっている。

<sup>114</sup> UKRIO, “Expert involvement in investigations” <https://ukrio.org/our-work/expert-involvement/>

<sup>115</sup> UKRIO に対するインタビューに基づき記載

また、イギリスでは大学団体を中心としたボトムアップな知見共有の場が存在しており、こうした場が研究機関の研究公正担当者間での相談・助言提供の役割を果たすことがある。以下ではその一つとして、UKRIO 等へのインタビューに基づき、大学団体「ラッセル・グループ(Russell Group)の事例」を記載する。

<大学団体の果たす役割：ラッセル・グループ(Russell Group)の事例>

イギリスでは、大学の集合体である大学団体において、研究公正に関する経験・知見の交換が行われている。大規模研究型大学 24 校が名を連ねている団体「ラッセル・グループ」では、各大学の研究公正担当者総勢 24 名が集まり、研究公正の推進や不正対応に関するベストプラクティスや課題等を共有している。ラッセル・グループに集まる大学は、その実施する研究活動の規模等が互いに類似していることから、研究公正の対策が議論しやすい。

研究公正も含む研究活動上の課題や悩みは、研究現場で発生しているからこそ、研究現場で発生した不正対応の課題やその良い解決方法をボトムアップで拾い上げ、大学同士で共有し、国の機関等に共有する役割を期待されている<sup>116</sup>。

---

<sup>116</sup> Universities UK へのインタビューに基づき記載

## フランスの研究公正システム

### 【研究公正システムの体制概要】

- ◇ 研究不正調査や認定は研究機関(ローカルレベル)によって実施される。国レベルで不正調査・認定や、研究機関の実施する調査に対する監督、不服申立ての受け付けを担う機関は存在しない。
- ◇ 研究機関(ローカルレベル)が行う不正調査・認定を支援するため、国レベルの機関として仏国研究公正室(OFIS)が存在し、研究機関における研究公正担当者(RIO)に対する情報提供や、RIO 同士が集まってお互いの不正対応上の課題を話し合うネットワーキングの場を提供している。
- ◇ OFIS は、研究機関で実施された研究の評価を行う研究・高等教育評価高等審議会 (HCERES)に設置されているが、HCERES は政府機関や研究機関から独立した機関であり、双方に対して中立的な立場である。
- ◇ 研究公正の基本理念となる国家憲章(National Charter)が存在する。国家憲章は、国内の主要研究機関や大学学長会議を中心として取りまとめられたものであり、強制力はない。一方で、公的資金配分を受ける研究機関や研究者は、資金配分機関との契約条件として国家憲章を遵守することが求められている。

### 【研究公正システムのポイント】

- ◇ 研究公正の主体は研究機関による自主規制である。
- ◇ 研究活動の中心は公的な研究機関であることから、研究者は公務員としてみなされる傾向がある。このため、研究者に対する規制強化が検討される可能性がある。
- ◇ 研究機関の研究公正活動を支援する位置付けとして、2017 年に OFIS が設立され、国内の不正事案や、研究現場の不正対応の知見の収集・蓄積・共有活動を始めている。

### 基本的な高等教育・研究システムの概要

フランスでは、科学技術・イノベーションの主要所管省は「国民教育・高等教育・研究省(Ministry of National Education, Higher Education and Research<sup>117</sup>, 以下 MENSER)である。

研究開発の主な推進主体は、国民教育・高等教育・研究省と関連各省の両者の傘下に位置する国立の研究機関であり、主に国立科学センター(French national Centre for Scientific research<sup>118</sup>, 以下 CNRS)、国立保健医学研究機構(Internal Office of the French National Institute of Health and Medical Research<sup>119</sup>, 以下 INSERM)、原子力・代替エネルギー庁(French Alternative Energies and Atomic Energy Commission<sup>120</sup>, 以下 CEA)、国立農学研究所(French National Institute for Agricultural Research<sup>121</sup>, 以下 INRA)といった機関が挙げられる<sup>122</sup>。大学における研究も行われていないわけではないが、大学は研究の場というよりも、主に教育の場として位置付けられている。

学術分野の競争的資金を配分する機関としては、主に国立研究機構(French National Research Agency<sup>123</sup>, 以下 ANR)が挙げられる<sup>124</sup>。また、環境・省エネルギー機構(French Environment and

<sup>117</sup> フランス語原語で Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche

<sup>118</sup> フランス語原語で Centre national de la recherche scientifique

<sup>119</sup> フランス語原語で Institut national de la santé et de la recherche médicale

<sup>120</sup> フランス語原語で Commissariat à l'énergie atomique et aux énergies alternatives

<sup>121</sup> フランス語原語で Institut national de la recherche agronomique

<sup>122</sup> なお、米国 NIH などとは異なり、これらフランスの公的研究機関には、資金配分機能は有していない

<sup>123</sup> フランス語原語で Agence nationale de la recherche

<sup>124</sup> その他、競争的資金を配分する機関として、公共投資銀行(Bpifrance)も存在するが主に中小企業によるイノベーション創出活動を中心に資金を配分している。



Energy Management Agency<sup>125</sup>, 以下 ADEME)も、小規模ながら競争的資金を配分する<sup>126</sup>。

また、研究機関や高等教育機関を評価する機関として、研究・高等教育評価高等審議会(High Council for Evaluation of research and Higher Education<sup>127</sup>, 以下 HCERES)があり、ジョイント・ユニット(下記参照)や、ユニットを構成する各研究機関の研究遂行能力や教育能力等を5年に一度評価する。HCERES は独立行政法人であり、評価した結果、研究機関に対して改善に向けた助言を与えることはあるが、規制・強制力はない<sup>128</sup>。

フランスの研究体制の特徴の一つとして、近年のフランスの研究形態は、「ジョイント・ユニット」と呼ばれる、複数の機関からの出身者から成る研究連携体制がとられることが一般的である<sup>129</sup>。国立保健医学研究機構(INSERM)や国立科学センター(CNRS)といった国立の研究機関や、大学など、複数の研究機関に所属する研究者が集い一つの研究連携体を構成する。研究連携体からリサーチプロジェクトが組成され、そこに国立研究機構(ANR)などの競争的資金の配分が行われる。研究連携体を構成する研究者の給与は、それぞれ所属する研究機関から支払われる。当該研究連携体は12年ごとに組織し直される。

なお、上述したように研究者は主に国立の研究機関に所属することから、公務員(Civil Servant)としての色合いが強く、公正な研究活動は公務員の果たすべき義務の一つとして位置付けられる傾向にある<sup>130</sup>。

### 研究公正システムの成り立ちと重要な役割を担う機関

フランスでは、研究公正の促進や研究不正対応を実施する主体は研究機関である。国レベルで不正調査・認定を行う機関や、研究機関の実施する調査に対する監督を行う機関、不服申立てを受け付ける機関は存在しない。

各研究機関には、研究公正の促進と不正対応を行う専門の担当者(Research Integrity Officer、以下 RIO)が置かれ、対応にあっている<sup>131</sup>。

一方で、研究機関において適切な研究不正対応を促進するために、研究機関を支援するための機関として、仏国研究公正室(French Office for Research Integrity、以下、OFIS<sup>132</sup>)が存在し、研究機関で不正対応にあたる RIO に対する情報提供や、RIO 同士が集まってお互いの不正対応上の課題を話し合うネットワークの場を提供している。

また、OFIS による支援と同時に、国内の研究機関に所属する RIO によるボトムアップな活動として研究公正担当者ネットワーク(France's national network of research integrity officers、以下 RESINT<sup>133</sup>)とよばれるネットワークの場が存在する。

<sup>125</sup> フランス語原語で Agence de l'environnement et de la maîtrise de l'énergie

<sup>126</sup> 科学技術振興「(海外調査報告書)科学技術・イノベーション動向報告～フランス編～(2014年度版)」, 2014年

<sup>127</sup> フランス語原語で Haut Conseil de l'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur

<sup>128</sup> 大学改革支援・学位授与機構、諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：フランス 2017年版, 2017年

<sup>129</sup> ジョイント・ユニットの説明は、CNRS や INSERM に対するインタビューに基づく

<sup>130</sup> INSERM へのインタビューに基づき記載

<sup>131</sup> HCERES, The actors: research integrity officers, <https://www.hceres.fr/en/actors-research-integrity-officers>

<sup>132</sup> フランス語原語で Office français de l'intégrité scientifique

<sup>133</sup> réseau national des référents à l'intégrité scientifique

### 仏国研究公正室 (French Office for Research Integrity , OFIS)

OFIS は、研究公正に従事する者の支援や、国内の研究公正に関する知見の蓄積を目的に、2017 年に設置された。研究機関で実施された研究の評価を行う独立行政機関 HCERES に設置されているため、行政機関、資金配分機関、研究機関から独立した機関であり、中立的な立場である<sup>134</sup>。

その主たるミッションは以下である<sup>135</sup>。

- 専門性の拡充：研究公正分野についての専門知識を基に、意見・提言等を作成・調整することで、高等教育機関・研究機関における研究公正の推進を支援する。
- 情報収集・提供：国内の高等教育機関・研究機関等による「研究公正仏国国家憲章」の遵守状況や、国際的な基準との適合の程度、研究不正とその取扱いの事案について情報を収集・分析するとともに、広く情報を提供する。
- 議論：各高等教育機関・研究機関における研究公正の経験を共有・蓄積するとともに、各機関の取組の調和を図り、研究公正の促進にむけた国レベルでの見解構築に寄与する。また、研究公正促進に向けたトレーニングの拡充にも関与する。研究公正の促進に向けて、国内ではアカデミー等との連携を図り、国外では欧州や国際的な研究公正についての会議にフランスの代表として参加し、国際的な連携を図る。

OFIS に対するインタビューによれば、OFIS は個々の事案を取り扱ったり、研究機関に対して規制・監督を行ったりするような(例えばアメリカの ORI など)機関ではない。国内の研究公正への対応の質を底上げするために、研究機関の研究公正担当者(RIO)に対して不正対応上の有益な情報を提供する専門プラットフォームとして OFIS の場が位置付けられている。国内の研究不正対応の質の向上には、RIO 同士が自身の知見・経験を共有しながら、相互に協力・支援する必要があるとの考えのもと、研究機関や研究領域によって不正の考え方や対応方法が異なる中で、OFIS において、異なる様々な研究機関・研究領域における不正事案への対応経験などを蓄積していき、国としてより適した・効果的な対応策を見出し共有することを目指している<sup>136</sup>。

具体的な活動として、OFIS ではウェブ上での情報提供(フランスにおける研究公正の国家憲章や、関連機関が発行するガイドライン等の掲載、各研究機関における RIO のリストの掲載など)を行うほか、RIO 同士が交流する場の提供を行っている<sup>137</sup>。

なお、OFIS は国際連携の一環として、欧州各国の研究公正関連機関が集まる場である欧州研公正局ネットワーク(European Network of Research Integrity Offices, 以下 ENRIO)のメンバー機関になっており、様々な不正対応の方法や研究公正の促進に向けた取組について海外機関と議論している<sup>138</sup>。

<sup>134</sup> OFIS へのインタビューによれば、OFIS の設置の議論の中で、HCERES の下部に設置された背景の一つが、HCERES が独立機関であったことだ。HCERES は政府からの出資を受けるものの、政府や資金配分機関から独立した行政機関である。OFIS も規制機関ではないため独立性が重視され、HCERES の基への設置が適切だとみなされた。また、その他の背景として、HCERES が研究評価を行う機関であることも理由として大きい。研究の質の担保という点で、研究公正もその論点の一つと考えられたため、HCERES の中に OFIS として研究公正を取り扱うことがふさわしいとみなされた。

<sup>135</sup> High Council for evaluation of research and Higher Education, “French Office for Research Integrity.”, <https://www.hceres.fr/PRESENTATION/Organisation/Office-francais-de-l-integrite-scientifique>

<sup>136</sup> CNRS へのインタビューより

<sup>137</sup> OFIS の HP およびインタビューに基づく

<sup>138</sup> ENRIO, “French Office for Research Integrity (OFIS)”, <http://www.enrio.eu/news-activities/french-office-for-research-integrity-ofis/>

## 研究公正担当者ネットワーク(RESINT)

RESINT は、各研究機関の研究公正担当者(RIO)同士が集まり、お互いの取組について情報交換を行うネットワークの場である。OFIS の主導で組織された公式なネットワークと比較すると、RESINT のネットワークは研究公正担当者の自発的な集合体ということができ、RIO 同士が不正対応の経験等をシェアする場となっている。OFIS へのインタビューによれば、現時点で OFIS の組織するネットワークと RESINT のネットワークに明確な役割の違いはなく、今後も両者は連携しながらフランスの研究公正促進に寄与していくという。

### <国の研究公正に係る体制整備の経緯>

以下、国立科学センター(CNRS)や仏国研究公正室(OFIS)へのインタビューに基づき記載する。

フランスでは現在 OFIS や RESINT のように、国レベルで研究公正の推進や研究機関における適切な不正対応を支援するような体制が整えられてきているが、こうした取組はまだ日が浅く、2015 年前後から徐々に取組が進められてきた。

従来、研究公正および研究不正への対応の在り方について、国内で共通した見方や注目はされてこなかった。研究機関(INSERM や CNRS といった公的研究機関や一部の大学)では、研究公正の専門担当者が置かれることもなく、各機関の研究部門の長(Director, Associate Director などと呼ばれる)が、彼らの業務の傍らで対応にあたっていた。そのため、機関の中でも事案ごとに担当にあたる者が異なることもあり、対応の方法や粒度も異なるなど、国内の研究公正/不正への対応実態は不明瞭なものであった。対応に当たる際も対応の仕方・程度が担当者によってばらつきがあった他、対応者によっては自身の役割を理解しておらず、満足な対応を取らずに事案を明るみにしないことや、必要以上に対応に時間を要することがあった。

ただし、そのような状況において公的研究機関である国立保健医学研究機構(INSERM)では、早くから研究公正に関心を持ち、研究公正の専門部署(Science integrity Officer<sup>139</sup>, 以下 DIS)を設置して自機関が雇用する研究者で発生した不正事案に対して対応にあたってきた。そのため事実上フランスで研究公正をリードする立場とみなされ、当該部署の担当者である Ghislaine Filliatreau 氏を中心に国内外の研究公正の議論に参加してきた<sup>140</sup>。

こうした状況の中、2015 年に当時 CNRS から雇用されていた研究者 Olivier Voinnet 氏による重大な研究不正事件が発生し、研究不正に対する国民の注目を得たことを一つのきっかけとして、政府の要請により科学アカデミーを中心として、研究公正の確保に向けた国としての枠組みの見直しが議論された<sup>141</sup>。

国の枠組みの見直しを受け、現在国の体制として、公的資金を得て研究を行う研究機関では、研究公正を専門に扱う担当者 RIO の設置が義務付けられ、研究公正の促進、研究不正事案への対応にあたっている。

また、国としての体制整備を行うにあたり、国内で研究公正に関する方法論が確立されておらず、その機関によって対応が異なる状況を踏まえ、まずは国内に不正事案への対応経験などを蓄積し、効果的な取組を見出して国内で共有することを目指した。その結果として、2017 年に国レベルの研究公正専門機関として OFIS が設置され、さらに、RESINT と呼ばれる各研究機関の RIO によるネットワークの場が発足した。

なお、フランスにおける研究不正対応(調査・認定)の実施主体はあくまで研究機関であるという原則は変わらない。そのため OFIS は研究機関に対して規制を行うのではなく、研究機関の研究公正担当者を支援する

<sup>139</sup> フランス語原語で Délégalion à l'intégrité scientifique

<sup>140</sup> 国内では、国家憲章の策定や OFIS 設立の議論に参加、国外ではフランス代表として ENRIO の会合に参加するなど

<sup>141</sup> 当時の高等教育・研究省大臣は、医学・生物学者で、コレージュ・ド・フランス、仏国科学アカデミーの教授の Pierre Corvol に対し、研究公正に関する報告書をまとめるよう依頼した。その報告書においては、16 の提言が示されており、その一つが OFIS の設立であった。

位置付けである点に留意する必要がある。OFIS へのインタビューによれば、OFIS の設立に向けた議論では、その設置場所として政府機関や資金配分機関である ANR も検討対象であったという。しかし、規制機関ではないために政府からの独立性が求められた他、研究機関と一定の利害関係にある資金配分機関もふさわしくないとみなされた。議論の結果として、上述したように研究・高等教育評価高等審議会(HCERES)に設置されたが、HCERES は政府から運営資金が出されているものの政府から独立した行政機関であったことに加え、その組織ミッションとして研究環境の向上を目的として、主に公的資金として ANR から資金提供を受けている研究機関を対象にした評価を行っていることから、HCERES に設置することが適切であると考えられた。

### 研究公正の機能ごとの取組内容

以下、研究公正の国レベルでの機能ごとに、機能を担う機関およびその取組内容について記載する。

#### 視点 1 研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドライン

国家憲章(The French National Charter for Research Integrity)が国内の各研究機関や資金配分機関の間で共有されており、国の研究公正に対する基本理念・基準文書と位置付けられている。当国家憲章に基づき、各研究機関や資金配分機関は独自の研究公正指針を取りまとめており、公的研究資金を受ける研究機関では、国家憲章および配分機関の指針を遵守することが資金配分の条件として求められる。

また、各研究機関・大学の研究公正担当者(RIO)に対して、研究不正対応の適切な対処プロセスを示したガイドラインが OFIS, RESINT 共同で作成され、彼らが参考とできるようにしている。

#### ◆ 国家憲章 (The French National Charter for Research Integrity)

(機関)

国内の主要国立研究機関および大学学長会議(Conference of University Presidents)が中心となり内容が検討され、2015 年 1 月に制定された。

(文書の位置付け)

国の研究公正に関する基本理念として位置付けられる。規則ではない。

公開されている同国家憲章の書面上では、国立科学センター(CNRS)、国立保健医学研究機構(INSERM)、パスツール研究所を含む 12 の研究機関、大学によって署名(批准)されている。また、公的資金配分機関である国立研究機構(ANR)から資金提供を受けようとする全ての研究機関は、同憲章に準拠した活動を行う他、憲章に基づき、機関独自の研究公正の指針・方針文書の作成が求められている<sup>142</sup>。

(概要)

国家憲章では、前文と 6 項目から構成される 4 頁の文書で、研究者が果たすべき責務として善き研究実践やトレーニングの必要性について記述されている他、研究不正についてはねつ造・改ざん・盗用が最も深刻な違反行為であり、研究機関に対して通報され、対処されなければならないとしている。

<sup>142</sup> “Generic Call for Proposals 2019 (AAPG 2019)”, The French National Research Agency, 2019

◆ **Policy for Ethics and Research Integrity**  
**(原文 : Politique en matière d'éthique et d'intégrité Scientifique)**

(機関)

国立研究機構(The French National Research Agency, 以下 ANR)

(文書の位置付け)

公的資金配分機関である ANR から出されている研究公正の政策文書である。ANR の資金による研究活動に関わる人物の果たすべき責任について明記している。

◆ **Guide for Collection and Treatment Reports Related to Scientific Integrity**  
**(原文 : Guide pour le recueil et le traitement des signalements relatifs à l'intégrité scientifique)**

(機関)

研究公正担当者ネットワーク(RESINT)

(文書の位置付け)

仏国研究公正室(OFIG)および国内の研究機関研究公正担当者(RIO)のネットワークである RESINT が協力し、研究機関向けに、研究不正事案に対する適切な対応の方法についてガイドラインにまとめた。2018 年 11 月に取りまとめられた。これにより、各研究機関における RIO が不正対応を行う上での参考になることが期待されている。一方で、あくまでも参考としての位置付けであり、当該ガイドラインに記載した不正対応プロセスの遵守義務は研究機関にはない<sup>143</sup>。

(概要)

公正な研究活動に関する原則、研究不正の定義や、研究機関における不正調査・認定のプロセス等を示している<sup>144</sup>。

<sup>143</sup> OFI への調査票へのインタビューに基づき記載

<sup>144</sup> 調査票へのインタビューに基づき記載

## 視点2 不正調査・認定の実施

研究不正に係る調査・認定は一義的に不正が疑われる研究者が所属する研究機関が実施する。OFISをはじめ、研究機関以外の機関が個別事案を取り扱うことはない。告発の受理はどの研究機関・資金配分機関でも可能だが、受理した告発は、事案に関与する研究機関に回付される<sup>145</sup>。

国立科学センター(CNRS)および国立保健医学研究機構(INSERM)に対するインタビューによれば、各研究機関では研究公正担当者(RIO)が中心となって不正調査を担い、事案の事実関係を検証する。その体制・進め方は研究機関によって異なるが、例えば CNRS では告発を受理すると、RIO が不正行為に関連する研究領域の学内の専門家とコミュニケーションを図り協力を仰ぎながら、証拠となるデータの収集や検証を行う。必要に応じて委員会を組成する。RIO が調査した結果を研究機関の長(President)に報告し、研究機関の長の権限で不正認定がなされる。

近年では各 RIO における不正調査の進め方や判断基準などの認識の足並みをそろえるための取組として、先述した仏国研究公正室(OFFIS)におけるカンファレンスや、ボランティアで組織される RESINT といった RIO 同士のネットワークにおいて彼らの経験・意見を共有する場が持たれている他、2018年11月には、そうして共有された知見を基にして、OFFIS および研究公正担当者ネットワーク(RESINT)が協働で不正調査のガイドラインを提示し、研究機関の RIO 達が適切な調査プロセスを進める上での参考とできるようにしている<sup>146</sup>。

資金配分機関は、研究機関における調査・認定の結果を配分機関にレポートとして報告することを求めており、配分機関は研究機関からの報告に基づき、措置を検討する。

### <ジョイント・ユニットにおいて発生した不正事案の取り扱い<sup>147</sup>>

先述したように、フランスでは異なる複数の研究機関・大学から雇用されている研究者が集まり、「ジョイント・ユニット」と呼ばれる研究連携体を構成して研究に従事する。ある連携体で不正が発生した場合には、連携体に参加する研究者の所属する研究機関の中から不正に関与したと思われる研究者の所属機関が不正調査に対応する。なお、研究活動は通常単独の研究者のみで実施されることはなく、複数の研究機関・研究者が関与することがあるため、関与する複数機関が協力して不正調査に携わることが多いという。研究連携体内で複数の機関が協働して不正調査に臨む場合には、その不正調査の進め方を機関間で事前に合意してから調査プロセスを開始する(各機関で不正調査の実施方法や判断基準が必ずしも同様ではない可能性があるため、事前に合意する)。

### <研究公正担当者(Research Integrity Officer, RIO)の設置の意義>

国立科学センター(CNRS)へのインタビューによれば、従来のフランスの研究機関においては、研究公正の専門家たる RIO が置かれることもなく、事案ごとに研究部門の長が、業務の傍らで対応にあたっていたため、機関の中でも担当者ごとに対応の方法や粒度が異なっていた。しかし、RIO の設置により、研究機関における不正対応担当者が一元化されたことで、スムーズ・迅速かつ着実な対応を行えるとともに、機関における不正対応の経験が蓄積されていくことが期待されている。また、研究者としての経験を有する RIO が研究公正にあたることにより、機関内で研究公正の専門家として位置付けられ、機関に所属する研究者等が相談しやすくなることも期待されている。

<sup>145</sup> OFFIS に対するインタビューに基づき記載

<sup>146</sup> RESINT, "Guide for Collection and Treatment Reports Related to Scientific Integrity", 2018

<sup>147</sup> いずれも CNRS へのインタビューに基づき記載

### 視点3 不服申立て

現在、研究機関による不正認定の結果に対して、不服申立てを受け付ける国レベルの機関は存在しない。

一方、不正認定結果を基に、研究機関から個人の研究者に対して制裁措置(数年間の給与停止など)が科された場合に、研究者は措置の内容に不服がある場合には研究機関に対して申立てを行う。雇用法上で、措置が決定されてから2か月以内に書面で不服申立てを行わなければならないことが定められている<sup>148</sup>。不服申立てを行った場合、不服を受理した研究機関が、同様のプロセスで措置の再審議が行われる。そのため例えば、第三者委員会等を別に組織して客観的な再審議が行われることは通常はない<sup>149</sup>。

インタビューを実施した仏国研究公正室(OFIS)によれば、不服申立ての仕組みの在り方は現在国内でも議論されることがあり、3年程度でなんらかの動きがある可能性がある、とのことである。その際には、不服申立てを受け付ける対象として「認定結果に対する不服を申立てか、あるいは制裁措置に対する不服申立てか」「告発者から受け付けるのか、不正認定された研究者から受け付けるのか、あるいは第三者から受け付けるのか」「どの組織が受け付けるのか(現状、OFISは個々の事案を取り扱わないため、OFISが担うことは現実的ではないとのこと)」等を踏まえて検討する必要がある、としている<sup>150</sup>。

### 視点4 権利制限などのペナルティを含む措置

不正に対する措置は、①研究機関から研究者個人に対する措置、②資金配分機関から研究機関に対する措置、③資金配分機関から研究者個人に対する措置が科される可能性がある。ただし、②③の資金配分機関から研究機関あるいは研究者個人に対する措置については現状のところ明確な運用実績はなく、事実上①研究機関から研究者個人に対する雇用関係上の措置が主たるものとなっている<sup>151</sup>。

#### <①研究機関から研究者個人に対する措置>

研究機関において不正調査・認定がなされると、研究機関から行為者である研究者個人に対して研究活動の制限、研究関連活動の停止、降格・減給処分といった雇用上の措置がなされる。

その措置の検討の仕方は研究機関によっても様々だが、例えば公的研究機関である国立科学センター(CNRS)では、研究公正担当者(RIO)が実施した不正調査の結果を踏まえて、認定や措置の検討は、CNRSの長(President)の権限で行われる。措置を検討する際は、弁護士や雇用組合のメンバーなどが委員会形式で招聘される。RIO自身も認定に携わった人物として委員会に参加することは可能だが、措置の決定権限はなく、実施した不正調査をもとに、「なぜ不正と判断したのか」という事実を述べるのが求められる<sup>152</sup>。

なお、研究者個人に対しては、雇用者である研究機関が措置を決定するのが原則とされており、外部機関が関与することはない。

<sup>148</sup> OFISへのインタビューに基づき記載。なお、実際の運用上、不正が認定された場合に研究者が置かれている状況を考えると、この2か月というのは極めて短く、不服申立てを行う余裕などないのが現状である、とのこと。(例えば不正事件が公になってしまった場合には、常に研究者の周辺に記者が詰めかけているなど、冷静な対応を行っている余裕などない。)

<sup>149</sup> 同上

<sup>150</sup> OFIS, CNRSへのインタビューに基づき記載

<sup>151</sup> ANRへのインタビューに基づき記載

<sup>152</sup> CNRSへのインタビューに基づき記載。いずれもCNRSでの状況であり、必ずしもフランス国内の全研究機関に当てはまらない可能性があるため注意を要する。

### ＜②資金配分機関から研究機関に対する措置＞

資金配分機関である国立研究機構(ANR)から資金配分を受けた研究において発生した研究に不正行為が見られたときは、資金配分機関から研究機関に対して資金配分の停止や支払われた研究費の返還等を措置として科す可能性がある。なお、ANR からの資金配分は研究者個人ではなく、研究機関に対して行われているため、こうした資金停止や返還の措置は研究者個人に対してではなく、研究機関に対して行われる<sup>153</sup>。

一方で、ANR へのインタビューによれば、資金配分機関にもようやく研究公正担当者(RIO)が設置された中で、現状これらの措置を実際に運用した実績は(少なくとも RIO が設置されて以降は)存在せず、運用に向けた措置内容の判断基準も現状のところ明確には存在しない。

### ＜③資金配分機関から研究者個人に対する措置＞

ANR では、行為者である研究者個人に対して、研究論文の取り下げを要求する他、重大な不正行為に対しては、ANR の研究助成プログラム等への一定期間の応募資格の停止することがある<sup>154</sup>。

ただし研究機関に対する措置と同様、ANR のインタビューからはその明確な運用実績は把握できなかった。

## 視点5 研究公正に関する助言等

仏国研究公正室(OFIS)では、常勤職員 1 名、非常勤職員が 2 名設置されており、各研究機関の研究公正担当者(RIO)から相談を受け、研究公正に係る専門的助言を行える体制となっている。

一方で、各研究機関における RIO にとって事実上の助言機能として、先述した OFIS や RESINT におけるネットワークが果たす役割は大きい。こうしたネットワークの場において、RIO は他の研究機関の RIO 達と自身の経験や問題意識を共有することができる。

例えば、研究領域(例えば生物学、人間科学、エンジニアリング、数学…など)によって研究慣行は異なるため、不正とみなされる行為の解釈も一様ではない中、RIO は(特に自身の専門外の研究領域における不正事案を扱う際は)自身単独で不正かどうかの判断が難しい場合がある。そもそも告発の内容を理解すること自体に苦勞することも時としてあり、そのような場合に、異なる研究バックグラウンドを持つ RIO が集まるこうしたネットワークの場で相談を行うことができるようになっている<sup>155</sup>。

<sup>153</sup> ANR へのインタビューに基づく

<sup>154</sup> ANR の研究公正指針及び ANR へのインタビューに基づく

<sup>155</sup> CNRS へのインタビューに基づき記載



## ドイツの研究公正システム

### 【ドイツの研究公正システムの体制概要】

- ◇ 不正調査・認定は基本的に研究機関によって実施される。ただし、資金配分機関であるドイツ研究振興協会(DFG)から資金配分を受けている場合には DFG において研究機関とは別に調査・認定が行われる。
- ◇ 各研究機関にはオンブズマン(Ombudsman)が設置され、研究者からの相談の受付や、事案の仲裁を担っている。加えて国レベルで資金配分機関および研究機関から独立した組織として、ドイツ研究オンブズマン(German Research Ombudsman<sup>156</sup>, GRO)が置かれており、国内の研究者はその所属に関わらず相談することが可能である。
- ◇ DFG は資金配分機関である一方で、学術団体としての側面から研究機関の不正対応を支援する立場であり、研究機関における不正告発窓口となっているオンブズマンに対し、研究公正に関する情報や、オンブズマン同士が集まってお互いの不正対応上の課題を話しあうネットワーキングの場を提供している。

### 【研究公正システムのポイント】

- ◇ ドイツでは、政府が研究活動に対して直接関与することに慎重であり、国レベルの研究公正組織である GRO が、資金配分機関である DFG から独立して設置されている。
- ◇ ドイツの研究公正システムの特徴はオンブズマン制度である。オンブズマン制度とは、オンブズマンに任命された研究者が、研究不正が疑われる事案の相談を受け、聞き取りを行い、当事者間の合意による解決が可能な事案については仲裁を実施する制度である。当事者間の合意による解決が可能な事案については、不正事案として扱われない。
- ◇ オンブズマンを務めるのは高名な研究者である。研究者の自治が尊重されるドイツにおいては、自身も研究者であるオンブズマンが相談を受け付け、研究者間の係争の解決を図ることが重視されている。

### 基本的な高等教育・研究システムの概要

ドイツの学術研究の特徴は、研究機関および各州が持つ、連邦政府からの高い独立性にある。ドイツ連邦共和国基本法(以下、「基本法」)は、第 5 条 3 項において「学問、研究および教授の自由」を定めており、ドイツの研究機関の自律性の根拠となっている。また、ドイツは連邦制を採用しており、文化、宗教、学術および教育に関する権限は原則として州に属する。「文化高権」と呼ばれるこの権限は基本法第 30 条に定められており、特別の定めがない限り、連邦政府は教育などの分野において権限を行使することができない<sup>157</sup>。大学への研究資金についても、総額の約 8 割が州政府から拠出されている<sup>158</sup>。

一方で、連邦政府と州政府とが共同で競争的資金の配分や研究環境の整備を実施している<sup>159</sup>。このような研究の支援を実施する主要な省は、連邦教育研究省 (Federal Ministry of Education and Research<sup>160</sup>)、連邦経済エネルギー省(Federal Ministry for Economic Affairs and Energy<sup>161</sup>)である。2011 年には、両省合計で、連邦政府が拠出する研究資金全体のおよそ 8 割、約 78 億ユーロを拠出し

<sup>156</sup> ドイツ語で Ombudsman für die Wissenschaft の意

<sup>157</sup> 藤井基真「ドイツにおける研究倫理への取組(2)」、2015 年

<sup>158</sup> 科学技術振興機構「科学技術・イノベーション動向報告～ドイツ～」、2015 年

<sup>159</sup> 2006 年からは、資金配分総額の 4 分の 3 を連邦政府からの拠出が占める「エクセレンス・イニシアティブ」というプログラムが実施されている。このプログラムは、主に研究環境の整備を支援するプログラムであり、より良い研究環境が「学問の自由」を保障するという考え方のもとで実施されている。

<sup>160</sup> ドイツ語で Bundesministerium für Bildung und Forschung の意

<sup>161</sup> ドイツ語で Bundesministeriums für Wirtschaft und Energie の意

ている。これに対し、ドイツ連邦を構成する各州は合計で 73 億ユーロを拠出している<sup>162</sup>。

上記の連邦政府および州政府からの拠出を受け、競争的資金を配分するドイツ国内最大の機関として、ドイツ研究振興協会(DFG)が挙げられる。DFG は、連邦政府・州政府からの資金を配分する機関である<sup>163</sup>。ただし DFG 自体は大学、研究機関、学術団体、科学アカデミーが加盟する協会(学術団体)としての側面を持ち、ドイツ最大の自治組織として位置付けられている。そのため、例えば同じ資金配分機関である米国 NIH, NSF 等とは、組織の特色が異なる。

また、研究活動の実施主体としては、大学その他、公的研究機関として、マックス・プランク協会 (Max Planck Society<sup>164</sup>, 以下 MPG)、フラウンホーファー研究所(Fraunhofer Society<sup>165</sup>, 以下 FhG)、ヘルムホルツ協会(Helmholtz Association of German Research Centres<sup>166</sup>, 以下 HGF)、ライプニッツ協会(Leibniz Association<sup>167</sup>, 以下 WGL)が挙げられ、連邦政府、州政府による資金配分や、産業界から予算の拠出を受けて研究を実施している。

### 研究公正システムの成り立ちと重要な役割を担う機関

ドイツの研究公正システムにおいて、研究公正の推進や研究不正対応を実施する主体は研究機関である。ドイツはオンブズマン制度を採用しており、各研究機関は、不正調査・認定を行う委員会や、研究不正などに関する相談を受け付ける「ローカル・オンブズマン」を設置し、研究不正に対応している。また、国レベルでは、ドイツ研究オンブズマン(GRO)が資金配分機関および研究機関から独立した組織として設置され、研究者の所属に関わらずドイツ全土からの相談に対応している。ドイツでは、オンブズマン制度のもと、一義的に研究機関によって調査・認定が実施される。

#### <ドイツにおけるオンブズマン制度とその狙い>

上述したように、ドイツでは「オンブズマン」と呼ばれる役職が、研究公正の推進における主たる役割を担っており、各研究機関に設置された「ローカル・オンブズマン」および、国レベルで組織された「ドイツ研究オンブズマン German Research Ombudsman (GRO)」が存在する。前者は各研究機関にそれぞれ存在し、研究のバックグラウンドを持った人物が選定される。後者は人文・社会科学、生命科学、自然科学の異なる研究分野の高名な研究者が 3~4 名(2019 年 3 月現在は 4 名)選定される<sup>168</sup>。

オンブズマンの役割は、研究者から研究公正/不正に係るあらゆる相談あるいは告発に応じることであり、もたらされた事案を適切に処理することが求められる。事案の処理にあたり、明らかな不正行為に関しては不正事案として調査プロセスに進める一方で、調査プロセスには進めずに仲裁による当事者間の合意による解決にも重点を置いている。研究者間の係争(例えばオーサーシップに関する係争など)があった場合には、申立人・被申立人双方の話を聞き、仲裁することで係争を解決する支援を行う。オンブズマンが仲裁を行う背景には、ドイ

<sup>162</sup> なお、ドイツ全体の研究資金総額は 755 億ユーロであり、民間企業からの拠出が全体の 7 割弱、510 億ユーロを占めている。

科学技術振興機構「科学技術・イノベーション動向報告～ドイツ～」,2015 年

<sup>163</sup> DFG のホームページによれば、配分する競争的資金の 2017 年予算は約 32 億ユーロ、その内訳は、連邦政府の税金約 7 割、州政府の税金約 3 割であった

<sup>164</sup> ドイツ語で Max-Planck-Gesellschaft の意

<sup>165</sup> ドイツ語で Fraunhofer-Gesellschaft の意

<sup>166</sup> ドイツ語で Helmholtz-Gemeinschaft deutscher Forschungszentren の意

<sup>167</sup> ドイツ語で Leibniz Gemeinschaft の意

<sup>168</sup> 藤井 基貴, 田中 奈津子「ドイツの研究倫理：抄訳『DFG 提言』(2013)」, 静岡大学リポトリ, 2013 年

ツでは不正行為とみなされる行為として、例えば、アメリカのように「ねつ造・盗用・改ざん」に限定するのではなく、より広義な定義が行われていることがある<sup>169</sup>。すなわち、研究不正を「善き学術活動に反するあらゆる行為」として捉えており、そこにはオーサーシップ、共著の侵害や研究妨害などといった行為も含まれる<sup>170</sup>。そのため、上述したようなオーサーシップの問題であっても、研究者間の係争の延長線上で不正調査・認定の対象となる可能性があり、オンブズマンの役割は、研究者間の係争を、不正調査・認定の対象となる前に可能な限り当事者間で解決するように導くことにありと推察される。

なお、「ローカル・オンブズマン」、「ドイツ研究オンブズマン」ともにその相談の受付や事案の処理に関する役割は同じであるが、ローカル・オンブズマンは所属する研究機関の事案についてのみ扱う一方で、ドイツ研究オンブズマンは国内のあらゆる研究者からの相談・告発に対応する<sup>171</sup>。ローカル・オンブズマンあるいはドイツ研究オンブズマンのどちらに相談に行くかは研究者の判断に委ねられているが、特に、相談者(あるいは申立人)が自らの所属する研究機関のオンブズマンに対して相談することが不都合に感じられる場合や、事案が複数の研究機関をまたぐような場合にはドイツ研究オンブズマンが対応できるようになっている<sup>172</sup>。そのため、およびローカル・オンブズマンに加えて、資金配分機関(DFG)および研究機関から独立して存在する「ドイツ研究公正オンブズマン」を設置することで、ローカル・オンブズマンのオンブズマン機能を補完する役割を担っていると考えられる(ただし、ローカル・オンブズマンとドイツ研究オンブズマンの間に組織的な上下関係は存在しない)<sup>173</sup>。

#### <ドイツにおける研究公正システム整備の経緯>

1997年に発覚した、ウルム大学のヘルマン教授、リューベック大学のプラッハ教授による研究不正事案をきっかけに、国内の事実上の基準文書となる「DFG 提言」の策定やドイツ研究オンブズマン<sup>174</sup>および研究機関におけるローカル・オンブズマンの設置等、研究公正システムの整備が進められた<sup>175</sup>。

ヘルマン、プラッハ両氏によるこの不正事案では、発覚した当初の調査対象は1988年から1996年にかけて発表した36の論文であったが、最終的には出版した347の論文全てが調査対象となり、調査期間も2年に及ぶなど多大な影響を与えた<sup>176</sup>。

当事案を受け、DFGは、1998年に「学術研究の善き実践の確保への提言(Safeguarding Good Scientific Practice, DFG 提言)」を発表した<sup>177</sup>。DFG 提言は、「学術研究の善き実践<sup>178</sup>」の確保に向けて、研究機関や研究者に準拠を勧める「提言」であり、拘束力は持たない。しかし、DFGは研究機関に対してDFG 提言への準拠を資金提供の条件として求めており、国内の大半の研究機関がDFGから資金提供を受けていることを踏まえると、DFG 提言は研究機関が不正対応プロセスを整備するうえでの事実上の基本文書となっていると考えられる。

<sup>169</sup> Hickling Arthurs Low Corporation, *The State of Research Integrity and Misconduct Policies in Canada*, 2009

<sup>170</sup> 同上

<sup>171</sup> 藤井 基貴, 田中 奈津子「ドイツの研究倫理：抄訳『DFG 提言』(2013)」, 静岡大学リポジトリ, 2013年

<sup>172</sup> 同上

<sup>173</sup> DFG 日本代表部へのインタビューに基づき記載

<sup>174</sup> ドイツ研究オンブズマンは、DFG 提言の提言項目16の中に、その設置が要請され、1999年に組織された。

<sup>175</sup> Hickling Arthurs Low, *"The State of Research Integrity Policies in Canada."*, 2009

<sup>176</sup> 同上

<sup>177</sup> 藤井基貴, 山本隆太「ドイツにおける研究倫理への取り組み(1)」, 2014年

<sup>178</sup> ドイツでは、公正な研究活動を意味する言葉として、「Good Scientific Practice(ドイツ語原語で“Sicherung guter wissenschaftlicher Praxis”)という単語が用いられており、静岡大学 藤井 基貴氏らはその著述において「学術活動の善き実践」という訳を与えている。そのため本稿でもこの訳を用いている。

## ドイツ研究振興協会 German Research Foundation (DFG)

DFG は、全ての学術分野を対象とした競争的資金配分や科学技術政策への提言を行っている。

一方で、DFGはドイツ国内の大学、研究機関(マックス・プランク協会等)、学術団体・科学団体など、計97の会員組織から構成されるドイツの科学コミュニティ最大の自治組織として位置付けられている<sup>179</sup>。その自治に向けた活動の中で、研究公正においては、1998年に「DFG 提言」を公開し、ドイツ国内の研究機関が公正な研究活動を行うにあたり準拠すべき事実上の標準的文書となるなど、重要な役割を担ってきた<sup>180</sup>。

## ドイツ研究オンブズマン German Research Ombudsman

ドイツ研究オンブズマンは、DFG 提言に基づき 1999年に設置された組織である。先述のように、複数の研究分野から高名な研究者が3~4名選定され、ドイツ研究オンブズマンとしての任務にあたる。

オンブズマンは、中立な立場から仲裁を行うため、告発者・被告発者および資金配分機関・研究機関など、研究不正事案の利害関係者となり得る者から独立している必要がある<sup>181</sup>。そのため、ドイツ研究オンブズマンの事務局はドイツ最大の学術団体に位置付けられる DFG に置かれているものの、DFG の資金配分機能や、資金配分機関として研究不正を扱う DFG の調査委員会からは独立した存在となっている。なお、ドイツ研究オンブズマンは 1999年の設置当初、「DFG オンブズマン」と呼ばれていたが、独立性を明示するために 2010年に、「DFG」をとって現在の組織名「ドイツ研究オンブズマン」に改称された。

### 研究公正の機能ごとの取組内容

以下、研究公正の国レベルでの機能ごとに、機能を担う機関およびその取組内容について記載する。

#### 視点1 研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドライン

1998年にドイツ研究振興協会(DFG)により策定された「DFG 提言」において、学術研究の善き実践の確保に向けて研究機関や研究者が実践すべき事項が示されており、国内の大半の研究機関が参照する、事実上の基準文書となっている。提言に強制力はないものの、DFG は各資金助成プログラムにおいて、資金配分を受ける際の条件として DFG 提言への準拠を研究機関に求めている<sup>182</sup>。また、DFG は、DFG 提言を補完するガイドラインとして、準拠にあたって生じる疑問等への対応方針を Q&A 形式で示した“Process Guideline for Good Scientific Practice”を 2018年に策定している<sup>183</sup>。

DFG 提言の内容に準拠し、具体的にどのような体制を整備するかは研究機関に委ねられているものの、準拠にあたって研究機関が参考とすることができるガイドライン等も整備されている。例えば、大学連合であるドイツ大学長会議(Hochschulrektorenkonferenz, HRK)により、オンブズマンの設置やデータの適切な保存等、DFG 提言への準拠にあたっての重要なポイントを強調したガイドラインが策定されている<sup>184</sup>。

<sup>179</sup> DFG 日本代表部, DFG について, [https://www.dfg.de/jp/dfg\\_profil/index.html](https://www.dfg.de/jp/dfg_profil/index.html)

<sup>180</sup> Deutsche Forschungsgemeinschaft [DFG について], [http://www.dfg.de/jp/dfg\\_profil/aufbau\\_gremien/index.html](http://www.dfg.de/jp/dfg_profil/aufbau_gremien/index.html)

<sup>181</sup> DFG 提言において、相談受付・仲裁の担い手として不正事案のあらゆる利害関係者から独立した立場が望ましい旨が提言に盛り込まれた

<sup>182</sup> DFG, Forms and Guidelines, [https://www.dfg.de/en/research\\_funding/forms\\_guidelines/index.html](https://www.dfg.de/en/research_funding/forms_guidelines/index.html)

<sup>183</sup> German Research Foundation, “Process Guideline for Good Scientific Practice”, 2018

<sup>184</sup> HRK, “Recommendations of the 14th General Meeting of the HRK”, 2013

**善き科学活動の確保に向けて (Safeguarding Good Scientific Practice, 以下 DFG 提言)**

(機関)

DFG が 1997 年より内容の検討を開始し、1998 年 1 月に公表した。

(位置付け)

DFG 提言は、「学術研究の善き実践」とは何か、その確保に向けて研究機関が取り組むべきことは何かを提言の形式で示した文書である。DFG 提言は、その内容への準拠を研究機関に推奨したもので、強制力を持たないが、ドイツ国内の研究機関が研究不正対応ルールや体制を整備する際の基本方針として広く用いられている<sup>185</sup>。

(概要)

1998 年版では 16 の提言が示されており、特に研究不正対応に関連するものとして、研究機関における独立した仲裁者(オンブズマン)の設置、データの保存方法、研究不正対応ルールの策定、DFG におけるオンブズマンの設置などが挙げられる<sup>186</sup>。

その後、2011 年に連邦と州の研究担当大臣によって構成される共同学術会議において DFG 提言を情勢の変化に合わせて改訂すべきであると決議されたことを受け、2013 年、DFG 提言の改訂版が発表された。改訂版では、告発者の保護に関する提言を新たに追加した他、各提言に詳細な注釈が付されるなど、提言の実効性の向上が図られている<sup>187</sup>。

**視点 2 不正調査・認定の実施**

不正調査・認定は一義的に研究機関において実施されるが、ドイツ研究振興協会(DFG)から資金配分を受けている場合には DFG において研究機関とは別に調査・認定が行われる。

**<研究機関における仲裁・調査・認定>**

不正調査・認定は研究機関において実施される。その際に調査・認定の対象となる行為は研究機関自身で定義される<sup>188</sup>。DFG 提言においても、研究機関に対して不正調査の対象となりうる行為や対応プロセスを定めることを推奨する一方で、不正調査の対象となりうる行為自体の定義は示していない。すなわち、FFP(ねつ造、改ざん、盗用)に限られず、善き学術活動に反する行為として研究機関が定めた行為が広く調査・認定の対象となる。

研究機関の標準的な不正対応プロセスにおいて、ローカル・オンブズマンが研究不正に関する相談を受け付けた場合、ローカル・オンブズマンは当事者に対する聞き取りや仲裁を行う中で可能な限り当事者間の合意による解決を図る。当事者間の見解が一致しなかった場合や、深刻な不正行為が疑われる場合には、研究機関に調査委員会が設置され、調査・認定が行われる。この際ローカル・オンブズマンは調査委員会の調査・認定へ

<sup>185</sup> マックス・プランク協会、ライプニッツ協会、フラウンホーファー研究所およびヘルムホルツ協会いずれも、DFG 提言をベースにして「学術研究における善き実践」の確保に向けた体制を構築している。また、DFG はその他大学・研究機関に対しても DFG 提言への準拠に努めるよう求めている。

<sup>186</sup> German Research Foundation, "Proposals for Safeguarding Good Scientific Practice", 1998

<sup>187</sup> 藤井基貴、山本隆太「ドイツにおける研究倫理への取り組み(1)」,2014

Hans-Christoph Keller und Frank van Bebber, "Wer Alarm gibt, darf nicht bestraft werden.", DUZZ Magazin, 2013, <http://www.duz.de/duz-magazin/2013/06/wer-alarmgibt-darf-nicht-bestaft-werden/17>

<sup>188</sup> Hickling Arthurs low, "The State of Research Integrity Policies in Canada", 2009

の直接的な関与は行わないが、調査委員会の求めに応じて事案に関する情報の提供に協力することもある<sup>189</sup>。

また、研究不正が疑われる事案の相談が、ローカル・オンブズマンではなくドイツ研究オンブズマン(GRO)に持ち込まれた場合は、ドイツ研究オンブズマンが告発者/被告発者等から聞き取りを行い、仲裁を通じて解決を図る。告発者・被告発者の見解が一致に至らず、仲裁が不調に終わった場合や、制裁措置を科すべき深刻な不正が明らかになった場合、その事案は研究機関に回付され、研究機関では調査委員会が組織されて調査・認定が行われる。

なお、ドイツ研究オンブズマンおよび研究機関におけるローカル・オンブズマンの間に組織的な上下関係はなく、原則として研究機関のローカル・オンブズマンによってすでに処理された事案に対してドイツ研究オンブズマンが改めて対応することはない<sup>190</sup>。

一方で、研究機関におけるローカル・オンブズマンにおいて、明らかに誤った方法で事案が処理された場合(例えば、制裁措置を科すべき重大な不正行為にもかかわらず、不正調査・認定プロセスに進めずに、仲裁で解決を図った場合など)については、ドイツ研究オンブズマンが改めて当該事案に対応することが可能である<sup>191</sup>。この場合は、事案の当事者等から相談を受けたドイツ研究オンブズマンが再度事案を検討し、研究機関の長に対し、当該事案へ改めて対応するよう進言する。ただし、この進言は研究機関に対して拘束力を持たない<sup>192</sup>。DFG に対するメールインタビューによれば、2014 年から 2019 年にかけて、ドイツ研究オンブズマンがこのような対応を取った事案は 2 件存在するという。

#### <DFG による調査・認定>

研究機関で調査・認定対象となった事案が DFG から資金配分を受けている場合には、DFG の研究公正担当部署にも通知され、DFG においても研究機関とは別に調査・認定が行われる。なお、事案の告発が直接 DFG にもたらされる場合もあり、その際は研究機関に回付されると共に、DFG でも調査・認定が行われる。通常 DFG における調査・認定は研究機関による調査・認定が終了した後に行われる。

DFG による調査・認定プロセスは以下のように大きく 2 段階からなる<sup>193</sup>。

#### ・予備調査(Preliminary Inquiry)

オンブズマンからの通知や DFG への告発を通じて DFG の職員が不正と疑われる事案を認識した場合、DFG の研究公正担当部署が予備調査を実施する。予備調査では、疑われている不正行為が FFP など、本調査を実施すべき深刻なものであるかどうか、被告発者に対する書面での聞き取りなどを通じて判断される。研究公正担当部署の長は、予備調査の結果を踏まえ、調査を継続し本調査を行うべきか否かを決定する。

#### ・本調査(Formal Investigation)

本調査は、研究不正の告発に関する調査委員会(Ausschuss zur Untersuchung von Vorwürfen wissenschaftlichen Fehlverhaltens、以下 DFG 調査委員会)が組織されて実施される。DFG 調査委

<sup>189</sup> 2016 年に未来工学研究所が GRO およびボン大学に実施したインタビューに基づき記載

未来工学研究所「研究活動における不正行為に対する調査方法に関する調査 報告書」,2017 年

<sup>190</sup> The German Research Ombudsman, Individual Cases of Suspected Misconduct

<http://www.ombudsman-fuer-die-wissenschaft.de/individual-cases-of-suspected-misconduct/?L=1>

<sup>191</sup> GRO, The German Research Ombudsman

<http://www.ombudsman-fuer-die-wissenschaft.de/individual-cases-of-suspected-misconduct/?L=1>

<sup>192</sup> DFG 本部へのメールインタビューに基づき記載

<sup>193</sup> German Research Foundation, "Rule of Procedure for Dealing with Scientific Misconduct", 2018

員会は、人文学、社会科学、自然科学、生命科学、工学をそれぞれ専門とする8名の委員から構成されている。DFG 調査委員会により、被告発者に対するヒアリング形式で実施され、ヒアリングを通じて研究不正が立証され、措置を科すべきであると DFG 調査委員会の委員の過半数が判断した場合、DFG の意思決定組織である合同委員会(Hauptausschuss、以下 DFG 合同委員会)に対して本調査の結果ととるべき対応について報告がなされる<sup>194</sup>。これを受け、DFG 合同委員会は認定結果および制裁措置について決定を下し、告発者や被告発者に対してその決定が通知される。

なお、同一の事案について、研究機関の調査・認定と DFG の調査・認定とが異なる判断となった場合も、調整は行われず、研究機関と DFG はそれぞれの判断調査・認定結果に基づいて措置を行う<sup>195</sup>。

### 視点3 不服申立て

研究機関による不正調査・認定結果や認定に基づく制裁措置に対して、不服申立てを受理する仕組みについては、今回の文献調査では把握することができなかった。

なお、先述したように、研究機関に設置されたローカル・オンブズマンにおいて、明らかに誤った方法で事案が処理された場合については、ドイツ研究オンブズマンが改めて当該事案に対応することが可能である。ただし、これはドイツ研究オンブズマンが、研究機関の不正調査・認定に対する不服申立てを受け付けているのではなく、研究機関のローカル・オンブズマンによって事案が正しく処理されなかった場合(制裁措置を科すべき重大な不正行為にもかかわらず、不正調査・認定プロセスに進めずに、仲裁で解決を図った場合など)に対応している。そのため、不正調査・認定や制裁措置に対する不服申立てとは異なる。DFG に対するメールインタビューにおいても、ドイツ研究オンブズマンのこの役割は、不服申立ての受付とは異なるとの見解が示された。

### 視点4 権利制限などのペナルティを含む措置

不正を犯したものにへの措置として、①研究機関から研究者個人に対する措置、②資金配分機関から研究機関に対する措置、③資金配分機関から研究者個人に対する措置が科される可能性がある。本節では、DFG から資金配分を受けた研究において不正が認定された場合に科される制裁について示す。

#### <①研究機関から研究者個人に対する措置>

研究機関において不正認定がなされると、研究者個人に対し、研究機関が定めたルールに基づいた措置が実施される。DFG 提言では研究機関に対し、不正が認定された際に科す措置も含め、不正対応プロセスを整備するよう推奨している。

その一つとして、研究者に研究不正が発見された場合には学位や教授資格が大学によって剥奪されることがある。ドイツ研究振興協会(DFG)日本代表部に対するインタビューによれば、仮に学位の根拠となった博士論文そのものでは不正を行っていないと、学位取得後の研究活動において不正があった場合に、学位剥奪の措置が取られることがあるとのことである。なお、ドイツでは近年、博士論文に対する不正行為が原因となって学位剥奪となる事例がみられる。博士論文の不正について民間団体が運営するウェブサイト「ヴロニプラーク・ウィキ」

<sup>194</sup> 同上

<sup>195</sup> DFG 本部へのメールインタビューに基づき記載

また、MPG、FhG、HGF 及び WGL についても、それぞれの協会を構成する研究機関に対して公的資金を投入しており、各研究機関において不正が発生した際の対応ルールを策定している。

等によって頻繁に告発されており、大臣クラスの政治家が複数名、学位を剥奪されて辞任している<sup>196</sup>。

#### <②資金配分機関から研究機関に対する措置>

DFG では、資金配分を行った研究における不正事案に対する DFG の対応プロセスを、“Rule of Procedure for Dealing with Scientific Misconduct”により定めている。その中では研究機関に対する制裁措置の可能性が言及されており、助成金の停止・返還などが科される可能性がある。ただし、藤井らが2014年にDFGに対して実施したインタビュー<sup>197</sup>によれば、実際に返還を求めたケースはないとみられる。

#### <③資金配分機関から研究者個人に対する措置>

資金配分機関から研究者個人に対しては、出版物の訂正や撤回、DFG の各種委員会からの除籍・投票権の停止、不正に関わった研究者に対して新規の応募を5年間禁止する措置を科すことがある<sup>198</sup>。

### 視点5 研究公正に関する助言等

個別の不正事案への対応について研究機関に助言を提供する国レベルの機関は設けられていない。

一方で、大学等研究機関における研究公正担当者(ローカル・オンブズマン)間での交流の場が存在し、こうした場での担当者間での知見・経験の共有が、担当者に対する助言機能を一部担っていると考えられる。DFG 日本代表部に対するインタビューによれば、ドイツ研究振興協会(DFG)が主催し、不正対応のノウハウに関する情報共有を目的とした、ローカル・オンブズマン向けのシンポジウムやワークショップが開催されている<sup>199</sup>。シンポジウムは3年ごとに開催されており、研究公正関連文書の改訂など、最新動向への対応に資する情報が提供されている<sup>200</sup>。また、ワークショップについても概ね3年ごとに開催されており、シンポジウムと比較し、より不正対応にフォーカスしたテーマを取り上げて議論を行っている<sup>201</sup>。

<sup>196</sup> DFG 日本代表部へのインタビューに基づき記載

<sup>197</sup> 藤井基貴、山本隆太「ドイツにおける研究倫理への取り組み(1)」,2014年

<sup>198</sup> DFG 日本代表部へのインタビューに基づき記載

<sup>199</sup> DFG 日本代表部へのインタビューに基づき記載

<sup>200</sup> German Research Ombudsman, Symposium der Ombudspersonen 2018, <http://www.ombudsman-fuer-die-wissenschaft.de/symposien/>

<sup>201</sup> German Research Ombudsman, Workshop-Mediation und Konfliktmanagement für Ombudspersonen, <http://www.ombudsman-fuer-die-wissenschaft.de/curriculum-workshops-fuer-ombudspersonen/>  
例えば、2019年にベルリンで開催されたワークショップのテーマは「仲裁と利益相反」であった。



## コラム：EUによる研究公正推進の取組

欧州諸国の地域統合体である欧州連合(European Union, 以下 EU)では、全欧州規模で多年次にわたる研究開発助成の枠組みとして「フレームワークプログラム(Framework Program, FP)」<sup>202</sup>を推進している。2014年からは2020年までをターゲットとしたフレームワークプログラム「ホライズン2020(Horizon2020)」を実施し<sup>203</sup>、欧州域内の研究支援を行っている。

「ホライズン2020」では研究公正の推進に向けた取組が行われ、EU理事会において研究公正の基本理念が取りまとめられるなど、公正な研究活動に対する注目がうかがえる。以下ではその取組について簡潔に記載する。

### ● ホライズン2020における研究公正の取組

#### ➤ EUによる研究公正の推進を目指した国際的な取組の支援

ホライズン2020では欧州域内における研究の推進だけでなく、研究公正に関する知見の蓄積や研究などの取組に対しても資金援助を行っている。

支援成果の一つは、研究公正担当者の国際的なネットワークの形成や学習機会の提供を行うプロジェクト ENERI(European Network of Research Ethics and Research Integrity)が挙げられ<sup>204</sup>、ドイツのボン大学が中心となり、欧州規範を策定した全欧アカデミー連盟(All European Academies, ALLEA)を含む11機関が参画している。当プロジェクトでは、各国政府機関、研究機関の研究公正担当者が、国をまたいで継続的に研究公正について知見を共有し、活発な意見交換を行う機会を提供している<sup>205</sup>。

その他にも、現在進行中の取組として、「責任ある研究活動」を目指す研究者や、その研究を評価する研究公正に従事する者など、あらゆる人物が簡単に参照することのできる知識共有プラットフォームの構築を目指す取組が行われている<sup>206</sup>。その知識共有プラットフォームの構築にあたっては、「責任ある研究活動」の推進に向けて、研究者等が意識しなければならない要素が多数ある中で、そうした要素を体系的に整理する枠組みの検討を行っている。

また、ある取組では、資金配分機関や研究機関における頑健な研究公正文化の醸成を目指した取組を支援するため、役立つ情報やツールの開発が取り組まれている<sup>207</sup>。ここでいうツールとは、機関が参照できるガイドラインや、不正対応等のプロセスフローチャート、諸機関におけるベストプラクティス情報など多岐にわたる。研究公正文化の醸成を目指す資金配分機関や研究機関にとってどのような情報やガイドラインが有用か、調査を通じた整理が行われている<sup>208</sup>。

これらの取組は、特定の資金配分機関や研究機関における研究公正の取組を支援するのではなく、機関をまたいで研究公正に対する知見の共有、認識のすり合わせや、あらゆる研究機関等において、不正対応の質

<sup>202</sup> その歴史はEUの前身である欧州共同体の時代にまで遡り、1984年に最初のフレームワークプログラムが開始された。

<sup>203</sup> 2014-2020年にわたり約800億ユーロ(約10兆円)に上るEUからの公的資金が投入されている。

<sup>204</sup> ENERIのホームページより。http://eneri.eu/

<sup>205</sup> Mapping Normative Frameworks for ETHics and Integrity of Research, https://www.rri-tools.eu/-/entire-mapping-normative-frameworks-for-ethics-and-integrity-of-research

<sup>206</sup> 2017年から2021年まで実施予定のプロジェクト「Mapping Normative Frameworks for ETHics and Integrity of Research」の概要を記載。

<sup>207</sup> 2019年から2022年まで実施予定のプロジェクト「SOPs4RI (Standard Operating Procedures for Research Integrity)」の概要を記載。

<sup>208</sup> SOPs4RI, https://www.sops4ri.eu/#objectives

の向上や研究公正文化の醸成に向けた基盤整備の支援を行っており、EU では資金配分による支援を通じて欧州地域全体で研究公正の底上げを図る役割を果たしていると考えられる。

### ➤ EU のファンディングプログラム「ホライズン 2020」における研究公正方針

EU においては上述した閣僚級会議である EU 理事会の他に、行政執行機関である欧州委員会 (European Commission) が存在し、「ホライズン 2020」に係る研究公正の実務も欧州委員会が担っている<sup>209</sup>。

欧州委員会では、ホライズン 2020 における資金配分に際し、資金配分契約 (Horizon 2020 Model Grant Agreement) を策定し、ホライズン 2020 から資金配分を受ける際に研究機関に対して要求する条件等を示している<sup>210</sup>。当該契約文書の中で、不正行為に対する対応や措置の方針について言及されている<sup>211</sup>。以下では、「資金配分契約」を基に簡潔に記載する。

#### <研究公正・研究倫理に係る研究者・研究機関が目指すべき責務>

「資金配分契約」において、資金配分を受ける研究者・研究機関が果たすべき、責任ある研究活動に向けた考え方を提示している。その考え方は、研究に関わる人間・動物・環境等の尊重にむけた研究倫理 (Research Ethics) に係る視点と、研究活動における信頼性・誠実性・説明性の確保など研究公正 (Research Integrity) の視点の両面から示されている。なお、当該文書では、先述した研究倫理行動規範「European Code of Conduct for Research Integrity」に準拠した研究活動を行うべきであるとしている。

ただし、具体的に不正とされる研究行為については明確に定義されていない。

#### <研究不正調査・認定>

上述した「資金配分契約」では、研究機関が「資金配分契約」に則って研究を適切に実施しているかを欧州委員会が確認する権限を有するとしており、不正行為の疑いがある際には、研究機関に対して情報の提供を求め、書面あるいは対面での審査・監査・調査などを行うとしている。

ただし、この不正行為には、会計上の不正行為や違法行為等幅広く含まれ、ねつ造・盗用・改ざんをはじめとした研究不正行為を具体的にどのような手段で確認(あるいは審査)するかまでは明示されていない。

こうした確認を担うのは欧州委員会に設置された不正対策局 (European Anti-Fraud Office) である。

#### <制裁措置>

ホライズン 2020 において深刻な不正行為が認定された場合には、EU から研究機関に対して、主として

- ・ EU ファンディングプログラムへの応募資格停止(最大 5 年間)
- ・ 支出額の返還(2~10%程度)

といった措置が科される。これらの制裁の程度は不正の深刻さに応じて決定するとされている。

<sup>209</sup> 欧州委員会は、政策分野ごとに「総局(Directorate General, DG)」と呼ばれる部局で分かれており、研究公正に関しては、研究・イノベーション総局の倫理・研究公正セクター(DG Research & Innovation, the Ethics and Research Integrity Sector)が担当している。

<sup>210</sup> European Commission, “Annotated Model Grant Agreement”

[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/grants\\_manual/amga/h2020-amga\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/grants_manual/amga/h2020-amga_en.pdf)

<sup>211</sup> Article 22 において、不正行為の取り扱い方針が示される。(ただし会計上の不正行為や違法行為を含む、あらゆる不正行為について言及しており、盗用などの研究不正行為もその中に含まれる。) Article 34 では、動物実験等を含む倫理的規範や、公正な研究活動推進に関して研究者が準拠すべき考え方を示す。Article 45 では、不正行為が認定された際に科される措置について示す。

● **EUにおける研究公正の基本理念**

2015年、加盟各国の閣僚会議であるEU理事会(The Council of the European Union)において、「研究公正に関する理事会決定(Council conclusions on research integrity)」を発表している<sup>212</sup>。当該文書は、責任ある研究活動を推進するための基本理念が、加盟国の中での共通認識として示されている。ただし、欧州においては、2011年に欧州科学財団(European Science Foundation, ESF)および全欧アカデミー連盟(All European Academies, ALLEA)によって研究倫理行動規範「European Code of Conduct for Research Integrity<sup>213</sup>」が策定されるなど、欧州連合(EU)における理念発表に先行して、学協会団体により、研究公正の基準等の検討・整備がされてきている。そのため、EUによる「研究公正に関する理事会決定」においても「欧州科学財団(ESF)および全欧アカデミー連盟(ALLEA)による研究倫理行動規範に準拠した研究活動を行うべきであること」としており<sup>214</sup>、当該研究倫理行動規範が欧州域内の事実上の基準文書となっていると考えられる。

<sup>212</sup> Council conclusions on research integrity , <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14853-2015-INIT/en/pdf>

<sup>213</sup> 欧州の研究行動規範であり、研究機関、研究者、資金配分機関、出版社などに対して、責任ある研究活動の推進のための共通認識を取りまとめている。改訂が加えられ、2017年に最新版が発表された。本稿では当規範に関する記述は割愛するが、以下のウェブサイトで確認することができる。

<http://www.allea.org/wp-content/uploads/2017/05/ALLEA-European-Code-of-Conduct-for-Research-Integrity-2017.pdf>

<sup>214</sup> Council conclusions on research integrity , <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-14853-2015-INIT/en/pdf>

## オーストラリアの研究公正システム

### 【オーストラリアの研究公正システムの体制概要】

- ◇ 不正調査・認定は研究機関によって実施される。一方、資金配分機関である国立保健医療研究評議会(National Health and Medical Research Council, 以下 NHMRC)と豪州研究会議(Australian Research Council, 以下 ARC)が共同で設立した委員会である豪州研究公正委員会(Australian Research Integrity Committee, 以下 ARIC)が、資金配分機関や研究者個人などの求めに応じて、研究機関における不正対応プロセスの妥当性の審査を行っている。
- ◇ NHMRC、ARC および大学連盟である豪州大学協会(Universities Australia, 以下 UA)は、研究機関や研究者を対象とした行動規範やガイドラインを連名で策定している。この文書に拘束力はないが、NHMRC および ARC は、資金配分指針のなかで、研究機関に対し、資金配分を受ける際の条件としてそれらの文書への準拠を求めている。

### 【研究公正システムのポイント】

- ◇ ARIC が、NHMRC や ARC から資金提供された研究を対象に、研究機関における不正対応プロセスの妥当性を審査している。ARIC による審査の対象はあくまでプロセスの妥当性であり、研究機関が決定を下した調査・認定結果の妥当性には立ち入らない。
- ◇ オーストラリアにおいては、研究機関による自己規制が尊重されている。このため、NHMRC および ARC は、自らが資金配分を行った研究における不正事案であっても不正調査・認定を直接実施することはない。
- ◇ 豪州規範とこれを補完するガイドラインの普及と実効性の向上を図ることで、国全体の研究不正対応の質の向上が目指されている。

### 基本的な高等教育・研究システムの概要

オーストラリアは連邦制国家であり、教育に関する権限は州政府が有している。国内の 41 の大学の内訳は、国立大学 1 校、州立大学 39 校、私立の専門大学 1 校であり、大半の大学が州政府によって運営される公立大学である。また、大学の他に、100 以上の職業訓練専門学校(Technical and Further Education)が存在する<sup>215</sup>。

オーストラリアにおいて、科学技術・イノベーションを所管する主要な省は、産業・イノベーション・科学省(Department of Industry, Innovation and Science)、保健省(Department of Health) および教育訓練省(Department of Education and Training)である。これらの省は、それぞれが所管する公的研究機関に研究開発資金を拠出している<sup>216</sup>。

大学・研究機関に対して競争的資金を配分する機関として、保健省所管国立保健医療研究評議会(NHMRC)、教育訓練省所管の豪州研究会議(ARC)が挙げられる。NHMRC、ARC が 2017 年度に配分した研究開発資金額は、それぞれ約 9.4 億オーストラリアドル、7.6 億オーストラリアドルであった。これらの競争的資金の合計額は、オーストラリア政府が同年度に支出した総研究開発費額 104 億オーストラリアドルの 16%を占めている<sup>217</sup>。

<sup>215</sup> Australian Government, 大学と高等教育, <https://www.studyinaustralia.gov.au/japanese/australian-education/universities-and-higher-education>

Universities Australia, "University Profile", 2016

Studies in Australia, Technical and Further Education, <https://www.studiesinaustralia.com/studying-in-australia/what-to-study-in-australia/types-of-education/technical-and-further-education>

<sup>216</sup> 科学技術振興機構「科学技術・イノベーション動向報告～オーストラリア編～(2016年度版)」, 2017年

<sup>217</sup> Department of Industry, Innovation and Science, "Science, Research and Innovation (SRI) Budget Tables"

### 研究公正システムの成り立ちと重要な役割を担う機関

オーストラリアの研究公正システムにおいては、研究機関による自己規制が重視されており<sup>218</sup>、研究公正の推進や研究不正対応を実施する主体は研究機関である。各研究機関は、後述する「豪州規範(The Australian Code for the Responsible Conduct of Research)」に基づき、不正対応プロセスを策定し、不正調査・認定を実施している。研究機関の外部の組織が不正調査・認定を直接実施することはない。この豪州規範は、資金配分機関である国立保健医療研究評議会(NHMRC)と豪州研究会議(ARC)、および大学連合である豪州大学協会(UA)の3者共同で策定された。豪州規範は、研究機関や研究者に対して研究公正の原則を示している<sup>219</sup>。

また、NHMRCとARCが共同で設立した豪州研究公正委員会(ARIC)が、NHMRC、ARC、研究者などの求めに応じて、研究機関が実施した不正対応プロセスの妥当性を審査している。なお、後述する通り、ARICによる審査の対象は不正対応プロセスであり、不正調査・認定の結果に立ち入ることはない<sup>220</sup>。

#### 豪州研究公正委員会(Australian Research Integrity Committee, ARIC)

ARICは2011年に、研究活動の公正性を保ち、研究活動への国民の信頼の確保に貢献すること目的に、NHMRCおよびARCにより共同で設立された委員会である<sup>221</sup>。法律、研究倫理、研究公正等の専門家8名で構成されると共に、その事務運営はNHMRCおよびARCの双方によって共同で行われる<sup>222</sup>。

ARICの主たる役割は、NHMRCやARCから資金配分を受けた研究で発生した不正事案について、研究機関における不正対応プロセスの適正性を審査することである。ただし、審査対象は不正対応プロセスの概形的な確認にとどまり、研究データ等を踏まえた不正の有無の再検証や調査・認定結果の妥当性の確認は行わない。また、ARICによる審査は、NHMRC、ARCおよび研究者個人等の求めに応じて実施され、自ら審査を開始することはない<sup>223</sup>。

#### 豪州国立保健医療研究評議会(National Health and Medical Research Council, NHMRC)

NHMRCは1937年に設立された、生命科学分野の研究プロジェクトや研究者に競争的資金を配分する資金配分機関である。2017年度は9億4283万オーストラリアドルの資金配分を行った<sup>224</sup>。NHMRCのミッションは、生命科学分野の優れた研究を支援し健康の増進に資する成果につなげること、また、研究公正を推進することである。研究公正においては、ARCおよびUAと共に豪州規範を策定するとともにARICの設立・運営に関わる<sup>225</sup>。

<https://www.industry.gov.au/data-and-publications/science-research-and-innovation-sri-budget-tables>

<sup>218</sup> 東北大学高度教養教育・学生支援機構 編『研究倫理の確立を目指して—国際動向と日本の課題—』、2015年

<sup>219</sup> NHMRC, ARC and UA, “Australian Code for the Responsible Conduct of Research”, 2007/2018

<sup>220</sup> NHMRC and ARC, “Australian Research Integrity Committee Framework”, 2011

<sup>221</sup> 同上

ARC, “Research Integrity”, <https://www.arc.gov.au/policies-strategies/research-integrity>

<sup>222</sup> ARC, “Australian Research Integrity Committee (ARIC)” <https://www.arc.gov.au/policies-strategies/strategy/australian-research-integrity-committee-aric>

<sup>223</sup> National Health and Medical Research Council and Australian Research Council “Australian Research Integrity Committee Framework.”, 2011

本調査においては、オーストラリアの研究公正システムにおけるARICの位置付けを理解するうえで重要となる設立趣旨やNHMRCおよびARCからの独立性について、詳細に把握することはできなかった。

<sup>224</sup> National Health and Medical Research Council, Who we are, <https://nhmrc.gov.au/about-us/who-we-are>

<sup>225</sup> 同上

### 豪州研究会議 (Australian Research Council , ARC)

ARC は 1988 年に設立された、全ての分野の基礎、応用研究に対して競争的資金を配分する資金配分機関である。2017 年度は、7 億 6357 万オーストラリアドルの資金配分を行った<sup>226</sup>。ARC のミッションは、資金配分を通じて優れた研究を支援すること、研究の質やインパクトを評価すること、研究の振興に関して政府に助言を行うことである。NHMRC と同様、研究公正については、豪州規範を策定し、ARIC の設立・運営に関わっている<sup>227</sup>。

### 豪州大学協会 (Universities Australia ,UA)

UA は 2007 年に設立された、オーストラリア国内の 41 大学が加盟する大学連合である。そのミッションは、オーストラリアが教育先進国としての地位を確実にできるよ、国の高等教育政策に対して提言等を行うことである。研究公正については、NHMRC および ARC とともに豪州規範などの文書を策定している<sup>228</sup>。

#### <オーストラリアの研究公正システムに関する最近の動き>

NHMRC、ARC および UA は、責任ある研究活動を実現するための原則をよりシンプルに示すことを目的として、2018 年に豪州規範を改訂した。2007 年版の豪州規範では、約 40 ページにわたり研究機関や研究者が遵守すべき基本原則や責任が詳細に記載されていたため、研究機関や研究者が十分に対応しきれないという課題があった<sup>229</sup>。そこで、2018 年の改訂版は 4 ページと非常にコンパクトにまとめられている。

同年には、シンプルにした「豪州規範」の補完的位置付けとして、NHMRC、ARC および UA の 3 者よりガイドライン「Guide to Managing and Investigating Potential Breaches of the Code」(以下、「不正対応ガイドライン」)が取りまとめられた。当ガイドラインでは、豪州規範の準拠に向けて研究機関および研究者が具体的にどのような対応を行うべきか、規範への違反が疑われる場合に研究機関は具体的に何を実施すべきか等について示している。

NHMRC と ARC から得た調査票への回答によれば、当該 2 機関はオーストラリアの研究公正を促進するための体制構築や ARIC に期待される役割等について、各研究領域の学術団体等と日常的な議論を行っているという。2018 年の豪州規範の改訂、ガイドラインの策定もこうした継続的な議論による成果の一つであった<sup>230</sup>。

#### <APEC レベルの取組の主導>

2016 年から、オーストラリア政府からの資金提供のもと、APEC レベルで研究公正を推進するためのプロジェクトが実施されている。このプロジェクトは、APEC 諸国の研究公正に関する共通認識を「APEC の研究公正の原則」としてとりまとめることを目的とし、オーストラリアのマッコーリー大学や王立メルボルン工科大学の主導で実施されている<sup>231</sup>。

この原則では、公正な研究活動の実施にあたり、研究機関や研究者が負うべき責任が示される見込みであ

<sup>226</sup> Australian Research Council, About Australian Research Council, <https://www.arc.gov.au/about-arc/arc-profile>

<sup>227</sup> 同上

<sup>228</sup> Universities Australia, About Us, <https://www.universitiesaustralia.edu.au/about-us#.XGIg0TPTIPY>

<sup>229</sup> Daniel Barr and Paul Taylor, “Research Integrity – An Australian Experience” (2018 年 11 月 16 日 大阪大学公開セミナー「研究不正の防止と研究公正の推進」発表資料)

<sup>230</sup> NHMRC 及び ARC の調査票への回答に基づき記載

<sup>231</sup> APEC, APEC Project Database, 2017,

<https://aimp2.apec.org/sites/PDB/Lists/Proposals/DispForm.aspx?ID=1768>

<https://aimp2.apec.org/sites/PDB/Lists/Proposals/DispForm.aspx?ID=1971>

る。各国の研究機関や研究者が、各国に共通する考え方が反映された原則に基づいて研究活動を実施することで、各国間の研究文化の違いに起因するトラブルの発生を減らし、国をまたいだ共同研究や、研究者の移動が盛んになることが期待されている<sup>232</sup>。

プロジェクトでは、原則のとりまとめに向け、各国の有識者、政府機関等の研究公正担当者が参加するワークショップを複数回開催している。2018年11月には、在日オーストラリア大使館においても開催された。ワークショップの目的は、各国の研究公正に関する考え方を把握し、共通認識を形成することである。また、原則のとりまとめは、2010年のシンガポール宣言等、これまでに発表された国際的な文書も参考にしながら進められている<sup>233</sup>。

## 研究公正の機能ごとの取組内容

以下、研究公正の国レベルでの機能ごとに、機能を担う機関およびその取組内容について記載する。

### 視点1 研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドライン

2007年に策定された豪州規範が、研究機関による研究不正対応に関する標準的な文書となっており、国立保健医療研究評議会(NHMRC)および豪州研究会議(ARC)は、研究機関に対し、資金配分を受ける際の条件として豪州規範への準拠を求めている。多くの研究機関が、豪州規範に基づいて研究不正対応ルールを策定している。また、豪州規範に準拠するうえで機関が参照すべき文書としてガイドラインが策定されている。

#### 豪州規範(The Australian Code for the Responsible Conduct of Research)

(機関)

豪州規範は、2007年、NHMRC、ARC および豪州大学協会(UA)の連名で策定された。

(位置付け)

豪州規範は、研究機関や研究者に対し、責任ある研究活動を実現するための行動規範を示している。規範は、その内容への準拠を研究機関や研究者に推奨するものであり、拘束力を持たないが、研究機関が研究不正対応ルールや体制を整備する際の基本方針として広く用いられている。また、研究機関が NHMRC や ARC から資金配分を受ける際には、豪州規範への準拠が求められている。

(概要)

豪州規範の目的は、責任ある研究活動を実現するための指針を研究機関や研究者に対して示すことである。

以下、2007年版と2018年の改訂版の概要を示す。

<sup>232</sup> RMIT University, "Discussion Paper: The APEC Guiding Principles for Research Integrity", 2017

<sup>233</sup> 同上

### ＜2007年版の概要＞

2007年版は、研究公正の推進に向けたパートAと、研究機関における研究不正対応の枠組みを示すパートBから構成されている。

パートAのセクション1においては、研究公正の推進のための基本原則や、研究機関・研究者が負うべき責任が、セクション2以降では、そうした基本原則のもとで実践することが望ましい取組が示されている<sup>234</sup>。

パートBにおいては、パートAの内容を踏まえ、研究不正の定義、研究機関が整備すべき不正対応体制やプロセスを示している。研究不正の定義については、FFP、研究の提案・実施・報告の各段階における虚偽の申請、深刻な利益相反が該当するとしている。不正対応体制やプロセスについては、調査・認定を実施する委員会の設置や、整備が推奨される標準的な不正対応プロセスを示している。ここで示されている体制やプロセスに研究機関が準拠しているか否かが、後述するARICによる不正対応プロセスの妥当性審査の基準の一つとなっている。

### ＜2018年版の概要＞

2018年版においては、規範の目的自体は変わらないものの、より高次の原則のもとで、基本原則や責任をシンプルに示すことが目指されている<sup>235</sup>。2007年版のパートAでは20ページにわたって基本原則や責任が記載されていたのに対し、2018年版の本文は4ページと非常にコンパクトにまとめられている。また、2007年版のパートBで示されていた、研究機関が整備すべき不正対応体制やプロセスについては、後述する不正対応ガイドライン(Guide to Managing and Investigating Potential Breaches of the Code)で示されている。図3-3に、2007年版、2018年版および当ガイドラインの対応関係を示す。

## **Guide to Managing and Investigating Potential Breaches of the Code**

### **(不正対応ガイドライン)<sup>236</sup>**

#### (機関)

2018年の豪州規範の改訂に合わせて、NHMRC、ARCおよびUAの連名で策定された。

#### (位置付け)

研究機関に対し、研究不正の定義や標準的な不正対応プロセスを示すことを目的としており、その内容は2007年版の豪州規範のパートBと対応している。ガイドラインは研究機関に対する拘束力を持たないものの、豪州規範に示された原則や責任を遂行する上で研究機関が参照すべき文書と位置付けられている。

<sup>234</sup> セクション2から8では、「研究データと一次試料の管理」、「養成中の研究者の監督」、「研究成果の公表と伝播」、「オーサーシップ」、「ピア・レビュー」、「利益相反」、「複数の研究機関にまたがる共同研究」に関連して実践すべきことが示されている。

<sup>235</sup> 2018年版で示されている高次の原則は、「誠実性 (Honesty)」、「厳密性 (Rigour)」、「透明性 (Transparency)」、「公平性 (Fairness)」、「尊重 (Respect)」、「認識 (Recognition)」、「説明責任 (Accountability)」、「促進 (Promotion)」である。

ARC, "Message from the heads of NHMRC, ARC and UA about the release of the Australian Code for the Responsible Conduct of Research" <https://www.arc.gov.au/news-publications/media/communiques/message-heads-nhmrc-arc-and-ua-about-release-australian-code-responsible-conduct-research-2018>

<sup>236</sup> NHMRC, ARC and UA, "Guide to Managing Investigating Potential Breaches of Code", 2018



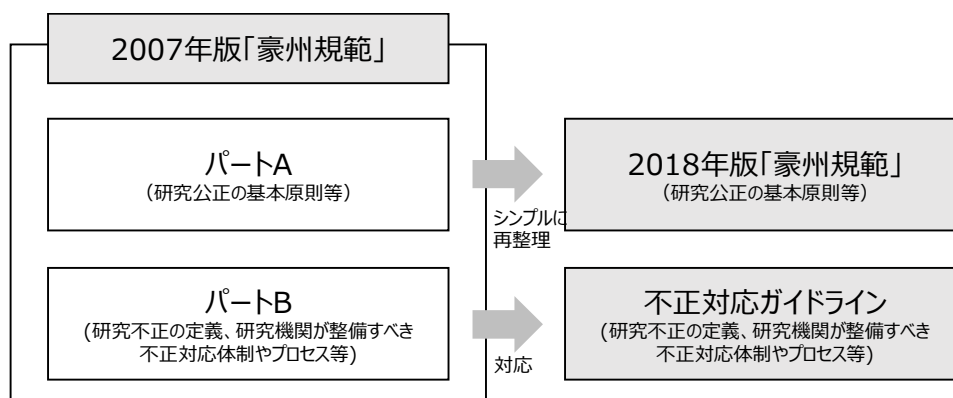


図 3-3. 2007 年版豪州規範と 2018 年版豪州規範・不正対応ガイドラインとの対応関係  
(文献調査に基づき筆者作成)

(概要)

ガイドラインは、研究機関による標準的な不正対応プロセスを示している。このガイドラインは、2019 年以降、研究機関が実施した不正対応のプロセスの妥当性を ARIC が審査する際の基準にも用いられる見込みである<sup>237</sup>。

ガイドラインは、不正調査の対象となり得る行為を「意図的な、無謀な、または著しく注意を欠いた、豪州規範への深刻な違反」と定義しており、豪州規範への違反にあたる行為を第 2 章で例示している<sup>238</sup>。ただし、研究機関は、これらの違反をそのまま研究不正とみなすのではなく、下図のスペクトラムに基づいて不正調査の対象となるかどうかを判断すべきとされている。このスペクトラムでは、豪州規範への重大な違反や、繰り返し起こされた違反等が不正調査の対象にあたる可能性があるとしている。

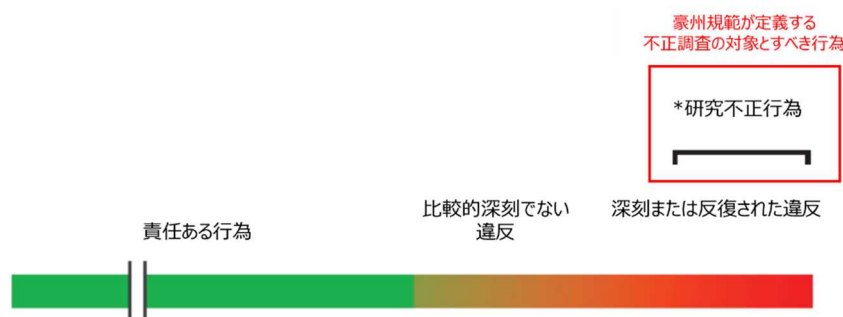


図 3-4. 豪州規範への違反のスペクトラムと研究不正の対応関係  
(文献調査に基づき筆者作成)

<sup>237</sup> NHMRC, Released of the 2018 Australian Code for the Responsible, <https://nhmrc.gov.au/research-policy/research-integrity/release-2018-australian-code-responsible-conduct-research>

<sup>238</sup> 違反の例として挙げられているのは、「倫理的に問題があるなど、基本的な基準を満たしていない」、「ねつ造、改ざん、虚偽」、「盗用」、「研究データ管理が適切に行われていない」、「研究者の監督が適切に行われていない」、「オーサーシップ」、「利益相反」、「ピア・レビューが適切に行われていない」である。

また、当該ガイドラインでは、違反の深刻さを判断する要素として以下の6点が挙げられている。

- 妥当な研究行為からどの程度逸脱しているか
- 研究の参加者、周辺のコミュニティ、動物や環境がどの程度悪影響を受けているか/受け得るか
- 研究の信頼性をどの程度毀損しているか
- 研究者の経験のレベル
- 違反が繰り返し起こされているか
- 研究機関の過失が違反に影響しているか否か

## 視点2 不正調査・認定の実施

不正が疑われる事案が発生した場合、調査・認定は研究機関によって実施される。その対応プロセスは研究機関自身が定めるが、不正が疑われている研究が国立保健医療研究評議会(NHMRC)や豪州研究会議(ARC)から資金配分を受けたものである場合、研究機関は豪州規範への準拠を求められているため、規範に示された原則や不正対応ガイドラインにのっとりたプロセスの下で調査・認定が行われる。研究機関は、資金配分を受けた研究における不正調査・認定の結果について、NHMRC や ARC への報告義務を負っている。ただし NHMRC や ARC 自身が直接不正調査・認定を実施することはない<sup>239</sup>。

このように、研究機関の自己規制が尊重されているオーストラリアにおいて、不正調査・認定は一義的に研究機関が実施しているものの、そのプロセスの妥当性については、要請に応じて豪州研究公正委員会(ARIC)による審査の対象となることがある。

本項では、ARIC が、研究活動の公正性を保ち、国民の信頼の確保することを目的に実施している審査について述べる。

### <研究機関における不正対応プロセスに対する ARIC の審査<sup>240</sup>>

ARIC による審査の対象は、NHMRC や ARC からの資金配分を受けた研究において発生した事案に対する不正対応プロセスである。NHMRC や ARC と同様、ARIC は研究機関による不正調査・認定、制裁の内容自体には立ち入らない<sup>241</sup>。

ARIC による審査は、以下のプロセスに沿って実施される。このプロセスは、NHMRC、ARC、研究者個人等の申請によって開始される<sup>242</sup>。

- NHMRC および ARC に置かれた ARIC の事務局が、それぞれが資金配分を行った研究に関する事案について、審査の申請を受け付ける。
- ARIC 事務局が、審査の申請にあたって提出を求めている情報が十分に提供されているかを判断する。
- ARIC 事務局が正式に申請を受理した後、60 営業日以内に ARIC が審査を実施する。
- ARIC が、対象となっている研究機関に審査結果を示し、説明の機会を与える。その説明を踏まえて、

<sup>239</sup> NHMRC は、“NHMRC Policy on Misconduct related to NHMRC Funding”を、ARC は“ARC Research Integrity and Research Misconduct Policy”をそれぞれ定めている。

<sup>240</sup> NHMRC 及び ARC の調査票への回答に基づき記載

NHMRC and ARC, “Australian Research Integrity Committee Framework”, 2011

<sup>241</sup> 同上

<sup>242</sup> NHMRC や ARC に限らず、だれでも ARIC に審査を申請することができる。

審査結果を確定する。

- ARIC が、NHMRC や ARC の CEO に対して審査結果を通知する。通知には、研究機関、NHMRC、ARC が取るべき措置についての提言が含まれることがある。

研究機関の不正対応プロセスが妥当であったか否かの判断基準となるのが先述の豪州規範である。研究機関が豪州規範を踏まえてプロセスを策定し、適切に実行したか否かが妥当性の判断基準となっている<sup>243</sup>。また、2019年以降は、2018年に策定されたガイドラインも判断基準として用いられる見込みである<sup>244</sup>。

審査の結果、ARIC は、不正対応を実施した研究機関、NHMRC や ARC の長に対して提言を行うことがある。この提言に拘束力はなく、最終的にどのような措置をとるかは、研究機関との資金配分契約に基づいて NHMRC や ARC が決定する。

なお、ARIC の活動状況は、NHMRC、ARC それぞれのアンニュアルレポート<sup>245</sup>で報告されている。2017年度は、NHMRC に関する事案 4 件、ARC に関する事案 7 件について審査の申請があった。なお、過年度の事案も含め、審査結果の詳細については記載されていない。

### 視点3 不服申立て

過去の類似調査によれば、オーストラリアにおいて、不服申立てへの対応は、研究機関および、研究機関以外の外部機関が対応すると記載されている<sup>246</sup>。

研究機関は、不正調査・認定結果に対する不服申し立てに対応することがある<sup>247</sup>。

国レベルの機関の対応について、視点2で述べたように、豪州研究公正委員会(ARIC)では、研究機関が実施した不正調査プロセスに対する不服申立てを受け付ける。

また、認定結果に基づく研究機関から研究者に対する制裁措置(停職・解雇等)について、措置を受けた研究者に不服がある場合は、雇用問題を取り扱う豪州政府機関であるフェアワーク・コミッション(Fair Work Commission)等に対して不服申立てを行うことができる<sup>248</sup>。

なお、上記の不服申立ての具体的な取組や、デンマーク科学技術イノベーション省による調査報告書で論じられているような外部機関等における不服申立てへの対応状況は、今回実施した調査からは把握することができなかった。

### 視点4 権利制限などのペナルティを含む措置

オーストラリアでは、不正を犯したものの措置として、①研究機関から研究者個人に対する措置、②資金配分機関から研究機関に対する措置、③資金配分機関から研究者個人に対する措置が科される可能性がある。本節では、国立保健医療研究評議会(NHMRC)や豪州研究会議(ARC)から資金配分を受けた研究

<sup>243</sup> NHMRC, ARC and UA, "Guide to Managing Investigating Potential Breaches of Code", 2018

<sup>244</sup> NHMRC, Release of the 2018 Australian Code for the Responsible conduct of Research, <https://www.nhmrc.gov.au/research-policy/research-integrity/release-2018-australian-code-responsible-conduct-research>

<sup>245</sup> NHMRC, Annual report 2017-2018, 2018年, ARC, ARC Annual Report 2017-18, 2018年

<sup>246</sup> The Danish Agency for Science, Technology and Innovation, "National Systems for handling Cases of Research Misconduct", 2013 調査で実施したアンケート調査において、オーストラリアのマッコーリー大学は、オーストラリアでは研究機関外の組織への上訴が可能と回答している。

<sup>247</sup> NHMRC 及び ARC の調査票への回答より。研究機関の対応について、国内で標準化された方法論等は存在しないという。

<sup>248</sup> NHMRC 及び ARC の調査票への回答より。

において不正が認定された場合に科される措置について示す。

<①研究機関から研究者個人に対する措置>

研究機関において不正認定がなされると、研究者個人に対して雇用契約に基づいた措置が実施される<sup>249</sup>。

<②資金配分機関から研究機関に対する措置>

NHMRC、ARC は、資金配分を行った研究で発生した不正への対応方針をそれぞれの研究公正指針<sup>250</sup>で示している。いずれも、指針の中で、研究機関に対して助成の撤回や研究資金の返還を科す可能性があるとしている。研究資金の返還については、全額返還請求、部分的な返還請求双方が科される可能性があるが、返還額の決定に関する明確な基準は定められていない<sup>251</sup>。なお、これまでに実際に返還を求めたケースはない<sup>252</sup>。

<③資金配分機関から研究者個人に対する措置>

NHMRC や ARC から研究者個人に対しては、競争的資金への応募資格の制限、研究活動の制限等が措置として科される可能性がある<sup>253</sup>。

## 視点5 研究公正に関する助言等

研究公正に関する助言を提供する国レベルの専門機関は設置されていない。ただし、国立保健医療研究評議会(NHMRC)および豪州研究会議(ARC)に対して実施した調査票調査によれば、NHMRCおよびARCではそれぞれ、相談があれば豪州規範やガイドラインに基づく具体的な対処方法等を研究機関に対して助言することも可能であるという。

<sup>249</sup> NHMRC, ARC および UA より出されたガイドラインでは、研究機関に対して、不正調査の結果に応じ、雇用契約に基づいて適切な措置を実施するよう推奨している

<sup>250</sup> “NHMRC Policy on Misconduct related to NHMRC Funding”および“ARC Research Integrity and Research Misconduct Policy”

<sup>251</sup> ARC の調査票への回答に基づき記載

<sup>252</sup> NHMRC および ARC へのメールインタビューに基づき記載

<sup>253</sup> NHMRC および ARC の調査票への回答に基づき記載

## 韓国の研究公正システム

### 【研究公正システムの体制概要】

- ◇ 「学術振興法」に基づき、全学術分野を管轄する韓国教育部(Ministry of Education, 以下 MOE)が研究公正に関するガイドラインを策定している。
- ◇ 韓国の研究公正システムにおいては、MOE のガイドラインのもと、各研究機関が研究不正調査や認定を行っている。調査結果の報告は教育大臣に行うことと定められているが、実際には教育大臣に代わり韓国研究財団(National Research Foundation of Korea, NRF)が報告を受ける。NRF はあらゆる研究分野の資金配分を行っている。
- ◇ ガイドラインによれば、不正が認定された場合、被告発者には公的資金への応募制限等の措置が取られる。研究不正を理由とした解雇は少ない。
- ◇ 被告発者は調査結果に対して研究機関に対して不服申立てを行うことができる。研究機関における不服申立てへの対応に不服がある場合は、さらに MOE や NRF に再調査を依頼する。こうして各研究機関の不正対応の標準化がなされている。

### 【研究公正システムのポイント】

- ◇ 法律に基づいて、研究公正のガイドラインが設置されている。
- ◇ 研究公正の責任は研究機関にあり、独立した研究公正機関は存在しないが、その役割を資金配分機関が事実上担っている。
- ◇ 研究不正の定義がアメリカや日本より広く、出版倫理も含んでいる。
- ◇ 学協会、すなわち、科学者コミュニティレベルで分野ごとの研究上の慣行を定める取組が見られる。
- ◇ 資金配分機関のもとに研究公正を支援するための知見・ノウハウの蓄積のための機関として研究倫理情報センター(Center for Research Ethics Information, 以下 CRE)が設置されている。

### 基本的な高等教育・研究システムの概要

大学、企業など部門別の研究者数を比較してみると、近年、韓国は他国に比べて企業の占める割合が増加する傾向にある<sup>254</sup>。大学部門の研究者数は近年横ばい傾向にある<sup>255</sup>。一方で、大学部門の研究開発費の指数を見ると、2010 年を 1 とした場合に 2016 年で 2.9 となっており、日本が 1.2 であることと比較すると大きな伸びを見せている<sup>256</sup>。

韓国において大学等を管轄する、日本の文部科学省に相当する組織は、韓国教育部(MOE)と科学技術情報通信部(Ministry of Science and ICT, 以下 MIST)に分かれている<sup>257</sup>。MOE の下に韓国の各大学校があるが、科学技術院に分類される大学は MIST の管轄となる<sup>258</sup>。

研究助成システムについて、韓国では科学技術(Science)と 情報通信技術(ICT) の融合による経済活性化を標榜しており、MIST が研究開発の基礎研究から応用に至るまでを所管している<sup>259</sup>。

<sup>254</sup> 韓国 79.7%、日本 73.5%、アメリカ 71.1%、ドイツ 58.9%、フランス 59.7%、イギリス 37.8%、中国 61.9%であり、そのほかは大学・公的機関・非営利団体などに所属する。文部科学省科学技術・学術政策研究所科学技術・学術基盤調査研究室『科学技術指標 2018』p. 32 第 1-1-19 図より

<sup>255</sup> 同 p. 97

<sup>256</sup> 同 p. 57 2006 年までは自然科学のみを対象であったため、人文・社会科学の額が単純に上乘せになったという部分もある。

<sup>257</sup> 科学技術振興「主要国の研究開発戦略(2018 年)研究開発の俯瞰報告書」p. 185, 2018 年, <https://www.jst.go.jp/crds/report/report02/CRDS-FY2017-FR-01.html>

<sup>258</sup> 同 p. 186 図表 VIII-1「韓国の科学技術関連組織図」より

<sup>259</sup> 同 p. 186 図表 VIII-1「韓国の科学技術関連組織図」より

これらの中で、韓国研究財団(NRF)は国の研究管理専門機関であり、全学問分野を網羅し、国の基礎研究支援システムの効率化と先進化を目的に、法人統合により2009年に発足した<sup>260</sup>。現在、研究公正ガイドラインはMOEの管轄にある。そのため、NRFはMISTの下にあるとはいえ、資金配分機関として大学等の研究およびその公正性を支える立場からMOEとの関係が深い。

### 研究公正システムの成り立ちと重要な役割を担う機関

韓国の研究公正システムにおいて、研究公正の推進や研究不正対応を実施する主体は研究機関である。韓国教育部(MOE)は韓国学術振興法の下、研究公正の推進や研究不正対応に関するガイドライン The guideline for Establishment of Research Ethics を2007年に定め、大学の責務、研究不正の定義、研究不正への対応、教育大臣への報告といった内容を示している(2015年改訂)。研究機関はこのガイドラインのもと、不正調査・認定を行う委員会を設置している。実際の報告は、教育大臣に代わり、資金配分機関である韓国研究財団(NRF)が受け付けている。NRFは研究機関もしくはMOEからの求めに応じて、再調査・認定を行う場合もある<sup>261</sup>。

また、そうした各研究機関の取組を支援する機関として、研究倫理情報センター(Center for Research Ethics Information, 以下 CRE)が置かれている。CREは研究公正に関する情報収集・発信を通じて研究不正の対応を支援している<sup>262</sup>。

#### 研究倫理情報センター(Center for Research Ethics Information, CRE)

2007年に設立され<sup>263</sup>、研究公正に関連する資料や情報の管理・共有のためのインフラ構築や、研究公正の専門家のネットワーク構築を目指している。設立後、4年間は Good Research Practice(GRP)という情報ポータルサービスを提供していたが、2011年9月から現在のCREの名称に変更した。

CREはNRFの傘下機関としてNRFが直接資金提供を行って設立された。研究公正に関する取組を各大学で実施する余裕がないため、独立した組織を設立するために資金配分機関が予算をつけた点に意義がある<sup>264</sup>。

CREのサイトでは、研究公正に関する法令や教育コンテンツ、事例などの資料を体系的に提供し、解説をつけている。例えば、研究者および実務担当者の理解を深めるために、「研究倫理確保のための指針解説書」「実務者のための研究倫理マニュアル」などがある<sup>265</sup>。また、セミナーの開催や研究倫理に関する相談窓口の提供、研究倫理オンラインコンテンツの開発や関連書籍の発行も行なっている。

ソウル国立教育大学の In Jae Lee氏が代表であり、Lee氏の他にフルタイム1名、パートタイムで3名の研究者が所属している。

現在、韓国には国レベルの研究公正機関は存在しないが、NRFの資金援助のもと、CREや韓国研究開発人材育成機構(Korea Institute of R&D Human Resources Development, 以下 KIRD)が研究

<sup>260</sup> 同 p. 189

<sup>261</sup> 「視点3」不服申立ての項を参照。理由がある場合は、NRFが研究機関になり代わって調査を実施することもある。“Inspector general hotline.”, National Research Foundation of Korea, 2016, [http://www.nrf.re.kr/eng/guest/hotline?menu\\_no=192](http://www.nrf.re.kr/eng/guest/hotline?menu_no=192)

<sup>262</sup> 韓国では2005年の黄禹錫(ファン・ウソク)事件以来、研究公正に関する意識が高まったと言われており、CREは2007年に発足した。

<sup>263</sup> 韓国現地調査受領資料より

<sup>264</sup> NRF、CRE担当者とのインタビューや受領資料に基づき記述。

<sup>265</sup> Center for Research Ethics Information, <http://www.cre.or.kr/board/?board=textbook> (ただし、韓国語のみ)

者の人材育成や研究公正の教育を行うとともに、学術団体が様々な取組を行っている。NRF は 2009 年から研究公正の活動を支援する事業を本格的に開始した。2017 年はトータル 147 の課題に約 72 億ウォンの支援が行われた。韓国の 2017 年の学術・人文社会事業予算は 687 億ウォン程度であり、研究公正の活動支援に年間 1%の予算が割かれていることになる<sup>266</sup>。

政府系機関は研究の公正性を担保する活動を支援する役割を果たし、様々なアクターが政府系機関、学術団体との相互関係の中で協力をしている。今回のインタビュー調査でしばしばトップダウン、ボトムアップという表現が出てきたが、政府からの要請とアカデミアなど研究者の自律の双方向的な取組によって、韓国の研究公正システムが形成されている。

今回実施したインタビュー調査では、韓国が研究公正に関して現行の体制をとるようになった経緯を確認する意図で、何故米国研究公正局(Office of Research Integrity, 以下 ORI)のような国による研究不正の規制機関を設置しなかったか、その理由を尋ねた。

得られた見解としては概ね、規制機関をつくることに対しては否定的な見解が中心であった。主な理由としてインタビューで得られたのは、

- 各研究機関で不正対応体制を持つ意義は、研究機関では告発者の状況も把握しているため、現場中心で適切な対応方針を判断しやすいところにある。不正調査・認定にあたっては告発内容をよく吟味しなければならない。告発にも様々な形があり、中には悪意を持った告発も存在する。そうした告発を見極めるにあたり、アメリカのような国の機関が調査のやり方を規定するシステムではなく、研究機関が研究現場の状況を考慮しながら委員会等を組成し、調査方針を決めていくほうが合理的ではないか<sup>267</sup>。
- アメリカ型の国の機関がやるような規制の仕組みは東アジアの文化にはなじまないのではないか<sup>268</sup>。実際にこうした考え方について、韓国で論文が出されている<sup>269</sup>。
- 政府には研究不正のケース全てを調査するだけのマンパワーがないため、ORI のような組織を作らず、大学の自治に委ねているのではないか<sup>270</sup>。

また、ソウル教育大学 In Jae Lee 氏提供の資料によれば、韓国の研究公正システムの向上と自覚の強化のため、Comprehensive plan of academic research support projects for humanities and social sciences in 2019 として、下記の計画が進行しているという。

- 研究不正に対する制裁措置として、研究助成金応募停止期間を最大 5 年から最大 10 年へと延長、研究上のミスコンダクトの概念の改定
- トップ 20 大学校に対する研究公正度の評価 research ethics status evaluation を実施
- 各研究分野の特徴を反映した研究倫理ガイドラインを定立するための学術団体への援助
- 図書館における研究公正サービスシステムの設立(プレデタリー・カンファレンス、プレデタリー・ジャーナルのリストの公開)
- 研究公正に関係する諸概念の教育を通じた、研究者の責任と役割に対する自覚の向上

<sup>266</sup> 課題の内訳：教育プログラムの開発 64 課題、政策 36 課題、指導 19 課題、学術大会 27 課題

<sup>267</sup> 西京大学校 キム・チン氏へのインタビューに基づき記載

<sup>268</sup> NRF に対するインタビューに基づき記載

<sup>269</sup> Hwan-Jin Nho, "Research ethics education in Korea for overcoming culture and value system differences", *Journal of Open Innovation: Technology, Market, and Complexity*, 2:4, 2016, <https://doi.org/10.1186/s40852-016-0030-3>

<sup>270</sup> 延世大学校に対するインタビューに基づき記載

## 研究公正の機能ごとの取組内容

以下、研究公正の国レベルでの機能ごとに、機能を担う機関およびその取組内容について記載する。

### 視点1 研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドライン

研究公正に関する国レベルのガイドラインとしては、前述の通り、韓国学術振興法の下に、韓国教育部(MOE)が発表したガイドライン“The guideline for Establishment of Research Ethics”がある。

このガイドラインでは、目的や用語の定義、適用範囲の設定をした後、研究者と機関の役割および責任、研究公正教育とその支援、研究機関の自律的ガイドラインの必要条項について述べている。

不正行為として認定されるのは、研究計画(プロポーザル)、実施、成果発表、出版のすべての段階の活動とされている。そのため公的資金の審査システムの違いもあるかもしれないが、プロポーザルも対象となっていることに注目すべきである。これらについて認定される不正行為は、1) ねつ造、2) 改ざん、3) 盗用、4) 不適切なオーサーシップ、5) 重複出版、6) 研究不正調査の妨害、7) 各研究領域の慣行からの逸脱 の7つである(同ガイドライン 12条)。

また、このガイドラインを補足する意味合いとして、韓国科学技術団体総連合会(Korean Federation of Science and Technology Societies)よりマニュアル“Manual for research and publication ethics in science and engineering”が示されている。このマニュアルでは、ガイドラインの各条文や不正行為の詳細を解説している。

なお、繰り返しになるが韓国国内には米国 ORI のような監督機関は存在しない。不正行為の定義に「各領域の慣行からの逸脱」が入っているが、各領域の研究の実態に合わせ、学術団体がボトムアップに自律的なプログラム・委員会を立ち上げている<sup>271</sup>。

### 視点2 不正調査・認定の実施

不正調査・認定は一義的には各研究機関で行われる。韓国教育部(MOE)のガイドラインでは、研究不正の調査・認定に際し、各研究機関が責任を持って各学問分野および研究機関の特性に合った具体的な規程を提示するよう求めている。ただし、研究機関に調査委員会を設置できない理由がある場合は、韓国研究財団(NRF)が研究機関になり代わり、調査を実施することもある<sup>272</sup>。

不正調査の流れはガイドライン 18-33 条に記載されている。大学、研究機関、資金配分機関が不正の疑いを受け付けた後、当該研究の行われた機関に調査委員会を立ち上げ、予備調査を行う。その結果を元に本調査の必要性を検討し、本調査を経て不正の判定をする。被告発者からの不服申立てを受け付けた後、調査委員会は研究機関に結果を伝え、研究機関の長は MOE、関係者に最終結果の報告をする。

なお、韓国研究財団(NRF)が支援した研究に関わる不正調査に対しては、NRF に設置された研究倫理委員会において、不正調査の結果やプロセスの妥当性の審議(MOE から依頼された事案も含む)が行われている。

<sup>271</sup> 西京大学キム・チン氏のインタビュー資料によれば、MOE による「学会別研究倫理ガイドライン支援事業」がある。これは、論文投稿基準を決定する権限を持つ学会が、研究公正に関する基準を持つことが重要だと判断されたからだという。

<sup>272</sup> National Research Foundation of Korea, “Inspector general hotline.”, 2016, [http://www.nrf.re.kr/eng/guest/hotline?menu\\_no=192](http://www.nrf.re.kr/eng/guest/hotline?menu_no=192)



### 視点3 不服申立て

韓国教育部(MOE)のガイドラインには、被告発者は委員会からの調査結果の告知から30日以内に、調査を行なった研究機関に対して不服申立てを行うことができると記載されている(25条)。不服申立てがあった場合、機関は60日以内に対応しなければならない。

さらに、研究機関による不服申立て対応に加えて、国の機関が対応する仕組みも存在する。ガイドライン28条によれば、研究機関が判定した不服申立ての結果に異議がある場合、被告発者はMOEあるいは韓国研究財団(NRF)に再調査を依頼することができる。ただし、延世大学に対するインタビューによれば、事実上実務として対応を行っているのはNRFである。

NRFが関係する不正調査の認定内容に対する不服申立ては以下のプロセスで進む<sup>273</sup>。

- 研究機関による調査結果が、正式に認定、公表される前に、関連機関(告発者、被告発者を含む)に対して通知される。
- 告発者・被告発者等に不服がある場合、NRFの内部委員会である「研究倫理委員会(Research Ethics Committee)<sup>274</sup>」において、不服申立てを受理して再調査を行うかどうかを決定する。
- 不服申立てを受理した場合、研究倫理委員会が申立てに基づいて再調査を実施し、結果を通知する。

なお、認定に基づく制裁措置・不利益処分に対する不服申立ては、以下のような機関に対して行われる<sup>275</sup>。そこでも申立てが認められない場合、裁判で判断されることになる。

1. Appeals Commission for Teachers (MOE)
2. 大韓民国国民権益委員会(Anti-Corruption and Civil Rights Commission)
3. 国立生命倫理委員会(National Bioethics Committee)
4. 国立科学技術審議会(National Science & Technology Council)
5. 研究倫理諮問委員会(Research Ethics Advisory Committee of MOE)

<sup>273</sup> 以下のまとめは、CREおよびNRFから提供された資料、およびインタビューに基づき記載

<sup>274</sup> 当該委員会のHPなどでは、委員会名にEthicsという表現がなされているが、取組を踏まえると“Ethics”と“Integrity”の区別を意識しているようには思えない。

<sup>275</sup> CREに対するインタビュー受領資料より。ただしこれらの機関のうち、どのような場合にどの機関に対して不服申立てが行われるかは明らかにできなかった。ただし、その組織名から、1.へは大学に雇用されている教員として、人事措置等に対する申立て、2.へは行政措置に関する申立て、3.~5.へは研究内容、認定内容に関する申立て先であると推察される。

**視点4 権利制限などのペナルティを含む措置**

「学術振興法」「科学技術基本法」およびそれに基づき定められる韓国教育部(MOE)のガイドラインでは、研究費の返還と、公的資金への応募制限といった制裁措置が取られる(30条)<sup>276</sup>。

国立大学の教員や政府系研究機関の研究者に対しては「国家公務員法」の義務規定を適用できる。また、私立大学の教員や企業、民間研究機関の研究者は適用対象外である。しかし、就業規則上の懲戒はある。韓国において研究者に適用された措置を見てみると、研究不正によって免職になることはほとんどない<sup>277</sup>。その理由は、韓国で大学の職は上記の法律等によって身分が保護されているからである。したがって、大学等の研究機関が研究不正の認定に際して懲戒処分を行うと、裁判によって提訴されることが多い。しかしながら、不適切な行為を複数回にわたって認定された場合はその限りではなく、懲戒解雇という措置が取られることもある。

**視点5 研究公正に関する助言等**

2007年に設立された研究倫理情報センター(Center for Research Ethics Information, CRE)が、研究公正に関して研究機関の研究公正担当者、研究者等を支援する役割を担っている。

CRE自身は、研究機関の研究公正担当者に対して、事案処理の方法論等を指導する取組は行っていない。しかし、研究公正に関連する資料や情報を収集・分析し、発信するためのインフラの構築を行い、不正調査担当者が参考とできるガイドラインや参考資料の発信を通じて、支援を行っている。また、CREでは、主にウェブを通じて国内の研究者から、研究公正に関する相談(職場で発生した問題など)を受け付け、対処方法を助言している。

CREの目的は、韓国において研究公正に関する専門性や知見を蓄積し、発信していくことである。NRFへのインタビューによれば、研究公正の有識者というのは、(研究公正のみを専門とするのではなく)それぞれの専門分野の傍らで研究公正に関わっているために知見が蓄積されにくい側面がある中で、CREが研究公正のコア機関になることで、国内で研究公正の知見蓄積を図っていくところに、CREの存在意義があるという。

なお、インタビューによれば、人材の育成に向けて、専門家の育成は課題の一つであるという。現在は、国内の学術団体、大学団体などが一部研究公正のフォーラムやセミナー開催を通じて情報共有を行っている。

<sup>276</sup> 西京大学キム先生からのインタビュー資料によれば、「生命倫理法」「動物保護法」「実験動物法」など研究倫理を違反した研究者に対しては、懲役・罰金など刑罰を科すことができる。

<sup>277</sup> 2014年から17年に研究者に取られた措置126件のうち、解雇は7件のみである。数字は、CREのアンケート回答資料に基づき記載

## 中国の研究公正システム

### 基本的な高等教育・研究システムの概要

中国において、研究公正に関する主な法律は「科学技術進歩法」(1993年)であり、第10期全国人民代表大会常務委員会第31回会では「科学技術進歩法」の大幅な改正が行われた(2007年12月29日)。同法は、2008年7月1日から施行されており、主な改正内容は、知的財産権の保護、税制優遇措置や研究者の処遇等、多岐にわたる全面改正とも評価されており<sup>278</sup>、研究不正の禁止と処罰を包括的に定めた(後述)。

中国において、科学技術・イノベーションを所管する主な官庁は中国教育部(Ministry of Education of the PRC, 以下 MOE)と中国科学技術部(Ministry of Science and Technology of the PRC, 以下 MOST)である。1949年に創立されたMOEは高等教育機関における自然科学、哲学、社会科学研究を計画、指導する。また、高等教育機関の国家イノベーションシステム建設への参加や各国家重大研究プロジェクトの実施を調整、指導し、高等教育機関における科学技術・イノベーションプラットフォームの発展、建設を指導する役割を果たしている<sup>279</sup>。1998年に国務院組織改革で創立された中国科学技術部(MOST)の役割は、国家の科学技術・イノベーション政策を決定、促進、監督する機関である。国家の科学研究システム構築を進展させること、科学研究機関の改革を指導すること、統一の国家科学技術管理プラットフォームと科学研究費プロジェクトの資金調整、評価、監督体制を構築すること、学術誠実性建設に対して統括的な計画を立てること、国家自然科学基金委員会(National Natural Science Foundation of China, 以下 NSFC)を管理すること等である。

国レベルの主な研究機関として挙げられるのは、中国科学院(Chinese Academy of Sciences, 以下 CAS)<sup>280</sup>、中国社会科学院(Chinese Academy of Social Sciences, 以下 CASS)<sup>281</sup>、中国工程院(Chinese Academy of Engineering, 以下 CAE)である。これらの機関は、自然科学、哲学・社会科学、工学等それぞれの分野の最高学術機関、諮問機関、総合的研究センターとして位置付けられている。

国内最大の資金配分機関は、国家自然科学基金委員会(Natural Science Foundation of China, 以下 NSFC)と全国哲学社会科学工作弁公室(National Office for Philosophy and Social Sciences, 以下 NOPSS)である。その他に、それぞれの政府機関も研究予算を配分している(表3-1を参照)。

<sup>278</sup> 科学技術振興機構, 中国科学技術の今を伝える Science Portal China, 「[08-001]中国科学技術進歩法の改正の概要について」, <http://spc.jst.go.jp/experiences/beijing/b080111.html>

<sup>279</sup> 中華人民共和国国務院, 「関与印発教育部主要職責内設機構和人員編制規定的通知・2008年57号」, 2008年, [http://www.moe.edu.cn/jyb\\_zzjg/moe\\_188/201001/t20100114\\_46388.html](http://www.moe.edu.cn/jyb_zzjg/moe_188/201001/t20100114_46388.html)

<sup>280</sup> 現在、12の「分院」(各地に設置された付属施設)、100以上の研究機関、三つの大学100多家科研院所、3所大学(中国科学院大学、中国科学技術大学、上海科技大学)、130以上の国家重点実験室と工学センター、270以上のフィールド観測所を有する。常勤のスタッフは約7.1万人、在学大学院生は約6.4万人である。中国科学院, [http://www.cas.cn/zz/yk/201410/t20141016\\_4225142.shtml](http://www.cas.cn/zz/yk/201410/t20141016_4225142.shtml)

<sup>281</sup> 現在、31の研究所と45の研究センターを有する。中国社会科学院 [概要], 2013年, <http://cass.csn.cn/gaikuang/>

機関名	研究助成事業名
国家自然科学基金委員会 (NSFC)	国家自然科学基金プロジェクト
中国科学技術部 (MOST)	科技計画プロジェクト
全国哲学社会科学工作弁公室 (NOPSS)	国家社科基金プロジェクト
中国教育部 (MOE)	全国教育科学規畫プロジェクト
他の中央省庁	各種の委託研究プロジェクト
各省(自治区、直轄市)の自然科学基金委員会、科学技術庁、 哲学社会科学規畫弁公室	省(自治区、直轄市)の自然科学基金プロジェクト、科技計画プロジェクト、 哲学社会科学規畫プロジェクト

表 3-1 主な研究開発を促進する政府機関と助成事業(文献等に基づき筆者作成)

### 研究公正システムの成り立ちと重要な役割を担う機関

“Research Integrity”は日本語で「研究公正」と表現されるが、中国語では「科研誠信」または、「學術誠信」と表され、研究者が科学研究活動を遂行する中で、真理・真実の追求、革新の擁護、開放と協力という科学精神を大いに発揚し、関連の法律法規を遵守し、科学技術に関する倫理を守り、科学コミュニティで合意された行動規範に従うことを指す<sup>282</sup>。

1990年代、研究公正問題が社会の注目を集めた。その背景には、当時、研究者による不正行為が相次いで報告されたことがある。楊玉聖は当時不正行為の主な特徴を以下のようにまとめた。その中でも剽窃問題は最も深刻である<sup>283</sup>。

- ① 他人の成果を尊重する意識の欠如
- ② 健全な学術評価システムの欠如
- ③ 学術情報の蓄積と問題意識の欠如
- ④ 自説に固執し、国際的な学術基準に一致しないこと
- ⑤ 低水準の重複発表と学術バブル
- ⑥ 学術道徳の墮落

1990年代後半から、複数の研究者組織が自発的に科学研究活動における不正行為への対応策を始めた。1996年、最大の科学技術学術団体である中国科学技術協会(The China Association for Science and Technology, 以下 CAST)は、研究公正の専門委員会、「科学技術工作者道徳与權益専門委員会」を設置し、研究における不正行為に対する調査の実施や、研究者の行動規範の作成に尽力し

<sup>282</sup> 科学技術部等(2009)「関与加強我国科研誠信建設的意見」：中国の法令の種類を定める「立法法」(2000年7月)は、国务院の各省、委員会、中国人民銀行、審計署、または行政管理の権限を持つ付属機関は、法律または国务院の行政法規、決定、命令に基づき、本部門の権限範囲以内で、規則(原語：規章)を制定する権限を有するが、「意見」とは、これらの法令には含まれないものの、行政官庁の公的見解を示すものであり、一定の規範性を有する。特に、本論で紹介している「2016意見」は、各省庁が策定したのに対し、「2018意見」は中共中央弁公庁(党の組織)と国务院弁公庁(行政組織)が公表したもので、前者より権威が高い。

<sup>283</sup> 楊玉聖(1998)「學術打假与学風建設」、『河北经贸大学学报』第4号、1-9頁

できた<sup>284</sup>。その後関連する委員会として、中国科学院の「学部科学道徳建設委員会<sup>285</sup>」(1997年)、中国工程院の「科学道徳建設委員会<sup>286</sup>」(1997年)、そして、国家自然科学基金委員会(NSFC)の「監督委員会(The Supervisory Committee of the National Natural Science Foundation of China)」(1998年)が相次いで設置された。しかし、当時の行動規範作成、不正行為調査、告発対応などの体制整備は、一部の人々(院士、国家自然科学基金の申請者など)を対象にしていた。

21世紀に入っても、研究活動に関わる不正行為が次々と発覚し、「漢芯事件」<sup>287</sup>等一部の事件が国内だけでなく、国際的にも話題となった。政府は問題の深刻さを痛感し、不正行為防止対策に関する取組を強めてきた。2006年11月、中国科学技術部(MOST)は、『国家科学技術計画実施中における不正行為の処理方法』(試行)(原語：『国家科技計劃實施中科研不端行為處理弁法』)を公布した。これは政府として初めて作られた条例である。また、2007年にはMOSTに「研究公正建設オフィス」(原語：「科研誠信建設弁公室」)<sup>288</sup>が設置された。同年、中国科学院(CAS)は『科学研究行為の規範建設を強化する意見』(原語：『関与加強科研行為規範建設的意見』)を公布した。また、同年1993年に制定された『科学技術進歩法』が修正され、国家による学問的誠実問題への対応が本格的に始まった。

政府は多機関連携による体制作りを力を入れ、2007年にはMOSTがMOE、中国科学院(CAS)、中国工程院(CAE)、国家自然科学基金会(NSFC)、中国科学技術協会(CAST)と連携し、「科研誠信建設聯席會議」(以下、聯席會議(れんせきかいぎ))を創設した。「聯席會議」の議長には科学技術部部長が就任し、メンバーは各省庁の責任者である<sup>289</sup>。「聯席會議」の主な役割は、全国の科学技術界の学問的誠実性の保証の指導、重大政策の策定と実行、研究不正事件処分の通報等である<sup>290</sup>。各省庁、地方教育行政組織も、それぞれの組織建設や政策策定に取り込んできた。このような組織、規程の整備により、中国の学術不正行為への対応体制が形成されつつある。

しかし、現状は決して楽観視できない。科学技術の発展に伴い、論文発表、科研費獲得などの競争が激しくなっており、研究評価の指標は依然として論文や科学研究費の数等に偏っている。競争環境に置かれ、目先の成功や利益を得ようとする研究者の心理状態によって、研究不正事件が近年多発している<sup>291</sup>。2017年4月には、学術出版大手のシュプリンガー・ネイチャーが107件もの中国の論文掲載を取り消し、国際的な話題となった。

このような事態に至り、中国政府は従来の体制を再検討し、新たな対策に乗り出した。2018年、中共中

<sup>284</sup> 韓啓徳中国科協主席韓啓徳答記者問, 2006年

[http://www.cast.org.cn/n35081/n35473/n35518/10017286\\_5.html](http://www.cast.org.cn/n35081/n35473/n35518/10017286_5.html); 中国科学技術協会「科学技術工作者道徳与權益専門委員会」, 2011年

<http://zt.cast.org.cn/n435777/n435799/n13518146/n13518511/13522275.html>

<sup>285</sup> 中国科学院には、6つの学部がある(数学物理学部、化学部、生命科学及び医学学部、地学部、情報技術科学部、技術科学部)

<sup>286</sup> 当該委員会は、国家の重大機密科研成果、科学院の重大科研成果の不正行為の告発を受理する。また、科学院の局級以上の幹部と本部の職員の不正行為の告発を受理する、付属機関の職員の不正行為の告発はそれぞれの付属機関に置く「科研道徳委員会」が受理するが、その結果は間違っているまた不当と判断する場合、付属機関に再調査を要求したり、結果見直すまたは取り消す権利を持つ。

<sup>287</sup> 漢芯事件(Hanxin events)：中国は1986年3月に「国家高技術研究發展計画」(863計画)を発表し、独自技術の研究開発を行い、その1つとして国産CPUやデジタル信号処理装置(Digital Signal Processor : DSP)の開発を行っていた。2003年2月、当時上海交通大学微电子学院院长の陳進教授が「漢芯一号」を発明したと発表した。それは既存モデルの流用であり、数十の科研プロジェクトを申請し、一億元以上の研究費を詐取したことが2006年5月に明らかになった。

<sup>288</sup> 当該オフィスは、研究不正の告発を受け入れ、関連調査を行う。科学技術部政策法規と体制改革司の下にある。

<sup>289</sup> 2009年、財政部、人力資源と社会保障部、衛生部、解放軍総装備部が加盟し、

2011年、新闻出版总署と中国社会科学院も加盟した。現在、「聯席會議」のメンバー数は16になった。

<sup>290</sup> 科学技術部「科技部建立查处科技計劃實施中科研不端行為的機構和機制」, 2007年

[http://www.most.gov.cn/kycxjs/kycxgzjz/200703/t20070321\\_42253.htm](http://www.most.gov.cn/kycxjs/kycxgzjz/200703/t20070321_42253.htm)

<sup>291</sup> 楊為平(中国科学院「監督与審計局」局長、「科学研究道徳委員会」主任)「開啓科研誠信建設新格局」、『學習時報』, 2018年12月3日

中央弁公庁、國務院弁公庁は『研究公正体制を更に強化する若干意見』(原語：『関与進一步加強科研誠信建設的若干意見』(以下、『2018 意見』)を發表し、新たな研究公正システムの構築を試みた。

### 研究公正の機能ごとの取組内容

以下、研究公正の国レベルでの機能ごとに、機能を担う機関およびその取組内容について記載する。

#### 視点1 研究公正に関する基本政策や、法令・ガイドライン

##### ● 『中華人民共和国科学技術進歩法』<sup>292</sup>

研究公正に関する法令として、『憲法』、『民法通則』、『著作権法』、『知識産権法』、『特許法』等が挙げられる。研究公正に最も関連する法令の一つが『科学技術進歩法』である。当該法令は科学技術領域の基本法の性質を持つ<sup>293</sup>。1993年公布した際、法令は合計10章62条であったが、2007年に修正された際に、法令は8章75条まで増えた。研究公正に関する内容も追加された(主に第55条、第70条)。

第55条は「科学技術者は、科学の精神を高揚させ、学術規範と職業道徳を遵守し、誠実性を保ち、信用を守る。また、科学技術活動において虚偽や詐欺を行ってはならず、迷信活動の支持や参加は行ってはならない」と定め、第70条は「本法の規定に違反し、第三者の科学技術成果を剽窃または盗用、あるいは科学技術活動における虚偽、詐欺を行った場合、科学技術者が所属する機関、または当該機関の主管機関が是正を命じる。同時に、直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。科学技術の進歩に用いる財政資金、または違法所得を取得した場合、関連の主管部門は当該財政資金と違法所得を押収する。状況が深刻である場合、所属機関または所属機関の主管機関がその違法行為を公表し、一定期間内において国家科学技術基金プロジェクトと国家科学技術計画プロジェクトを申請することを禁止する」<sup>294</sup>と定めている。

##### ● 『我が国の研究公正体制を強化する意見』(原語：『関与加強我国科研誠信建設的意見』<sup>295</sup>)

2009年、「聯席會議」は、『我が国の研究公正体制を強化する意見』を發表し、研究公正の保証体制作りの重要性、基本原則、宣伝教育、監督懲戒等について提言し、研究公正システムの基本的な枠組みを提示した。研究公正システム構築の基本原則は、主に以下の通りである。

- ① 教育、啓発に努めること
- ② 制度を整備すること
- ③ 監督と規制を同等に重視すること
- ④ 懲罰と予防を結びつけること
- ⑤ 原則と細部をともに統治すること
- ⑥ 政府は統一的に計画を立て、管理すること

<sup>292</sup>1993年7月2日に第八回全国人民代表大会で採択し、2007年12月29日に第十回全国人民代表大会により修正した。

<sup>293</sup>龐偉華(1994)「一部具有基本法性質的科技大法」『中国人大』第6期、36-38頁

<sup>294</sup>独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) [中華人民共和国科学技術進歩法(第55条、第70条)], 2007年, [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20071229.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20071229.pdf)

<sup>295</sup>科学技術部、教育部、財政部、人力資源和社会保障部、衛生部、解放軍総装備部、中国科学院、中国工程院、国家自然科学基金会、中国科学技術協会、2009年8月26日

- ⑦ 研究機関、大学、企業は、教育、監督と懲戒の主要責任を持つこと
- ⑧ 学術協会は規範の作成と行動の制約に積極的な役割を果たすこと
- ⑨ 研究者は厳格に自律し、互いに奨励しあうこと

研究公正システム構築に関しては、主に以下のように提言した。

- ① 研究公正の法制策定と行動規範の作成を促進する。
- ② 研究プロジェクトの管理運営体制を改善する、研究成果の評価と奨励体制を再検討する、研究の信頼性を管理する体制<sup>296</sup>を構築、改善する。
- ③ 研究公正に関する教育活動を強化する。例えば、研究公正教育は専科教育、本科教育、大学院教育の必修内容、研究者の在職研修の重要内容として位置付ける。また、さまざまな研究公正教育活動を展開する。
- ④ 研究不正に対する監督、懲戒体制を改善する。例えば、学術における不正行動に対する調査、処理体制を構築する。不正行動を防ぐための監督体制を改善する。不正行動が事実であることが判明した場合、責任者が処罰(原語：行政処罰)あるいは警告、職務解除等の規律処分を受ける。その処分結果は、適切な範囲内で公開する。必要がある場合、法律に基づき、責任者の民事責任や刑事責任を追究する。
- ⑤ リーダーシップを強化し、良い環境を作る。例えば、「联席会議」等の方式で各政府部門間による連携体制を改善する。国際組織、他国との連携、国際基準作成への参加を通じて、国際共同研究における不正行動を抑制する。

● 『研究公正体制を更に強化する若干意見(以下、2018 意見)』(原語：『関与進一步加強科研誠信建設的若干意見』<sup>297</sup>)

近年、研究不正事件が次々と発覚したことを背景に、『2018 意見』が公表された。政府関係者は『2018 意見』を高く評価した。『2018 意見』の公布により、研究公正システムの新たな枠組みが構築された。また、今後の研究公正システム建設における、制度の根幹でもある<sup>298</sup>。以下、『2018 意見』に挙げられている新たな対応措置を紹介する。

- ① 責任体制を明確にする。従来、研究不正事件が発見された場合、責任主体不明のため、責任を逃れようとする傾向があった。『2018 意見』は表に立って取りまとめる機関を明確にした。前述のように、自然科学領域の研究公正を所管する官庁は中国科学技術部(MOST)であり、哲学社会科学領域の研究公正を所管する官庁は中国社会科学院(CASS)である。同時に、研究に従事する研究、教育機関、企業等の法人が第一責任者であることを明確にした。研究不正を告発された場合、第一責任者は直ちに不正ではないことを証明する義務を持つ。
- ② 科学研究費のプロセス管理を強化する。案内の公布、申請の審査、中間管理、最終報告書のチェック、研究評価等それぞれのプロセスの中で、研究公正の必要要件を具体化する。
- ③ 不正事件調査、情報収集、評価等の制度化を更に促進する。例えば、国内外の学術雑誌の早期警戒制度を建立する。学術の質を無視する学術雑誌、管理混乱を生じる学術雑誌、利益をむさぼり求める

<sup>296</sup> 国家の科研プロジェクトを申請する機関、個人を対象とし、科学技術信用データベースを設立する。科研プロジェクトを申請、実施、評価するとき、承諾書を書く。研究者の信用状況は採用、昇進等の際に活用される。

<sup>297</sup> 中共中央弁公庁、国务院弁公庁、2018年5月30日

<sup>298</sup> 科学技術部「監督与誠信建設司・科研誠信建設処」趙為処長は「第二回研究公正と学術規範シンポジウム」での発言。

<http://www.xyhn.gov.cn/ar/20181224000016.htm>

学術雑誌はすべてブラックリストに入れる。

- ④ 研究公正教育の重要性をさらに強調する。日常の広報・教育以外、入学、入職、昇進、科学研究費への参加等の重要時点で、研究公正に関する教育活動をしっかり実施する。
- ⑤ 深刻な研究不正行為に対し、厳しく処分する(後述)。
- ⑥ 研究公正システムと社会公正システムとを接続する。中国科学技術部と中国社会科学院が連携して、「自然科学、哲学・社会科学研究公正情報システム」(原語：「自然科学、哲学社会科学科研誠信系統」)を開発・改善し、研究者、関係機関や組織の研究公正の状況を記録する。記録するのは主に科学研究費プロジェクトの参加者、科学研究費の審査に関わる専門家、“科学研究費を管理する職能団体”<sup>299</sup>、科学研究費プロジェクトの担当機関、仲介機構である。また、その情報の共有、利用を強化し、徐々に国の研究公正情報システムと全国信用情報システム(原語：全国信用信息共享平台)、地方の研究公正情報システムと接続し、段階的、分権的に情報共有を実現し、機関を越え、地域を超えて不正行為を懲戒することを支援する。

## 視点2 不正調査・認定の実施

### ● 研究不正、疑わしい研究行為、責任ある研究活動の定義

研究不正は中国語で言えば「学術不端行為」(Academic Misconduct)であり、学術活動における不正行為のことを意味する。狭義には、論文・データの「ねつ造・盗用・改ざん(以下 FFP)」を不正行為として捉えることが国際的な通例である。各省庁、機関の文書によると、広義の「学術不端行為」とは、上述の FFP も含む、科学研究や学術活動を展開する際に、科学共同体(Academic Community)公認の科学研究行為の準則あるいは科学倫理を違反する行為である<sup>300</sup>。

中国教育部(MOE)は、高等教育機関における研究不正について、「高等教育機関およびその教員、研究者、職員、学生が研究活動と関連活動に従事する際に、公認の学術準則、研究公正に違反する行為」と定義した<sup>301</sup>。

また、方玉東、陳越は多くの機関が下記の 8 種類の不正行為に強い関心を持っていることから、これらの不正行為が相当深刻化していると指摘した。

- ① 二重投稿と重複発表(Repetitive Publication)
- ② 研究成果の意図的誇張によって、不正利益の獲得
- ③ 他の研究者のアイデア研究計画の盗用
- ④ 直接、間接または潜在的な利益に相反し、虚偽の学術評価の実施
- ⑤ 研究経歴や研究業績の偽造や、重要な情報の隠蔽
- ⑥ 不適切なオーサーシップ(Gift Authorship)
- ⑦ 文献やデータのねつ造(Fabrication)あるいは改ざん(Falsification)

<sup>299</sup>原語は「項目管理專業機構」である。国家の重大プロジェクト(原語：国家重点研發計劃)を管理する第三者の職能団体。現在、国家の許可を得て従来の政府付属機関から職能団体に転換しているのは「中国農村技術開發中心」、「中国 21 世紀議程管理中心」、「中国生物技術發展中心」、「科学技術部高技術研究發展中心」、「農業農村部科技發展中心」、「国家衛生計生委医藥衛生科技發展研究中心」、「工業和信息化部産業發展促進中心」の七つの機関である。以下の HP を参照：https://www.sciping.com/21385.html

<sup>300</sup>中国科学院「我国科学道德与学风問題基本分析和建議」, 2004 年；国家自然科学基金委員會「对科学基金資助工作中不端行為的处理方法(試行)」, 2005 年；科学技術部「国家科技計畫實施中科研不端行為处理办法(試行)」, 2006 年；中国科学技術協会、「科技工作者科学道德規範(試行)」, 2007 年

<sup>301</sup> 教育部(2016)『高等学校予防与处理学術不端行為办法』



⑧ 他人の研究成果の剽窃盗用(Plagiarism)<sup>302</sup>

すべての学術活動における不正行為の一覧表を作るのはきわめて難しい。そして、不正行為の周辺には、さらに、様々な「疑わしい研究行為」(Questionable Research Practice, 以下 QRP)も存在する。例えば、①研究計画や実施中における非意図的なミスや不足、②評価方法や結果に対する解釈、判断のミス、③研究水準と能力不足によるミス、④科学研究活動と関係ないミスが挙げられる<sup>303</sup>。これらの QRP は、厳密に不正な行為と言えないものの、その弊害を看過することはできない。そのため、近年、不正行為ではなく、責任がある研究行為(Responsible Conduct of Research, 以下 RCR)の重要性が主張された。

2007 年、中国科学院(CAS)は信義誠実、信任と質疑、相互尊重、公開性という 4 つの科学の道德準則を提唱した。研究活動に関する倫理の根幹について、以下の基本準則を提出した。

- ・ **道德準則**：中華人民共和国公民の道德準則を遵守する。
- ・ **誠実原則**：事実に基づいて真実を求める。他人の研究成果を尊重する。収集、発表したデータの有効性と正確性について責任を負う。
- ・ **公開原則**：国家の秘密と知的財産権を保護することを前提し、科学研究のプロセスと結果に関する情報を公開する。事実に基づいて研究成果を国民に紹介する。
- ・ **正義原則**：競争相手、協力者の貢献を適切に承認し、評価する。研究成果における間違いとミスに対し、適切な方式で承認し、不道德・不法な手段を使って、競争相手の科学研究活動を妨げてはいけない。
- ・ **知的財産権の尊重**：研究成果を発表する際に、創造的な貢献を果たし、関係部分の責任を持つ人もオーナーシップを持つ。研究に関わる助手、または支持やサポートをしてくれた人員と機関に対し、出版物を通じて、感謝の旨を伝えるべきである。
- ・ **声明と回避原則**：研究活動における利益相反が発生する際に、すべての関係者が声明を発表し、必要の場合には回避すべきである<sup>304</sup>。

● **不正調査・認定の仕組み**

『2018 意見』によれば、自然科学領域の研究公正事項を所管するのは中国科学技術部(MOST)であり、哲学・社会科学領域の研究公正を所管するのは中国社会科学院(CASS)である。前者はすでに研究公正の担当部署「科研誠信建設処」を設置している。後者の場合、公式のホームページを見る限りでは、現時点は研究公正を専門に担当する組織は存在していない。しかし、各省庁、研究機関、学術団体には、様々な研究不正に対応する組織がある。以下、大学を例として、2016 年に中国教育部(MOE)が公布した「高等教育機関における学術研究不正行為の予防と処理の方法」(原語：「高等学校予防与处理学術不端行為弁法」)に基づき、高等教育機関における不正調査・認定の仕組みを紹介する。

基本的には、当事者所属の大学が不正行為を調査することになっている。大学のトップは研究不正行為調査の第一責任者である<sup>305</sup>。

<sup>302</sup> 方玉東 陳越(2011)「科研不端行為：概念、類型与类型与治理(上)」、『中国高校科技』、第 8 号、15-17 頁

<sup>303</sup> 中国科学院(2007)『科学理念の宣言』(原語：『科学理念的宣言』)

<sup>304</sup> 中国科学院『科学研究行為の規範建設を強化する意見』、2007 年

<sup>305</sup> 中共教育部党組「関与強化学風建設責任実行通報問責機制的通知」、2016 年

### ● **告発受理**

通常、実名で告発すべきである。しかも、受理するため、以下の条件に合うべきである。

- ① 明確な告発対象者がいること
- ② 研究不正行為を実施した事実があること
- ③ 客観的な証拠を持っているか調査の手がかりがあること

明確な事実または手がかり、十分な証拠がある場合、匿名で告発することも認められる。なお、マスコミが報道した研究不正事件、他の学術機関または社会団体が披露する研究不正事件に対し、関係の高等教育機関は主体的に調査、処理すべきである。受理しない場合、書面による説明が必要である。

### ● **予備審査**

告発を受付けたら、大学の学術委員会あるいは学風委員会が、告発内容の合理性、調査の可能性等について、本調査が必要か否かを判断する。本調査をしない場合、告発者に知らせる。告発者はもし新たな証拠があれば異議申立てできる。本調査が必要とされるか、もしくは異議が成立する場合、本調査段階に入る。

### ● **本調査**

大学の学術委員会あるいは学風委員会が 調査グループ(最低 3 人の専門家)を設置し、調査を行う。必要な場合、大学の紀律検査委員会(共産党組織)、監察委員会(政府組織)のスタッフを調査グループに入れるべきである。調査グループは、文献調査、現場の調査、実験検証、証人尋問、告発者と被告発者への聞き取り調査を通じて、調査を行う。必要な場合、利害関係のない専門家が第三者専門機関に依頼して独立調査、検証を行う。被告発者の意見を真剣に聞くべきであり、必要であれば、聴聞会を開く。調査中、知的所有権等の争議によって法律上の紛争が生じ、調査結果に影響を与える場合、調査を中止し、紛争解決後調査を再び行う。

### ● **認定**

調査グループは事実に基づき、調査報告書を作成する。内容は、研究不正対応責任者の明確化、調査のプロセス、事実認定とその理由、調査の結論等を含む。大学学術委員会はその報告書を審査し、必要な場合、調査グループの意見を聞く。それによって、不正行為があったかどうかを認定する。不正行為と認定された場合、認定された者等に対して、直接処分の意見を発表する、または大学に処分の意見を提言する。

### ● **次の各号のいずれかに該当するものは研究不正行為とする。**

- ① 他人の研究成果の剽窃
- ② 他人の研究成果の改ざん
- ③ 科学研究費データ、資料、文献、注釈の偽造、もしくは事実のねつ造、偽りの研究成果のねつ造
- ④ 研究に参加せず、研究成果と学術論文に署名すること；許可を得ず、他人の署名を使用すること；共同署名をねつ造すること；共同研究にもかかわらず、共同研究者の貢献を明記しないこと
- ⑤ 科学研究費、研究成果、奨励、昇進、学位等を申請する時に、偽りの学術情報を提供すること
- ⑥ 論文を商売すること、論文代筆ビジネスに依頼すること、論文の代筆に従事こと
- ⑦ その他の高等教育機関、学術組織、関係の科学研究管理機関規則に規定された研究不正行為

● **次の各号のいずれかに該当するものは、深刻な研究不正行為とする。**

- ① 極めて悪い影響を生じる不正行為
- ② 利益伝達または利益交換
- ③ 告発者に攻撃をかけて報復すること
- ④ 組織的な研究不正行為
- ⑤ 何度も研究不正行為を実施すること
- ⑥ その他の深刻な結果や影響を生じる行為

### 視点3 不服申立て

調査結果は当事者に公開し、異議がある場合、処分の結果を受けた30日以内、大学に「異議申立て」を行う。大学側は15日以内に受理するかどうかを決定する。また、その結果に不満する場合、大学を所管する上級機関に「異議申立て」を行う。

### 視点4 権利制限などのペナルティを含む措置

政府は『2018 意見』を通じて、研究不正行為に厳しく対応し、研究不正行為は絶対容認しないと指示した。『2018 意見』によれば、学術論文の商売、代筆、代理投稿、研究データのねつ造、改ざんに従事する第三者機関に対し、政府の市場監督機構や公安等の部門が主体的に調査を行い、厳格に処罰すべきである。また、深刻な研究不正行為に対し、時効のない追及制度を構築する。また、研究不正行為に関する刑事規制理論の研究を展開し、研究不正行為が生じた場合、国立、公立の学校、病院、研究機関で教育、研究の従事を禁止するなどの刑事処罰措置も検討している。他には、不正行為を信用データベースに掲載する、観察リストを作成するといった措置もある。また、科研費をだまし取り、横領するなどの犯罪行為は、監察機関、司法機関によって処理される。上述の「自然科学、哲学・社会科学公正情報システム」を活用、共用する。掲載された記録は、学籍管理、学歴と学位授与、科学研究費プロジェクト申請、昇進の評定、招聘、表彰、院士の選抜、人材基地の申請等と連結する。悪質な信用失墜行為を行った人間は、上述のデータベースに載り、行政許可、公的調達、先進的人物や機関の選考、金融支援、資質ランク評価、納税信用評価等の面で制限をうける。いわゆる「一か所信用を失うと、どこでも制限される」(原語：一処失信、处处受限)対応である。ただし、『2018 意見』があくまで方針であることで、その内容を確実的に実行するまで時間がかかると思われる。

高等教育機関の場合、中国教育部(MOE)の省令によれば、教員、研究者等が不正認定とされた後の制裁は、主に以下の通りである。

- ① 通報批評<sup>306</sup>
- ② 科学研究費プロジェクトの中止と一定の期間内で科学研究費申請資格の停止
- ③ 学術的な受賞の取消し
- ④ 解雇または任期解除
- ⑤ 法律法規に基づいた他の処理措置

<sup>306</sup> 主に研究機関内部による制裁措置を表す概念であり、「研究者に通報批評を実施する」とは、研究機関が研究者の名前・所属・不正行為などを研究機関内で公表するとともに、研究者に対して適切な教育を受けることを求めることを指す。

学生の不正行為の場合、学籍処分、学位授与の見合わせ、学位の取消などが処分とされる。法律に違反する場合、その責任も追究する<sup>307</sup>。

### 中国の研究公正における課題

今まで、上述のように、政府、各機関が様々な対策を出してきている。しかし、研究不正事件は依然として減っていない。楊衛(2012)は、学術誠実問題を生じた根本的な原因を以下の4点にまとめた。

1. 学術研究は名利的誘惑に駆られる職業になってしまったこと
2. 社会が研究者の研究業績に対する期待とプレッシャーが大きくなり、不正競争、同僚からの圧力、量的評価偏重の評価システムなどの現象が現れたこと
3. 職業道徳と学問的誠実教育が不足であること
4. 不正行為への認定、ペナルティ措置が不十分であること

最後に今後の主な課題をあげておく。学問的誠実問題の改善は依然として「任重くして道遠し」といえよう。

#### ■ 法令整備を促進する

今まで、学術不正行為に対し、主に「通知」、「意見」、「規範」などの政策文書が示されてきた。しかし、これらは法令ではなく、現実にはその適用範囲には限界が存在する。学者の学問的誠実性を維持するための基礎は自律であるが、科学研究活動の複雑化、競争の白熱化により、自律だけではなく、他律的な制度づくり、特に厳しい内容をもつ法令の整備と合わせて、学術不正行為に対応していくべきだろう。法整備不十分の場合、政府の決定事項に対し、人々が抜け道を考え出してしまう(いわゆる「上有政策、下有対策」)。

#### ■ 既存政策を確実に実行させる

今まで、不正行為に対し、政府はゼロ容認という強硬姿勢に打って出てきた。しかしながら、近年相次いで起こっている学術不正事件を見ると、政策を確実に実行させたかどうか疑問がある。中国には、「刑・罰としての板子を高くあげたが、結局軽く打ってしまった」という有名な言葉がある。その言葉はある程度現在の学術不正行為に対する関係者の態度を反映している<sup>308</sup>。今後、政策実行時の監督を強化し、着実に十分なペナルティ措置を取るべきだろう。

#### ■ 横断的、独自性を持つ公的機関の設立が望ましい

現在、非正式な組織としての「联席会議」を中心とする連携体制が構築されている。各構成員も積極的に不正行為に対応してきたが、各機関による定義、不正行為の認定基準、処分規則などにおいて異なる点が多い。また、不正疑惑に対しては雇用者である研究機関が調査することが原則ではあるが、「家の恥は外で言いふらすな」(原語：家丑不可外扬)という中国の伝統観念にもあるように、不正事件が告発された場合、所属機関が真剣かつ公正的対応ができるとは限らない。特に、告発された教員または研究者が当該大学の行政トップあるいは有名教授であれば、どのように調査の公平性を担保するのが課題である。現在のように大学の行政機関が最終判断をするのではなく、外部の横断的、独自性を持つ公的機関により判断されるべきである。

<sup>307</sup> 教育部「着実に高等教育機関の学風建設を強化、促進する意見」(原語：「教育部関与切実加強和改进高等学校学風建設的实施意見」), 2011年

<sup>308</sup> 李苑「板子高、打得軽、学術抄襲几時休?」、『光明日報』、1月25日、4版、2014年

### ■ 不正行為防止のための教育・啓発活動を普及させる

今まで、政府、各機関、大学など、様々な主体が科学倫理教材の出版や、説明会を開催し<sup>309</sup>、一部の大学では研究倫理に関する授業の実施<sup>310</sup>、専用ホームページ<sup>311</sup>の開設などに力を入れた。しかし、これらの教育・啓発活動は制度化されていないため、実施大学が少なく、政府の最新方針、研究不正に関する知識を全く知らない教員、学生も少なくない。

創設年	名称	適用対象	主な活動	主な規定、出版物
1996	中国科学技術協会(CAST)・「科学技術工作者道徳与權益専門委員会」	会員と他の科学技術工作者	学術誠実問題の研究、宣伝、提案、学会活動の監督、学会道徳規範作成の促進など	『科技期刊道徳公約』(1999) 『科技工作者科学道徳規範：試行』(2007)『科学道徳規範』(2009)
1997	中国科学院(CAS)・「学部科学道徳建設委員会」	中国科学院院士	行動規範作成、不正行為告発受理、調査協力、処分提案、関連研究の推進など	『中国科学院院士科学道徳自律准則』(2001)『中国科学院院士違背科学道徳行為処理方法』(2004)『関与院士兼職問題的意見』(2006)
1997	中国工程院(CASS)・「科学道徳建設委員会」	中国工程院院士	行動規範作成、不正行為受理、調査、処理、事例研究など	『中国工程院院士科学道徳行為准則』(1998)『中国工程院院士科学道徳行為准則若干自律規定』(2001)『中国工程院関与涉及院士科学道徳問題投訴件的處理規定』(2002)
1998	国家自然科学基金委员会(NSFC)・「監督委員会」	国家自然科学基金の関係者	規則作成、提訴や告発の受理、協力調査、処理、基金申請プロセス監督、学術的誠実教育など	『对科学基金資助工作中不端行為的處理方法(試行)』(2005)『国家自然科学基金条例』(2007)
2007	中国科学技術部(MOST)・「科研誠信建設辦公室(専任スタッフ)」	科学技術研究の従事者	不正行為告発の受理、調査協力、処分公表、研究提案、研究公正事業の促進	「国家科技計画実施中科研不端行為處理弁法(試行)」(2006)
2007	「科研誠信建設聯席會議」	国家レベルの学術誠実問題の指導	国家全体の政策作成と指導	「関与加強我国科研誠信建設的意見」(2009)
2007	中国科学院(CAS)・「科研道徳委員会」(事務室は監察審計局に置く)	中国科学院本部および付属機関の構成員(院士以外の者)	政策作成、監督(告発の受理、処分、公表、付属機関の道徳委員会の仕事の指導、調査)	『関与加強科研行為規範建設意見』(2007)『科学理念的宣言』(2007)
2009	中国教育部(MOE)・「学風建設協調小組」	高等教育機関の構成員	政策作成、宣伝、不正行為告発の受理、調査、処理など	『関与加強学術道徳建設的若干意見』(2002)『関与嚴肅處理高等学校学術不端行為的通知』(2009)『教育部関与切実加強和改进高等学校学風建設的實施意見』(2011)
2010	中国中医科学院(CACMS <sup>312</sup> )・「科学研究道徳委員会」,「医学倫理委員会」	中国中医科学院構成員	規範作成、知的所要権の保護、医学領域における倫理問題の基礎研究の促進	不明

表 3-2. 主な学問的誠実問題に関わる機関とその活動概要(各機関の HP より筆者作成)

<sup>309</sup> 例えば、毎年、大学院生を対象とし、教育部が中国科学技術協会等の関係機関と連携し、「科学道徳と学風建設」説明会を全国各地で開催している。

<sup>310</sup> 例えば、清華大学は学部生、大学院生を対象とする「科研誠信」授業を実施している。また、「研究倫理」は復旦大学院生の必修科目です(方玉東 常宏建 陳越、2012)

<sup>311</sup> 代表的に挙げられるのは「四川大学学術誠実及び科学探求ネット」(<http://xscx.scu.edu.cn/sy.htm>)である。科学先端情報、学術規範ガイドライン、学術不正事例、オンラインテストなどのコラムを設定し、学生に発信している。

<sup>312</sup> 英語で China Academy of China Medical Sciences の略

## 第4章 研究費の返還に関する諸外国の状況

本稿では、研究不正事案に対する措置の一つとして、配分された資金の返還を求めている機関の取組について記載する。

国民の税金ともいえる公的資金を用いた研究開発においては、研究費の適正な執行を図る上では、資金配分機関などから、不正行為をした研究者あるいは研究機関に対し、使用された研究費の返還措置を科す措置を行うことも考えられる。

我が国においても、文部科学省が配分または措置する競争的資金に関しては、研究の実施状況等を踏まえ、不正行為と関係のある経費を算定して返還を求めているが、その返還を求める対象や返還額、返還費目等のさらなる検討にむけては、諸外国の動向や相場観は参考になるのではないかと考えられる。

そこで本調査においては、諸外国においてどの程度「研究費の返還」が措置として設けられているのか、運用実態の把握を目的とした調査を行った。

調査にあたっては、本調査事業で実施した調査票調査において、「不正事案に対する措置として研究費の返還措置を科している」との回答が得られた機関 10 機関を主たる調査対象とし、その具体的な取組内容を把握した。

把握にあたっては、1 機関については本調査事業で実施したインタビュー調査の対象機関であったため、インタビューの際に、併せて研究費の返還措置についても質問を行った。残る 9 機関については、追加で質問紙を送付し、具体的にこれまでに研究者個人あるいは研究機関に対して返還措置を科した事例を、回答いただける範囲で尋ねた。

なお、インタビュー調査で往訪したその他機関からも、研究資金の返還に対する運用実態・考え方を一部把握することができた。

以下では、10 機関から得られた回答の取りまとめを中心に、インタビュー調査で把握した一部の関連情報を付記しながら示す。

### 研究費の返還を求める対象

調査票の回答機関の中で、10 機関から「不正事案に対する措置として研究費の返還措置を科している」との回答が得られた。これらはいずれも資金配分機関あるいはその下部組織であった。

そのうち、研究機関に対して返還措置を科すと回答した機関は 8 機関、行為者である研究者個人に科すと回答した機関は 5 機関、また、これらの中で研究機関および行為者である研究者個人の双方に科すと回答した機関は 3 機関あった<sup>313</sup>。

追加質問および一部のインタビュー調査からは、返還を求める対象は、資金提供・受領にあたり資金配分機関との契約関係にあるものに対して科される傾向が見られた。すなわち、研究機関に対して資金返還を求める機関は、その理由として、契約上配分機関から提供される資金は研究機関に対するものであるため、という回答を得た。一方で、個人に対して資金返還を求める機関からは、配分機関から提供される資金が研究者個人に対するものであるために、個人に対して科しているとのことであった。

<sup>313</sup> 中には、研究機関から行為者である個人に対して、懲戒の枠組みの中で返還措置を科すと回答した機関が 1 機関存在したが、上述の集計からは除外している。

## 研究費の返還の運用状況

インタビューや質問紙を通じて把握した、調査対象機関10機関の取組は、下記のように3つに分類される。

### ① 措置を科す仕組みはあるものの、実際の運用は行っていない

10機関中6機関からは実際の運用上、返還措置を科した事案はない、またはほとんどないと回答を得た(回答担当者が把握していないものも含む)。

なお、インタビューを行った資金配分機関<sup>314</sup>からは、研究費の返還措置を実態として科していない理由について以下の見解を得た。

- 不正が発覚する以前に支給された資金に対しては、すでに研究者への給与等で利用されてしまい、実質回収不可能だと考えている。そのため、支給された研究費の返還措置を科すよりも、今後支給される予定の資金を停止するほうが現実的ではないか。(Wellcome Trust へのインタビューより)  
助成された研究資金で研究活動を行っているのは不正を犯した研究者だけではなく、他にも誠実な研究活動を行っている研究者もいる。そのような状況で、資金返還措置を科すことは、不正の行為者以外に、そうした誠実な研究者に対する影響も出てしまう可能性があり、現実的ではない。(ドイツ DFG 日本代表部へのインタビューより)

なお、インタビュー調査から、イギリスの民間資金配分機関であるウェルカム・トラストでは、使用された研究費の返還ではなく、資金停止処分や、資金配分先研究者の変更の措置をとっている取組が把握された。その取組について、以下に概述する<sup>315</sup>。

#### 【ウェルカム・トラストの取組】

ウェルカム・トラストの資金配分は、事前の支給ではなく、研究者からの申請を基に、3か月ごとに事後支給をしている。研究者が不正と認定されると、その次の資金提供の時点以降、支給を行わない。

ただし通常、資金停止の措置をとる前に、不正事案を認定された研究者の所属する研究機関において、他に当該研究資金を引き継げる人物(通常プロジェクト全体を管理できるシニアスタッフ)を研究機関の中で検討させ、適任者がいる場合には、当該人物を中心とした研究プロジェクトとして再スタートし、(研究活動のプロジェクト名を変更し、)継続して資金提供を行うようにしている。

その理由は大きく二つあり、一つにはウェルカム・トラストは契約上、研究者個人ではなく研究機関に対して資金提供を行っている。そのため、研究機関においてその研究プロジェクトが存続できるのであれば、資金提供を行うことは問題ないと考えている。

また、一つには配分される研究資金に基づいて研究を行っている人物には、不正を犯して罰せられるべき研究者の他に、当該資金から雇われている不正に関与していない若手研究者、テクニシャンを始めとした残されたスタッフが居り、彼らの存在に留意している。少なくとも、彼らが次の雇用先等を確保するまでのつなぎとして資金が必要であると考えており、配分資金をそこに活用できればと考えている。

<sup>314</sup> 上述した質問紙に回答した機関とは異なる。

<sup>315</sup> Wellcome Trust へのインタビューで把握された内容をもとに構成

**② 研究不正ではなく、研究費不正に対する資金返還を求めている**

10 機関のうち、3 機関からはいわゆるねつ造・盗用・改ざんを始めとした研究不正行為ではなく、研究費の不正受給や不適切な運用に対して配分資金の返還を求めているとの回答を得た。

以下に、その回答内容を一部記載する。

- ある機関では研究資金の不適切な管理・運用に対して、助成先研究機関に対して返還を求めた。助成先機関では、研究者が助成資金の適切な管理・運用を行う上での責任を正しく理解しておらず、結果として、適切な承認プロセスを得ない旅費の支出や、支出を裏付ける証憑を適切に保持しないなどのずさんな管理が問題視された。研究機関が、研究者のこうしたずさんな支出状況を適切に管理できていなかったとして、資金配分機関から研究機関に対して、不適切な旅費の支出について全額返還の措置を科した。また、この事例では研究機関も不適切な支出監理を行っていた研究者に対して、当該研究者に係った旅費の返還措置を科している。
- ある機関では、研究者が同じ研究プロジェクトに対して、複数の研究資金配分を受け取っていたとして、当該研究者個人に対して、提供された配分資金の全額返還措置が科された。
- ある機関では、研究者が個人で行っている研究プロジェクトで使用するために、配分機関から受領した助成金を誤って使用し、承認されている研究プロジェクトの範囲外の研究機器を購入したことに対して返還を求めた。研究機関に対して不正に使用された資金を返還すると共に、助成金支給の契約を終了し、終了時点で未使用であった残資金を返還するよう要求した。

**③ 研究不正行為に対して、資金返還を求めている**

10 機関のうち、1 機関のみが、研究不正行為に対して資金返還措置を科した事例があると回答した。具体的には、データのねつ造行為に対して、研究機関に対して、不適切に費やされた資金として、論文投稿費、印刷費、会議に出席するための費用、データ加工を行った人の人件費の返還を求めている。

また、当機関の他の事例として、出版物においてデータ加工を行った不正行為に対して、研究機関に対して、配分資金全額の返還を求めている。



## 【イノベーションを阻害しないようにするためには、どのような資金返還措置が望ましいか】

研究資金の返還措置については、金銭的なペナルティとして、研究不正行為の抑止力となりうる一方で、過度の返還措置を科すことはイノベーションを阻害する可能性があるのではないかと懸念されている。それは例えば、必ずしも故意ではない研究不正行為に対しても研究資金の返還措置が科されるリスクがあることで、研究者が研究活動を躊躇し、学問の自由を妨げるのではないかと懸念されている。

今回の調査においては不正事案に対する措置として研究費の返還を求めている資金配分機関に対して、その取組内容を尋ねると同時に、当該問題意識を提示して見解を聞いた。その結果として、以下のような意見が得られた。

- ◇ 資金の返還・徴収はペナルティとして、研究不正の抑止力になるかもしれない。ただし、そうした抑止力・ペナルティが必要なのかは疑問である。それは何故なら、研究者にとって研究不正行為は必ずしも意図的に行っていない可能性があるからだ。そうした意図しない行為に対して資金返還というペナルティを科すのではなく、研究者に不正行為を正しく認識させ、いかに意図しない不正行為を起こさないようにするかという教育の方が大切ではないか。
- ◇ 研究活動は、意図しないミスを犯す可能性がある。従って、不正行為の調査においては、研究者が不正を防ぐために行ってきた対策について発言できる公平な機会を設け、意図しない行為に対しては返還の対象とはせず、明らかな不注意の場合や、意図的な不正行為の場合のみ措置が科されるべきである。
- ◇ 医師が医療訴訟等に備えて加入する「医師賠償責任保険」といった制度がある。これは医師が起こしたミスが誠実な誤り(honest error)であった場合に、医師が生計を失うべきではないとの趣旨であろう。こうした点を踏まえれば、研究不正の分野においても誠実な誤り(honest error)を起こした研究者については、返還措置による資金損失で苦しめないような仕組みにしていくことが必要なのではないか。

## 研究資金の返還に対するまとめ

研究資金の返還に関しては、資金配分機関が権限として留保していながらも、その運用実態としては研究不正行為に対して実際に資金返還を求めることは多くなく、また、ねつ造・盗用・改ざんといった研究不正行為ではなく、研究費の不正受給・不正利用といった研究費不正に対して措置が科される傾向にあると思われる。

また、研究不正行為に対する措置としては、すでに使用された助成資金に対して返還を求めるよりも、今後助成される資金配分の停止や、資金配分機関に対する助成申請資格の一定期間停止など、不正を犯した研究者に対して更なる資金提供がされないような措置を行う傾向が大きいのではないかと推測される。

今回の調査では、一部の諸外国の資金返還に係る取組を把握することができたが、一方で、「なぜすでに使用された研究資金については返還を求めることがないのか」「なぜ研究不正行為ではなく、研究費の不正に対して資金返還が求められるのか」、また、「一部研究不正行為に対して資金返還措置を科している事例については、なぜその費目に注目して返還を求めたか」といった、理由の深堀検証までは行うことができなかった。

現状、我が国では、文部科学省が配分または措置する競争的資金に関しては、研究の実施状況等を踏まえ、不正行為と直接的に因果関係が認められる経費を算定し、返還を求めている。不正行為と直接的に因果関係が認められる経費として、論文の投稿料や校閲費、発表のための旅費等の経費、印刷費の範囲にとどまり、不正行為との関係が必ずしも明確にできない試料費や実験装置費、人件費等は含まれない。今後、我が国においてこうした配分資金の返還措置のさらなる検討を深めていくにあたっては、引き続き諸外国の返還事例を収集し、その事例の背景を検証されていくことが期待される。

## 第5章 我が国の研究公正/不正対応の質向上に向けた議論

本調査事業では、事業委員会を組成し、計5回の会議の中で参画いただいた有識者の皆様からは本事業の進め方や取りまとめに向けて、多くのご助言をいただいた。最終回となった第5回事業委員会(2019年3月5日開催)では、調査で得られた各国の研究公正システムの取組を踏まえて、今後の我が国において研究公正の促進、また、研究不正対応の質を向上させるために参考となる論点とは何かについて意見交換を行った。本稿では、委員会の場で挙げられた意見を整理した形で示す。

なお、日本国内においても、研究公正の促進に向けた様々な取組が行われている中、本稿はそうした特定機関の取組について論評することを意図したものではない。また、記載内容には本事業委員会に参画した委員等の個人的な見解に基づくものも含まれており、国や国の機関の見解を示したものではない。

### 我が国の研究公正/不正対応の質の向上に向けて

責任ある研究活動を推進するためには、研究者および「機関レベル」「資金配分機関レベル」「学協会および関連団体レベル」「政府および議会レベル」それぞれが果たすべき役割を検討していく必要がある。

今回の調査事業においては、不正対応プロセスの質を担保に向けて、国によって異なるモデルが提示されてきた。例えば、アメリカのように連邦機関によって、大学等研究機関で実施される不正調査に対して監督・指示を行う国もあれば、現行のイギリスやフランスのように、不正調査・認定は大学等研究機関において一義的に行われ、政府機関や資金配分機関といったいかなる外部の機関からも監督・指示を受けない国も存在する。オーストラリアでは、不正調査・認定を行う責任は大学等の研究機関にあり、その調査・認定の適正性を確保するための体制をとっている。イギリスもこのモデルを参考し、現在体制構築の検討を進めている。

こうした諸外国の状況を踏まえると、国によって研究公正システムは異なるが、(少なくとも今回の取りまとめ対象とした国においては)政府や政府機関が調査・認定を直接行うのではなく、一義的には研究機関の責任で行われるべきであるという認識は各国で共通していると思われる。研究者が研究活動の主体として「責任ある研究活動」を行い、研究機関は、所属する研究者が「責任ある研究活動を行う管理責任や環境整備を行う責任」を有するというのが、国際的な共通理解になっている。

その点においては、研究不正の防止に加え、不正事案の調査・認定、およびその結果に基づく処分も、第一義的には研究機関の責任である。研究機関がその役割を果たすためには、「政府機関」「研究公正機関」「資金配分機関」「学協会および関連団体」により、研究機関の研究公正/不正対応の質を高めるための支援が一層期待される。

以下では、今後の我が国において研究不正対応の質を向上させるために注目することが期待される論点を5つ記述する。

### 論点1 研究機関の研究不正対応の標準化

今後の検討課題の一つが、不正対応の公平性・透明性を担保するための研究機関における研究不正対応の標準化である。

現在、研究公正の重要性に関する共通認識は科学コミュニティに確立・浸透しつつあるものの、その具体的

な対応や判断基準については必ずしも共通した理解が浸透しているとはいえない。

例えば、不正調査・認定が、大学等研究機関で対応にあたる担当者によって進め方や方法論が異なる場合がある。また、文部科学省による2014年ガイドライン<sup>316</sup>では研究不正事案の調査手順は示されているが、一方で、調査項目や調査対象資料、その不正認定にあたっての検討の視点等は各機関に委ねられており、似たような事案であっても大学によって対応が異なっている状況が見受けられる。また、研究機関の内部においても調査の視点等が共有されているか、適切に引き継がれているか、研究機関の対応が合理的なものかどうか等について、必ずしも明確ではない側面があると考えられる。

さらに、文部科学省による2014年ガイドラインでは、いわゆる「特定不正行為」(ねつ造・盗用・改ざん)については認定結果が公開されている一方で、特定不正行為に当たらないような疑わしい研究行為(Questionable Research Practice)については、その実態も十分には把握されていない。そのため、各研究機関において、「特定不正行為」以外の行為にどこまで対応しているのか、また、こうした疑わしい研究行為への対応の公平性の担保が十分果たされているか、必ずしも十分な情報がない状況である。したがって、研究機関における不正対応プロセスの質の担保や機関間の公平性の担保は今後の課題の一つだと考えられる。

今回実施した調査では、アメリカにおける政府機関が研究機関の不正調査を監督する取組や、オーストラリアにおける、国レベルの研究公正機関が研究機関に対して研究機関の不正対応プロセスの適正性を確認する取組<sup>317</sup>等、研究機関における不正調査の適正性担保に向けて国レベルの機関が一定程度関与するような取組が見られた。我が国においてもこうした仕組みが必要であるかどうかは、今後の検討課題の一つである。

また、国や国レベルの機関が、研究機関が進める不正調査プロセスにおいて留意すべきチェックリストを具体的に提示することは一案として考えられる。我が国においても、公正研究推進協会(APRIN)により調査手続きのチェックリストが公開されるなど、一部こうした動きもみられる。標準化に向けた取組は今後一層検討されるべきではないか。

## 論点2 研究公正にかかる知見・ノウハウや情報の蓄積

我が国において、研究公正に係る知見・ノウハウを研究分野横断的、機関横断的に蓄積していくことも今後の課題であると考えられる。

現在我が国においても、研究の質を担保するための知見・ノウハウを蓄積するような取組は一部でも見られる。例えば、各研究機関が設置する研究倫理審査委員会では、医療分野、特に人を対象とする医学系研究について研究の是非を審査する体制が整備されている。その審査に向けては、審査委員会において研究を適切に評価するための知見・ノウハウが蓄積され、また、地域単位で委員会同士のネットワークが構築されるなど、委員会の審査の質を底上げするような取組が見られる<sup>318</sup>。一方で、研究分野横断的な取組や、不正対応のためのノウハウ・知見の蓄積に向けた取組が十分に行われているとは必ずしも言い難い。

こうしたノウハウ・知見は研究機関単位で蓄積していくことは容易ではない。このため、研究機関における不正対応プロセスの質をより高めていくためには、上述した研究公正担当者の育成と併せ、国内で研究公正に係る知見・ノウハウを蓄積し、研究公正担当者が不正事案に対応する上で参考となるようなプラットフォームの形成も有効と考えられる。それは研究領域ごとで研究慣行も異なり不正とみなされる行為の解釈も多様な中、その

<sup>316</sup> 文部科学省、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」, 2014年

<sup>317</sup> 2019年3月現在、イギリスにおいても同様の取組の実施が検討されている。詳細は第3章カントリーレポート参照。

<sup>318</sup> 福岡県では研究倫理審査委員会による審査の質を標準化するための取組として、審査委員会の連携体である「福岡臨床研究審査委員会ネットワーク(RecNet Fukuoka)」を組織しており、委員会同士での知見の蓄積・共有を図っている。

対応方法も単一ではなく、研究公正担当者が不正対応にあたる上で判断に困った際などに、助言を求められるような仕組みにもなりうる。また、そうした知見・ノウハウを国内で蓄積していくことは、国内の研究公正に関して、今後、そうした知見に基づいたエビデンスベースの政策立案・実施をより進めていく意味合いもあると考えられる。

諸外国の例を見ると、フランスでは研究公正に関する知見の蓄積を志向している組織 OFIS を組織し、国内の各機関における研究公正に関する情報を収集するとともに、研究機関の RIO に対して研究公正・不正対応上の有益な情報を提供することを目指している<sup>319</sup>。韓国の CRE においても、国内の研究公正・不正事案に係る情報収集や調査を行い、研究機関向けに発信している<sup>320</sup>。また、イギリスでは、研究公正の促進や不正対応にむけて、具体的な方法論などを相談できる外部機関 UKRIO を有している<sup>321</sup>。アメリカでは、ORI がニュースレターのような形で研究公正の情報を発信している<sup>322</sup>。これらの取組は我が国においても参考になるのではないかと考えられる。

ただし、一口に研究公正に係る知見・ノウハウといっても様々であり、その情報の性質に合わせて、適切な蓄積方法が検討される必要がある。例えば、研究倫理教育のベストプラクティスや、不正事案の発生傾向を分析したような一般的な論考については、ある程度オープンな場で共有しうる情報である。研究公正の取組や成果について集約的に蓄積されるようなジャーナルの創設も一案ではないか。

一方で、個々の事案に対してどのような情報を基にどのような判断が下されたかという不正対応ノウハウは、各研究機関で不正対応にあたる担当者が対応に困った際に判断できる有用な知見ではあるが、個別事案の情報が含まれることが想定されるため、クローズな場での共有が図られることが望ましい。

### 論点3 国内の研究公正に携わる人材のネットワーク構築

研究公正に対する関心や認識を一層高めていくためには、研究分野間、研究機関間を横断したネットワーク構築も期待される。

我が国における研究公正の取組は、現在研究分野ごとに行われ、分野ごとでも研究公正に対する価値観や認識は異なるところがある。また、上述したように、研究公正の促進および不正対応は、機関によっても対応が異なる。

そうした中で研究機関において研究公正の推進/不正対応にあたる担当者同士が分野横断的・機関横断的に集まり、お互いに情報共有や不正対応上の経験・課題を話し合うようなネットワーキングの場をより促進していくことが有益なのではないかと思われる。

アメリカやフランスでは、大学・研究機関における研究公正担当者のネットワーキングの場が存在している<sup>323</sup>。韓国においても、先述した国の機関を中心として研究機関の研究公正担当者による全国的なフォーラムを形成し、国内の研究公正に関わる人材のネットワークも形成されつつあり、ノウハウ等を共有しているという<sup>324</sup>。

我が国においても、日本医療研究開発機構(AMED)が主導して、AMED から資金配分を受ける研究機関の研究公正関係者同士の情報交換を目的としたネットワーク「RIO ネットワーク」が組織されるなど、ネットワ

<sup>319</sup> フランス Office of Scientific Integrity (OFIS) の取組。詳細はカントリーレポート参照。

<sup>320</sup> 韓国 Center for Research Ethics Information (CRE) の取組。詳細はカントリーレポート参照。

<sup>321</sup> 英国 UK Research Integrity Office (UKRIO) の取組。詳細はカントリーレポート参照。

<sup>322</sup> 米国 Office of Research Integrity (ORI) の取組。詳細はカントリーレポート参照。

<sup>323</sup> Association for Research Integrity Officers (ARIO) の取組。仏国 RESINT の取組。詳細は各カントリーレポート参照

<sup>324</sup> 韓国 Center for Research Ethics Information (CRE) の取組。詳細はカントリーレポート参照。

ーク構築に向けた取組が見られる。分野横断的・機関横断的なネットワーク構築は今後一層検討されるべきではないか。

#### 論点4 研究公正にかかる人材の育成

研究公正の質を高めるためには、研究公正に関わる人材をいかに育成していくかは重要な課題である。

現在、大学・研究機関で不正対応に当たる担当者は、教授・研究者が学務の一環として担うこともあれば、大学の事務職員が担っていることもあり、担当者に求められる要件は明確ではない。

また、こうした研究機関における研究公正担当者の研究公正促進/不正対応については、担当者の個人的な努力に委ねられていることが多く、ノウハウの系統的な蓄積が必ずしも十分行われているとは言えない。そもそも、現状の日本には研究機関における研究公正の担当者の絶対数が不足しているように思われる。

研究公正の担当者にはどのような要件を備えた人材が必要となるだろうか。2014年の文部科学省ガイドラインでは、各研究機関に研究倫理教育担当者の設置を義務付けているが、こうした責任ある職につくことができる専門性を持った人材を育成することが課題ではなかろうか。そのためにはまずは研究公正に専門家としてどのような要件が求められるのかを明確にした上で、研修や教育を充実させていく必要がある。また、そうした担当者のキャリアパスの形成にむけて、担当者に求められる要件を資格化するなど、担当者にとって研究公正が一定の専門性として認められるような仕組みづくりも必要であると考えられる。

なお、機関において今後研究公正担当者として、URA(リサーチ・アドミニストレーター)がその役割を担うことも一案である。現在URAは、研究資金獲得や産学連携の面で活躍しているが、機関で実施される研究の適正性を監督する役割として、研究公正のような専門的ノウハウが必要となる分野でも、今後専門家として期待される可能性があるのではないか。そのような研究公正を担うURAをどのように養成していくかは、URAのキャリアパス形成も含めて、今後の課題の一つになるかもしれない。

加えて、研究公正の専門家養成の視点で、アカデミアの果たす役割は大きく、例えば、人文科学や社会科学の領域の役割の一つとして、学問の自由や学問の社会的機能といった観点から、大学や研究の在り方や公正の理念について議論に参画できるような研究倫理/研究公正分野の研究者・有識者を養成することも重要だと思われる。

最後に、研究機関における研究公正担当者や、研究倫理/研究公正分野の研究者の養成に向けて、こうした専門家が育ちやすいような体制づくりを行うことが一層期待される。今回調査対象とした韓国では、人文・社会科学の研究費の1%を研究公正/研究倫理関連の活動に充てることとしており<sup>325</sup>、その中で研究公正に係る知見の蓄積や担当者の育成が図られている。このように、研究公正促進に向けて一定の資源を割くような取組は、我が国においても参考にしうるのではないか。

<sup>325</sup> 韓国 Center for Research Ethics Information (CRE)の取組。詳細はカントリーレポート参照

## 論点5 「コンプライアンス戦略」としての研究公正から「インテグリティ戦略」としての研究公正へ

我が国では、文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014年)以降、大学・研究機関における研究公正規範、研究不正の定義、不正告発への対応体制、研究倫理教育の義務化などの制度整備は進展してきた<sup>326</sup>。その点では制度整備は進み、「コンプライアンス戦略」(規則による統制)として研究公正は進展してきたと言える。

一方で、制度的な枠組みを整備するだけでは、公正な研究活動の実質が担保されるとは必ずしも言えない。規制・規則の枠組みだけでなく、倫理教育の充実など、不正の発生を抑止するための取組が必要であると考えられる。すなわち、今後は「インテグリティ戦略」(良心による統制)を充実させ、制度の実質化を図ることが大きな課題である。インテグリティ戦略は、研究者の初期キャリアにおいてしっかりした研究倫理と研究手法を身に着けることが核心である。研究者の訓練からシニア研究者まで、体系的、組織的に段階を踏んで研究倫理教育を実施することが重要である。

研究倫理教育の推進・強化は世界各国においても注目されており、国レベル、大学等研究機関レベル、学協会や出版社といった様々な機関により、多様な RCR 教育のコンテンツ・プログラムの整備や、教育のための場づくりが行われている<sup>327</sup>。

アメリカは、全米大学院協会(Council of Graduate Schools)が NSF より資金を受け、教育プログラム“Ethics Education in Science and Engineering”を開発し、ORI や大学と連携しながらその効果を検証している。検証により得られた示唆として、「大学の執行部に恒久的な委員会を設置し、カリキュラムに RCR 教育を入れるように推進すること」、「大学院生を参加対象とした公開フォーラムを開催すること、その際には異なる様々な部門の教員・学生が学際融合的に参加することが重要であること」、「研究者の社会的責任の強化に向けては、研究者個人が公正な研究活動について自身で気づき、学ぶことが重要であること」などを挙げている<sup>328</sup>。

研究者が「責任ある研究活動」の実践に向けて獲得することが期待されるスキルの体系的な整理や、教育効果の評価手法の確立などが進められていくことが期待される。

<sup>326</sup> 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室「ガイドラインに基づく取組状況と今後の対応について〜」(平成 28 年 7 月 4 日)では、特定不正行為への対応は 85%の大学・研究機関が平成 28 年度中に整備もしくは整備予定、研究倫理教育は 87%が整備もしくは整備予定、義務付けは 57%が実施もしくは実施予定、データ保存は 75%が整備もしくは整備予定となっている。実際の状況は研究活動が盛んな国立大学で整備が進んでおり、ガイドラインの実質化は進んできたと考えられる。

<sup>327</sup> EY アドバイザー・アンド・コンサルティング株式会社が 2017 年に実施した AMED 委託調査「諸外国の研究倫理教育の実施状況に関する調査」に詳しい。https://www.amed.go.jp/content/000036626.pdf

<sup>328</sup> Council of Graduate Schools, 2006, *Graduate Education for the Responsible Conduct of Research*.

## 謝辞

本事業を実施するにあたり、「諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務」事業委員会の委員各位には調査の設計・実施・分析・とりまとめそれぞれの段階において多大なる助言をいただいた。委員長としてご参画いただいた羽田 貴史氏(広島大学・東北大学名誉教授)には、委員会の会議内外においてもご指導をいただいた。深く感謝申し上げます。

予備調査として実施した調査票調査にご協力いただいた 17 か国 27 機関の担当者に、深く感謝申し上げます。また、現地往訪においてインタビューに応じ、様々な示唆を得たアメリカ 3 機関、イギリス 6 機関、フランス 4 機関、韓国 4 機関の担当者に対しても、深く感謝申し上げます。ニコール・フェジャー氏(オーストリア研究公正局:Austrian Agency for Research Integrity)には、調査票の発出先となる担当者を選定する段階で、諸外国の研究公正関連機関ご担当者を紹介、お繋ぎいただいた。深く御礼申し上げます。

最後に、本調査を実施するにあたり、松澤 孝明氏(文部科学省 研究開発局 開発企画課 研究開発分析官)には調査方針の検討、実施に向けた進め方、取りまとめ方法の随所にわたり、指導・助言をいただいた。同氏の研究公正システムにおける専門的知見、および豊富な調査経験を踏まえたご指導のおかげで、本調査の着地を見ることができたといっても過言ではなく、感謝の念にたえない。心から御礼申し上げます。

## 調査実施体制(敬称略)

受託(PwC コンサルティング合同会社)

鐘ヶ江 靖史	シニアマネージャー
田村 亘	シニアアソシエイト
齊藤 響	アソシエイト
鈴木 弘奈	アソシエイト

「諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務」事業委員会

羽田 貴史	広島大学・東北大学名誉教授
中村 征樹	大阪大学 全学教育推進機構 准教授
野内 玲	一般財団法人公正研究推進協会 主任研究員
東島 仁	山口大学 国際総合科学部 講師
藤井 基貴	静岡大学 教育学部 准教授
依田 達郎	公益財団法人 未来工学研究所 政策調査分析センター 主任研究員

委託(文部科学省)

塚本 圭二	科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室 室長
久保 真理	科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室

アドバイザー

松澤 孝明	文部科学省 研究開発局 開発企画課 研究開発分析官
-------	---------------------------

## 調査実施・報告書の作成

PwC コンサルティング合同会社

事業委員会 委員

羽田 貴史	広島大学・東北大学名誉教授 (全体監修)
中村 征樹	大阪大学 全学教育推進機構 准教授 (「はじめに」および「第 1 章」)
野内 玲	一般財団法人公正研究推進協会 主任研究員 (第 3 章「韓国」)

その他

叶 林	杭州師範大学 副教授 (第 3 章「中国」)
-----	------------------------



禁 無 断 転 載

この報告書の著作権は文部科学省に帰属します。

諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務

成果報告書

平成 31 年 3 月

(委 託) 文部科学省

(連絡先 文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 - 2

(受 託) PwC コンサルティング合同会社

〒100-6921 東京都千代田区丸の内 2-6-1 丸の内パークビルディング